

関係省庁説明資料

目 次		
1 内閣府	地方創生関係 NPO関係	P 1 P 1 2
2 総務省	地域運営組織関係 過疎対策関係	P 1 8 P 2 3
3 農林水産省	農山漁村振興関係	P 2 6
4 国土交通省	小さな拠点関係 物流関係 公共交通関係 道の駅関係	P 2 9 P 3 5 P 4 3 P 4 5
5 厚生労働省	地域福祉関係 地域介護関係	P 5 0 P 5 6
6 文部科学省	公民館関係 廃校活用関係	P 6 6 P 7 3
7 経済産業省	地域を支えるサービス事業主体関係 SS過疎対策関係	P 7 8 P 9 8
8 環境省	再生可能エネルギー関係	P 1 0 8

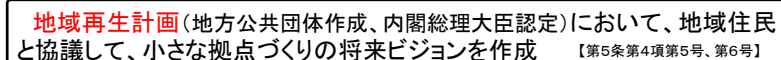


地方創生関係

地方創生推進事務局

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- ## 「小さな拠点」のイメージ



○市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定【第17条の7】

- ・生活サービス施設（診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等）
- ・就業機会を創出する施設（地場製品の加工・販売所、観光案内所等）

- ## Ⅱ 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、
農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】

- ### Ⅲ 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏
 において行う事業を位置付け【第5条第4項第6号】
 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に
 【第17条の13】
 ○集落生活圏内外のネットワークとの連携（バスの乗換拠点の整備等）【第17条の7】

IV 生活サービスを提供する担い手を確保

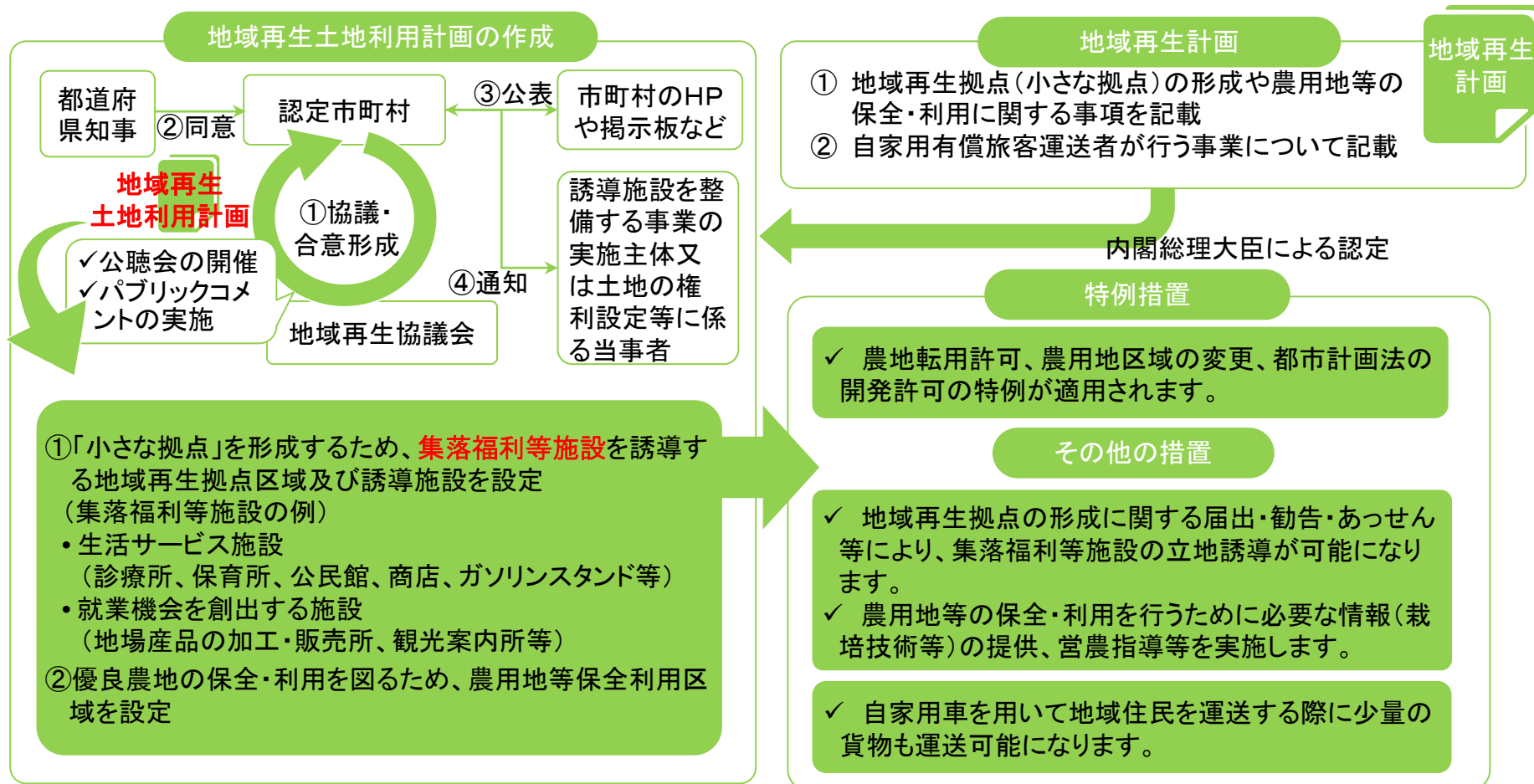
- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に【第19条】

小さな拠点形成のための財政的支援

- 2

地域再生土地利用計画の作成による特例措置

- 「小さな拠点」の形成と併せて農地の保全及び利用を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進するため、地域再生計画の認定を受けた市町村（認定市町村）が**地域再生土地利用計画**を作成し、都道府県知事の同意を得ることで、農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、都市計画法の特例を活用することができます。



小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置（概要）

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づく所定の事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられるようになります。（※H28年度から2年間）

小さな拠点の形成の取組の推進

地域住民等による株式会社の設立

【事業のイメージ】

① コミュニティビジネス（実施が必須）

域外からの持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業



- ・地元農産品の販売
- ・農家レストランの運営
- ・地域資源を活用したツアー 等

② 生活サービス等の提供（実施は任意）

拠点等におけるサービス提供や周辺集落との交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売
- ・ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行 等

出資

【個人出資者】

（地域住民・地元出身者など）

出資額分（※）を総所得金額から控除することが可能

※ 正確には出資額（1,000万円限度）と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置（詳細）

地方公共団体の役割：支援体制整備

①地方公共団体による地域再生計画の作成
(株式会社が行う「小さな拠点」形成事業を記載)

内閣府への認定申請

内閣総理大臣の認定

② 計画認定後、地方公共団体が
株式会社の要件に該当する旨を確認

確認

計画に記載すべき対象事業の要件

「小さな拠点」形成事業

- ①生活サービス等の提供事業 ②コミュニティビジネス
※生活サービス等の提供事業のみを行う場合は対象外

確認すべき株式会社の要件

- ①常時雇用者数が2人以上であること
- ②「小さな拠点」形成事業を専ら行う株式会社であること
- ③前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%以下であること
- ④設立10年未満であること
- ⑤中小企業者であり、大規模法人の子会社ではないこと
- ⑥非上場会社、非店頭登録会社であること
- ⑦性風俗関連営業を行うものではないこと
- ⑧株式投資契約を締結する株式会社であること

株式会社の役割：将来的な雇用の創出

①認定計画に基づき、「小さな拠点」形成事業を実施

②出資を元に事業を展開、地域の雇用の創出に貢献

出資

出資者の役割：出資等を通じた地域の取組への参画

個人出資者
(地域住民・地元出身者など)

出資時点の会社の要件（雇用の創出）

- ①常時雇用者数が地方公共団体の確認日の常時雇用者数以上であること
 - ②常時雇用者数が前事業年度より2人(商業・サービス業では1人)以上増加していること
- ※②は、地方公共団体の確認を受けてから2年度目以降の出資のみ適用

出資に対する税制上の特例措置

出資額から一定額を除いた額(※)を
総所得金額から控除

※出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社と税制特例のイメージ

背景

- ・地方都市の中心市街地から30km離れた中山間地域(都市計画区域外)
- ・人口減少の進行:800人(1975年)⇒500人(2010年)
- ・学校、JAの店舗・ガソリンスタンドが閉鎖し、生活サービスが低下

株式会社の設立

株式会社・・・常時雇用者数:2名(+代表取締役1名)
出資額:150名1000万円(1万円～30万円/1人)
売上額:約1億円 利益 :数万円～数十万円の赤字

<事業内容>

- ・住民の生活サービス等の維持(生活必需品の販売、給油所の運営)
- ・地域資源を活用した事業(地域産品の米を市内外(学校・病院・通信販売等)へ販路拡大)

必需品販売店舗



地域産品の活用



150戸が1000万円を出資

出資額を総所得金額から控除することが可能

【個人出資者】(地域住民・地元出身者など)

税制特例等のイメージ

(※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定。)

- | | | | |
|--------|--------------------|---|------------------|
| <ケース1> | 収入300万円の個人が5万円出資 | ⇒ | 所得税: 約 2,400円の還付 |
| <ケース2> | 収入500万円の個人が10万円出資 | ⇒ | 所得税: 約 1万円の還付 |
| <ケース3> | 収入1000万円の個人が30万円出資 | ⇒ | 所得税: 約 6万円の還付 |

(※この他、事業における各種優待や、将来株式会社が利益を得た際の株主配当などの権利も適宜設定可能)

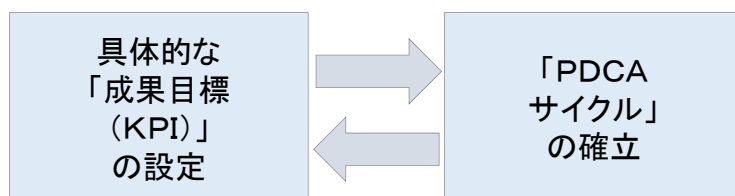
地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）（内閣府地方創生推進室）

28年度概算決定額 1,000億円【うち優先課題推進枠227億円】（新 規）
（事業費ベース 2,000億円）

事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、
地方創生の深化のための新型交付金を創設

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例）ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、**小さな拠点** 等

②既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

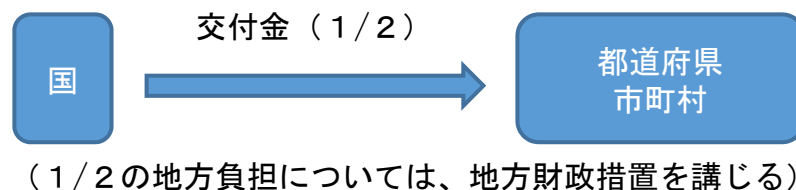
③先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

・ 地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆地域の技の国際化(ローカルイノベーション)

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等が出来るためのネットワーク形成等を通じて、IoTを活用した新たなイノベーションの創出をはじめ、地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング:日本版 DM O・地域商社)

- ・地域の「稼ぐ力」向上のため、様々な連携を図りながら地域経済全体の活性化につながる観光戦略を実施する専門組織として日本版DMOを確立し、これを核とした観光地域づくりを行う。
- ・地場産品を戦略的に束ね、安定的な販路開拓・拡大に取り組む地域商社を核に、地場産品市場の拡大、地域経済の活性化を目指す。

◆地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上等)

- ・地域経済を支えるサービス産業の生産性向上に向け、各業種に即した生産性改善の取組に加え、地域間、異業種間等を問わず、事業者等の様々な連携により新たなビジネスモデルを生み出し、ITの活用や対内直接投資も含めた生産性向上に資する戦略的投資を呼び込む取組などを促進する。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- ・全国規模で行われる地方創生人材の育成・確保の取組(「地方創生力レッジ」を含む)と連動しながら、その地域独自の人材ニーズに基づき行われる人材育成・確保の取組を行うとともに、それを通じた地域の総合力の底上げを目指す。(他の分野の事業の中で併せて取り組む場合も含む。)

◆移住促進/生涯活躍のまち

- ・人材ニーズを踏まえた雇用創出・人材育成との連携や、地域コミュニティの活性化を伴う移住促進施策を実施する。
- ・特に、高齢者等が希望に応じて移住し、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活が送れるよう、「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組を進める。

◆地域ぐるみの働き方改革

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方公共団体だけでなく、地域の産業界や労働界、金融機関等の地域の関係者が「地域働き方改革会議(仮称)」の下に集い、地域ぐるみで働き方改革に取り組む。

◆広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

- ・地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る。

◆都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

- ・都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組を推進するとともに、これらの取組との連携による「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいを創出する等戦略的な取組を進める。

地方創生拠点整備交付金

28年度第二次補正予算 900億円（事業費ベース 1,800億円）

※道、污水处理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む

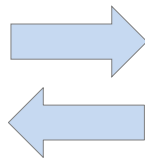
事業概要・目的

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援

② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

具体的な
「成果目標(KPI)」
の設定



「PDCAサイクル」
の確立

事業イメージ

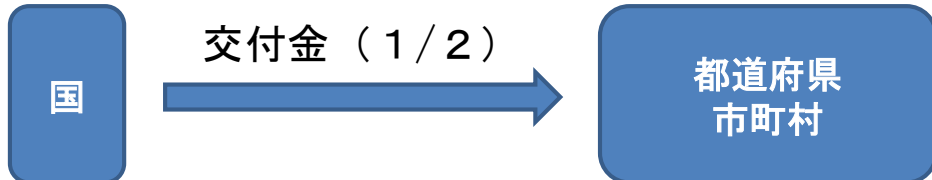
【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

資金の流れ



期待される効果

- 未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

小さな拠点・地域運営組織の形成拡大支援（内閣府地方創生推進事務局）

平成28年度第2次補正予算額 0.6億円

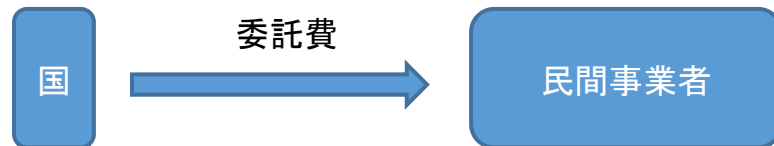
事業概要・目的

中山間地域等における集落生活圏を維持し、日常生活に必要な生活サービスを維持するため、全国各地での小さな拠点や地域運営組織の形成や必要な人材の確保・育成に向け、都道府県レベルでの中間支援・人材育成体制の構築を促進するとともに、市町村や地域での取組促進を支援する。

【事業内容】

1. 関連情報の整理と情報発信・情報交流サイト構築
2. 理解促進のため、都道府県や市町村に対する研修の実施、専門家派遣
3. 都道府県及び中間支援組織の取組支援体制・人材育成体制の構築（プラットフォームづくり）支援
4. 基礎知識普及に向けた市町村や地域へのアドバイザー派遣
5. 小さな拠点・地域運営組織形成による効果検証のモデル調査

資金の流れ



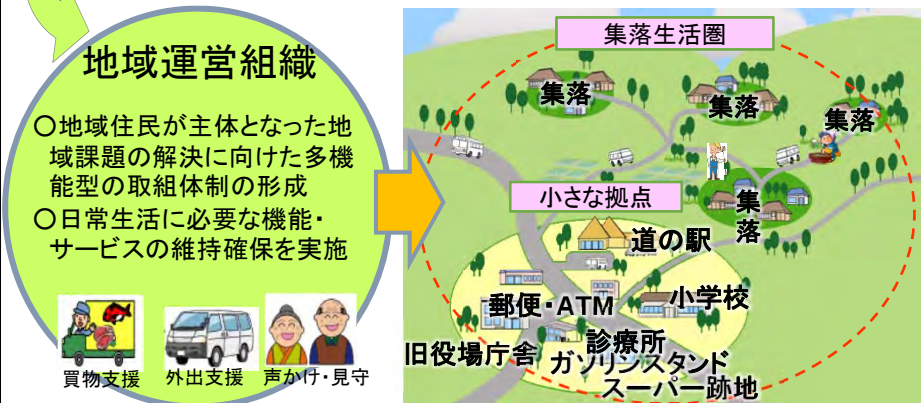
事業イメージ・具体例

○小さな拠点・地域運営組織の形成拡大に向けた、知識・情報・人材の普及拡大に向けた支援を重点的に実施

都道府県・市町村や地域住民に対する小さな拠点・地域運営組織形成の必要性や先進事例等の普及・啓発

都道府県・中間支援組織による広域レベルでの取組支援体制・人材育成体制の構築（プラットフォームづくり）のための支援

小さな拠点・地域運営組織形成による効果モデル



期待される効果

- 小さな拠点・地域運営組織の形成及び人材育成に向けた地方公共団体や地域の取組が一層円滑に進められる。
- これにより、特に人口減少、高齢化の著しい中山間地域を中心として、住民生活に必要な不可欠な生活サービスを確保し暮らし続けられる地域の形成が図られる。

小さな拠点・地域運営組織の形成拡大支援事業（内閣府地方創生推進事務局）

29年度概算要求額 0.5億円【うち優先課題推進枠0.5億円】
（新規）

事業概要・目的

○目的： 中山間地域等における日常生活に必要な生活サービスを維持するため、全国各地での「小さな拠点」や「地域運営組織」の形成に向け、必要なノウハウの提供や、都道府県や市町村、中間支援組織等の取組促進を支援します。また、地域運営組織が経済的に自立して持続的に運営できるよう農林水産業等の地域産業と連携した事業運営のあり方について検討します。

○事業概要：

- ・各種支援制度や優良事例等の情報発信
- ・理解促進のため、都道府県や市町村に対する研修の実施、専門家派遣
- ・都道府県及び中間支援組織の取組支援体制・人材育成体制の構築（プラットフォームづくり）支援
- ・小さな拠点・地域運営組織の形成効果の見える化
- ・農林水産業や地場産業、農協等と連携した地域運営組織の事業モデルの構築

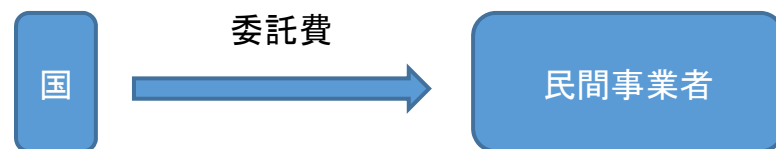
事業イメージ・具体例

- 中山間地域等における「小さな拠点」や「地域運営組織」の形成に向けた情報提供、研修、専門家派遣等の支援を実施します。
- 地域運営組織が地域産業や公的機関と連携し、経済的に自立するための事業モデルを構築します。



全国各地での小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた取組の裾野を広げます。

資金の流れ



期待される効果

- 小さな拠点・地域運営組織の形成や人材育成に向けた地方公共団体や地域の取組が一層円滑に進められます。
- これにより、特に人口減少、高齢化の著しい中山間地域を中心として、住民生活に必要な不可欠な生活サービスを確保し暮らし続けられる地域の形成が図られます。



NPO関係

政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(共助社会づくり推進担当)付

都道府県・指定都市市民活動担当部長 宛

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

地域運営組織の法人格として特定非営利活動法人を活用することについて

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただきありがとうございます。

近年、地域の活性化や地方創生の担い手として地域運営組織^(注)の活動が活発化しているところ
です。この地域運営組織が法人格を取得する際、その選択肢として特定非営利活動法人（以下「NPO
法人」という。）を選択する団体もみられるところです。

(注) 地域運営組織：地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体の話し合いの下、それぞれの役割分担を明確に
しながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取
組を持続的に行うための組織（「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」、平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）

他方、特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 1 号イにおいて、
「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。」と規定されており、市区町村内の一定
の区域の地域住民が主体となって活動することを念頭に置く地域運営組織が NPO 法人化する際、
この「不当な条件」に該当するかが明らかでなく、解釈を明確化すべきとの要請があったところで
す。

今回内閣府において、当該規定の解釈を明確にするため、別添のとおり Q & A を改訂しました。
また、この問題については、平成 28 年 4 月 28 日の参議院内閣委員会において質疑が行われたと
ころですので、その会議録につきましても併せて送付いたします。

各所轄庁におかれましては、執務の参考としていただき、各地域の実情を踏まえた柔軟な運用を
お願いいたします。
また、管内の市区町村への周知・徹底についても重ねてお願いいたします。

本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定により、所轄庁の事務運営について、「技術的な
助言」として通知するものです。

以上

特定非営利活動促進法（抄）

（定義）

第二条

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ
多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的と
し、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人を
いう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもので
ないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこ
と。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同
じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は
政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 ～ 4 省略

NPO法Q&A

 [このQ&Aにおいて使用している省略語](#) 

認証について

設立の認証・手続き等

Q 2-1-9 [社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。↓](#)

 **2-1-9** 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。**【第2条2項1イ号】**

 **A** 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになります。社員を最少行政単位である市（区）町村在住者に限ることは、通常、「不当な条件」には当たらないものと考えられます。しかし、例えば「△△丁目」といった極めて限定された地域の住民以外の者が社員として加入することを、一切拒否するのであれば、実質的に共益的・親睦会的な団体運営を意図するものとして、「不当な条件」とならざるを得ないでしょう。

このため、例えば「この法人の活動に賛同し、かつ常時活動に参加できる者」といった規定のように、地域に在住する者を念頭に置きながらも、法人の活動に賛同する者や積極的に活動へ参画できる他地域在住者の参加の余地を残しておくことが望ましいと考えられます。具体的には、定款上、

- ・〇〇市△△中心市街地の活性化を目的とし、まちづくり全般に関する事業を行うことを事業内容とする法人が、社員に対し、「まちづくりに関わる業務又は、当法人の事業に、自ら率先し積極的に参加できるもの」という条件を付している例
- ・〇〇町の活性化を目的に活動する法人が、社員に対し、「この法人の目的に賛同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者」かつ「個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行うこと」等の条件を付している例

について、所轄庁において認証している例があり、このような形で会員資格を市町村の区域よりも狭い地域の住民に実質的に限定することは、一般論として許容されるものと考えられます。

なお、社員の資格の地域性の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員になれないような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

上記の趣旨を踏まえて、認証事務を行う所轄庁が、各地域の実情を踏まえて、柔軟に運用しているため、地域内で活動しているNPO法人も地方には相当実例がありますので、参考としてください。

【参考】過去のブロック会議における内閣府回答

1. 【平成18年ブロック会議 内閣府回答】

（不特定多数性の要件の判断）

・地域的な制限については、最少独立行政単位である市（区）町村を対象とするような場合であれば、問題なく「不特定多数」と言えるが、「向こう三軒両隣」のような場合には、要件を充足するとは言い難い。要するに、当該対象地域それ自体が、そこに住む個人々々を超えて一つのまとまりをもった「社会」と言えるかどうかがポイントとなる。

・年齢等の自然的区別や職業等の社会的区別、その他の特性等による制限についても、そのような限定された中に含まれる「個々の特定された人々（団体）」の利害を超えた広がりをもっているかどうかを、その時々を時代を背景とした社会通念によって判断する。

・単に「会員制」ということだけをもって「不特定多数の要件」を満たさないと判断することは妥当ではない。具体的には、「会員制」の団体として会費を徴収する場合であっても、それが受益者を明確にする等の目的であり、閉鎖的なものではなく、かつ、金額が活動に要する実費等と比較して高額とは言えないような場合には、不特定多数性の趣旨を失わせるものではない。

（内閣府における具体的事例）

① 地域的な制限

- ・地域的な制限から不特定多数性の要件を満たさないと判断した事例はない。

（認証事例）

- ・地域の通学路の安全確保
- ・特定の観光地の活性化
- ・特定の過疎地の活性化など

2. 【平成20年ブロック会議 内閣府回答】

NPO 法人が活動に地域的な制限を設けている場合、当該対象地域それ自体が、そこに住む個人々々を超えて一つのまとまりをもった「社会」と言えるかどうかポイントとなる。

内閣府では、上記の解釈に則り、対象地域が最少行政区以下の範囲であっても、そこが社会と認められる範囲であれば、不特定かつ多数と判断している。

3. 内閣府においては、上記のとおり所轄庁（都道府県・政令市）に示しており、これらを参考としながら、法施行当初より、所轄庁においても以下のとおり、柔軟な運用により設立認証がなされております。【A 所轄庁】

不特定多数性の要件については、活動の現実的な受益者が、事柄の性質上限定されたり、結果として少数であったとしても、現実の目的が「社会全体の利益」と考えられるような場合には、この要件を満たすものと判断している。

いわゆる「会員限定事業」については、

- ① 法人の目的に沿っており、特定非営利活動の種類にも該当すると認められる内容であること。
- ② 利用会員になるための条件が、誰でも入れるような条件であること。

のいずれの要件も満たしている場合には、認めることとしている。

会員相互の親睦を目的とした事業は、「その他の事業」とみている。

【B 所轄庁】

「地域的な制限」については、最小行政単位がひとつの目安ではあるが、それより細かな区分に限定しているものでも、その地

域に社会性が確認できれば（言い換えれば、対象者が明確に特定できるものでなければ）、要件を満たすものとする。実務においては、定款中の目的を「〇〇地域を中心とした」などと、表現をかえるよう、アドバイスをしている。

「会員制の団体」については、直接の受益対象者が会員に限られていた場合であっても、間接的な受益者が広範囲にわたっている場合、要件を満たすものとする（その場合の受益対象者はその地域に住む人々という解釈）。実務では、議決権を持つ社員とサービスの利用者を分けて整理することを推奨している。

【C 所轄庁】

従来から、当該法人の活動範囲が最小行政区画域内にとどまっている場合でも直ちに特定非営利活動法人認証の障害にはならないと対応してきており、このことは市町村合併などによっても変更はありません。

ただし、メンバーや活動内容から明らかに地縁団体や共益的団体と判断できる場合には特定非営利活動促進法の趣旨には合致しないと説明して、了承を得るようにしています。

主なNPO法人の例

- 北海道：風連まちづくり観光、グランドワーク西神楽
- 青森県：かなぎ元気倶楽部、岩木川と地域づくりを考える会
- 岩手県：くちない、立ち上がるぞ！宮古市田老、あすの黒岩を築く会
- 宮城県：がんばっと！！玉浦、石巻茗荷村、雄勝まちづくり協会
- 秋田県：横手ひらかNPOセンター、立町商店会、NPO増田地域活性化ステーション
- 山形県：河北まちづくりネットワークひまわり、玉庭いこいの里
- 福島県：土湯温泉観光まちづくり協会、亀谷まちづくり処露伴塾
- 茨城県：波崎未来フォーラム、小田地域振興協会、明日のみずき野を考える会
- 栃木県：芭蕉の里黒羽ふるさと財団、大平山南山麓友の会
- 群馬県：鼻高町をきれいにする会、倉賀野まちづくりネットワーク
- 埼玉県：西川口を活性化させる会、小手指まちづくり事業団、松原団地見守りネットワ
- 千葉県：青葉台さわやかネットワーク、手賀沼トラスト、和田地域づくり協議会「WAO!」
- 東京都：世田谷区桜丘まちづくり、馬込文士村継承会、
- 神奈川県：浦賀婦人会、辻堂のたみ、若葉台（横浜市）
- 新潟県：さわやか下条、夢あふれるまち浦川原、かみえちご山里ファンクラブ（新潟市）
- 富山県：越路まちづくり協議会、利賀山川まもる
- 石川県：ラスコ片山津、まちかど倶楽部たかまつ、うちなだ花づくり協議会
- 福井県：美山まちづくりNPO、きただに村、塩屋
- 山梨県：野田尻地域振興会、おおさと街づくりネットワーク、芦安ファンクラブ
- 長野県：つみくさの里うるぎ、たかぎ、まめってゑ鬼無里
- 岐阜県：神岡・まちづくりネットワーク、まちづくり山岡、ふるさと谷汲
- 静岡県：東海道・吉原宿、みなと・まち育て田子浦、夢未来くんま（浜松市）
- 愛知県：高浜南部まちづくり協議会、幡豆・三河湾なっと、富岡まちづくり協議会
- 三重県：伊勢河崎まちづくり衆、赤須賀まちづくり推進協議会、
- 滋賀県：NPO水源寺まちづくり振興会、金堂まちなみ保存会
- 京都府：気張る！ふるさと丹後町、にぎわいコンソーシアウム園部
- 大阪府：千里市民ネット、田尻町まちづくり住民会議、千里山市民クラブ

- 兵庫県：集落丸山、いずし町家再生プロジェクトA
- 奈良県：清澄の村、八木まちづくりネットワーク、今井まちなみ再生ネットワーク
- 和歌山県：紀州粉河まちづくり塾NPO、熊野本宮
- 鳥取県：いんしゅう鹿野まちづくり協議会、ウイング本庄、千年の湯 吉岡温泉
- 島根県：湯の郷たまゆ、シャーネ・エレーテ今市、鹿島振興会議
- 岡山県：宇喜多堤見守り監視隊、大島まちづくり協議会、たかくら村
- 広島県：昭和地区まちづくり協議会、佐東地区まちづくり協議会（広島市）
- 山口県：西岩国・駅と広域まちづくりの会、八坂地区むらづくり協議会
- 徳島県：美郷宝さがし探検隊、松尾川の会
- 香川県：瀬戸内・女木アイランド振興会、本島町笠島まち並保存協力会
- 愛媛県：まちづくりin久米、龍岡地域活性化対策推進協議会
- 高知県：とかの元気村、NPO竜串観光振興会
- 福岡県：ふるさと黒木応援会、がんばりよるよ星野村
- 佐賀県：NPO栄町地域づくり会、レインボー七つの島連絡会議
- 長崎県：福江島おんだけ振興会、NPO夕陽が丘そとめ、平島を守る会
- 熊本県：鹿本コミュニティ開発、網田倶楽部、大矢野を元気にする会
- 大分県：鉄輪湯けむり倶楽部、山香郷、湯布院まちづくり推進機構
- 宮崎県：ドンと佐土原まちおこし隊、高城歴史文化のまちづくりフォーラム
- 鹿児島県：頼娃おこそ会、NPOしきね、まちづくり輝北
- 沖縄県：NPO首里、まちづくりNPOコザまち社中、普天間門前まちづくり期成会

等

注）内閣府NPOポータルサイトを利用し、定款等の記載内容から、内閣府において独自に把握した法人を掲載しています。

第190回国会 内閣委員会 第13号

平成二十八年四月二十八日（木曜日）

会議録（抜粋）

○山本香苗君 今日の高鳥副大臣にお越しいただいているので、ちょっと順番変えて質問させていただきたいと思いますが、総務省において平成二十五年度から地域運営組織について調査研究を行っていただいておりますけれども、この内容と、またこれどう進めていかれますか、今後。

○政府参考人（原田淳志君） お答えいたします。

総務省では、平成二十五年度から、この地域住民が主体となって暮らしを支える活動に取り組む組織、これを地域運営組織と呼んでおりまして、小田切明治大学教授を座長とする研究会を設置しまして、実態調査等々を含めまして調査研究を行っております。

具体的には、その現状把握を行ったところ、組織の形成や持続的な運営に当たっては、人材の確保や育成、また安定的な財源の確保などが課題となっていることが明らかになっておりますので、これまでの間、委員会の方からは、そのような先進事例の体系的な整理、また人材の確保、育成のための方策、また地方自治体の財政的、人的支援の方策について御提言をいただいておりますし、二十八年度においても同様でございます。

総務省としましては、このような地方公共団体に對しまして、こうした調査結果の成果の周知を行って横の展開を進めていくとともに、本年三月には、まち・ひと、しごと創生本部に地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議、これが設置されておりますので、ここへも協力するとともに、関係省庁とも連携をしながら、この地域住民の方が主体となる地域課題解決のための取組につきまして、しっかりと支援していくために頑張ってまいりたいと思っております。

○山本香苗君 今おっしゃっていただいた地域運営組織という仕組みというのは、この少子高齢化社会を迎える中で住民主体の課題解決を図るわけで、非常に効果的な取組だと思っておりますし、その必要性も高まっていると思います。

しかしながら、そのほとんどが任意団体となっておりまして、法人格がないと。そのために、例えば契約行為というのが代表者個人の契約になってしまうようなケースも多々あって大変な状況でございますし、また公共的な活動であるにもかかわらず税制上の優遇措置も受けられない、そういった課題が様々あるわけです。

今、原田審議官から御紹介いただいた調査研究報告書において、この法人格というのを既存の制度の中でいろいろ比較をしていっているわけですが、その中でNPO法人が最もなじみやすい法人格というふうにされているんですが、他方で、NPO法人では入会制限ができないから他地域からの入会を拒めず、地縁の区域に構成員が限定されるためなじまないといった御意見もあります。

そこで伺いたいんですが、NPO法二条で、「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。」とされておりますけれども、会員の資格を地域住民に限定するという

ことは不当な条件に当たるんでしょうか。例えば、何とか市何々町という形に、居住する者といった制限を掛けることは可能なんでしょうか。

○政府参考人（濱田省司君） 御質問いただきましたNPO法の第二条でございますが、この趣旨は、NPO法人が不特定多数の利益の増進を目的とするということがございますので、この資格といたしましても、一般の人が誰でも加入できるようにするというのが基本だという考え方に基づくものでございます。

しかしながら、社員の資格を特定の地域の住民に限りますることが事業内容などとの関係から見て合理的なものであれば、この不当な条件には当たらず許容される場合もあるというふうに思っております。

どのような制限であれば、例えば広さですとか人口規模ですとか、不当な条件となるかならないかにつきましては一律に決まるものではございませんで、この限定の仕方と事業内容との相関関係で、事務に当たっております都道府県又は政令指定都市、我々は所轄庁と申しておりますが、こちらの方で御判断をいただくということだと思っております。

御質問ございましたように、会員の資格を最小行政単位であります市区町村よりも狭い区域の在住者に実質的に限るということも、事業内容等の関係から合理的なものであれば、通常は不当な条件には当たらず可能であるというふうに考えております。

○山本香苗君 可能だと言うんですけど、QアンドA見ますと、何々町の住民以外の者が社員として加入することを一切拒否するのであれば、事業内容によっては不当な条件とならざるを得ないでしょうと書いてあるんです。これ、どういう意味ですか。

○政府参考人（濱田省司君） このQアンドAの趣旨でございますが、二つポイントがございまして、一つは団体運営の閉鎖性あるいは排他性というような問題でございます。会員の資格の地域を極めて狭く限定した上で、それ以外の者を一人たりとも入れないというような厳格な地域制限を、資格制限を設けますと、実質的にこれが共益的、親睦会的な団体になるのではないかと、不特定多数の利益を追求する団体とは言えなくなるのではないかとということがございまして、そういう場合には不当な条件に該当する可能性があるということの一つは申し上げたいという内容でございます。

もう一つは、事業内容との関係での合理性があるかどうかということでございまして、例えて申しますと、活動区域は市町村を越えて市内全域とかあるいは県内全域とか、こういう広い地域を設定されているにもかかわらず会員資格を極めて狭い区域にすると、こういうことになりますと、事業内容と会員資格制限の間に合理的な関係がないというような場合にはこの不当な条件に該当してしまう可能性が高いのではないかと、こういう趣旨を申し上げているところでございます。

○山本香苗君 常時活動に参加できることの制限を設けるということで、事実上会員を地域住民に制限することは不当な条件に当たりますか。

○政府参考人（濱田省司君） 個別の事案の判断は申請された案件全体の事態に照らして所轄庁で御判断をいただくと、都道府県、政令市で御判断いただくということでございますが、

一般論として申し上げますと、御質問がありましたように、地域の課題解決に取り組む団体が、当該活動に理解があり、かつ常時活動に参加できる者に会員の資格を限定するという形を取りまして会員資格を市町村の区域よりも狭い地域の住民に実質的に限定するということは、一般的には許容されるというふうに考えております。

○山本香苗君 要するに、地域運営組織は現行のNPO法人で十分できるということですか。

○政府参考人（濱田省司君） 実質的な形で限定するということではできるというふうに思っております。

○山本香苗君 そこで、高鳥副大臣にお伺いしたいわけなんですけれども、今のやり取り聞いていただいていたように、できるといふんですよ。なんですけれども、NPO法人など既存の制度ではできないとあって二百近い自治体の方々がネットワークをつくられて、そして新たな法人格を求める要望書というのを政府に提出されているんですね。その中には高鳥副大臣の御地元の十日町市も入っています。

そういう状況なんです、何でこうしたことが起きるのかと、もういろいろ考えてみたんですね。そうしたら、大体二つぐらい理由があるだろうと。

一つは、やっぱり聞いていて、不当な条件に当たるかどうかという基準がよく分からないと、曖昧なんです。ここは是非明確にさせていただいて、こういう地域運営組織、これでできるんだということを明確にさせていただきたいと思うんですね。

二つ目は、周知がなされていないということなんです。ちょっとレクのときにお伺いしましたら、自治体等に対してこういうものを文書をもって周知したことありますかと言ったら、ないそうなんです。

是非、この二点はすぐできる話です、今日は子ども・子育てという話ですけれども、私は、子ども・子育てといったときに、決して保育士だけが担い手であるとは思わないんです。地域の皆さん方も担い手になるわけで、こうした地域運営組織といったところがしっかりとできるような体制、これは特に厳しいところなんです、都市部というよりも、そういったところでやっていたいっているものですから、早くこういうことでできるんだとやってあげた方がいいと思いますので、是非この二点、早急に高鳥副大臣のリーダーシップで解決をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○副大臣（高鳥修一君） 山本委員にお答えをさせていただきます。

今政府参考人の方から具体的なお話はさせていただきましたけれども、最終的な判断、これはその認証事務を行う所轄庁、都道府県あるいは政令指定都市が個別の事例に応じて判断をするということですが、委員御指摘の基準、これが曖昧であると。それから、周知は、自治体の方にこれQアンドAは送っているということでもありますけれども、まだまだ徹底が足りないという御指摘でございます。

御指摘を踏まえまして、こういった事例が分かりやすくなるように前向きに検討してまいりたいと思いますし、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○山本香苗君 是非よろしく願い申し上げたいと思います。

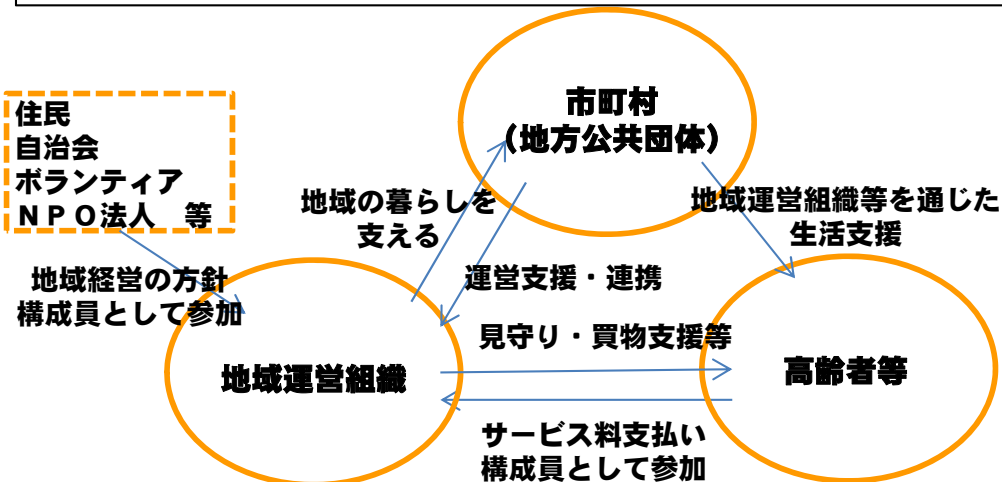
地域運営組織について

地域力創造グループ 地域自立応援課 地域振興室

地域運営組織に関する総務省の取組について

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。(全国には概ね小学校区を単位に1,680組織がある。)

地域課題の多様化・広域化により、自治会・町内会では対応が困難な課題について、既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組み。



先発事例①(島根県雲南市)

市内全域で概ね小学校区を単位とする任意の住民組織「地域自主組織」が結成され、小規模多機能自治の活動として、高齢者の見守り事業、配食事業等を実施している。



先発事例②(大棚商店(鹿児島県大和村))

地域住民の出資により創設。100年以上継続。食料品等日用品に加えて、GSも経営。また、商店を拠点として、ボランティアグループ「大棚結の会」による惣菜販売等、高齢者生活支援を実施している。



地域運営組織等に関する調査研究

(1) 地域運営組織に関する調査研究(H25～)

暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究

(座長: 小田切徳美 明治大学教授)

(2) 「小さな拠点」の形成に向けた新しい「よろずや」づくり(H26～)

地域が主体となったコミュニティビジネスの形で地域住民が支える持続可能な拠点づくりに関する調査研究

(座長: 飯盛義徳 慶應義塾大学総合政策学部教授)

(3) 地域における生活支援サービス提供の調査研究(H26)

コミュニティビジネスを活用しながら生活支援サービスを継続的に展開する取り組みの調査研究

(座長: 作野広和 島根大学教育学部教授)

総務省ホームページ 地域づくり関連調査・統計資料

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html

平成28年度における地方財政措置(市町村500億円)

(1) 地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。

(2) 高齢者等の暮らしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み(高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等)に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる。

地域運営組織の形成及び持続的運営に向けて

形 成

ポイント

○地域運営組織の形成にあたっては、組織の形成前に、地域における課題は何なのか、今後どのような課題が起こり得るのか、それらの課題の解決に向けてどのような取組が重要となるのか等について、地域住民が主体的に検討・共有し、課題解決のためにふさわしい取組体制（組織）を形成することが求められる。

地域づくりワークショップが有効（→報告書P 2 3）

地域づくりワークショップとは

○地域内の様々な関係主体の参画の下、地域住民が自ら

- ・地域の現状把握、課題の発見・共有
- ・課題の解決に資する地域の特産物、歴史、文化、自然等の地域資源の発掘・共有
- ・地域を担う人材の確保

等を行いつつ、地域経営の指針を策定

地域内の様々な関係主体への声かけ（参加呼びかけ）について、自治会・町内会が中心的な役割を担うことが有効

地域づくりワークショップの運営等

○地域経営の指針の策定については、複数年度にわたる取組が必要となる場合があることから、ワークショップにおいては、計画的な検討事項の整理と具体的なスケジュールの作成が重要となる。

○ワークショップの運営にあたっては、地域住民のみの進行では、進め方のノウハウや他地域の先発事例等に関する知見が不足すること等がある。

ファシリテーターや中間支援組織等による助言等支援が有効（参考事例：情報工房寄り合いワークショップ 報告書P 2 4）

持続的運営

自治会・町内会との関係

○既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組みとしての役割

○自治会・町内会と地域運営組織が互いに足りない部分を補い合う「相互補完」の関係の構築（→報告書P 2 5）

参考事例：特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会 報告書P 2 7）

多角的な事業展開と法人化

○市場（「民」領域）、集落（「共」領域）、行政（「公」領域）それぞれの領域からの資金獲得による財政基盤の強化

○活動を多様化・発展させていく上での法人化の必要性和多様な法人制度の活用（→報告書P 2 8）

参考事例：新潟県上越市特定非営利活動法人牧振興会等 報告書P 3 0）

地域運営組織

人材確保・育成

（地域内の人材確保・育成）

○「地域のつなぎ役」としての専従スタッフの常駐、地域住民間の役割分担、研修会等によるスタッフのスキルアップ、当番制等による人材の地域内循環等

（地域外の人材活用）

○中間支援組織等による支援、地域外からの移住者（地域おこし協力隊等）の受け入れ等（→報告書P 3 0、3 3等）

参考事例：特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部等 報告書P 3 1、3 6、3 7）

地方公共団体の支援

（財政的支援）

○安定的・持続的な組織運営を目的としたシステム支援（運営交付金等）、条例等による位置付け、支援目的の明確化と客観的評価等

（人的支援）

○ワンストップ窓口の設置地域担当職員の配置、地域内関係団体等による「チーム」としての支援等（→報告書P 3 9、4 6）

参考事例：兵庫県朝来市等 報告書P 4 2～4 5、4 7）

条件不利地域における日常生活機能確保(「よろずや」の調査研究)

事業概要と目的

- 小さな拠点の形成に向けて、中山間地域における商業機能を確保するため、ボランタリーチェーン等の物流網を活用し様々な商品を揃えることにより、地域住民の毎日の買い物を支える「よろずや」のあり方について調査研究をおこなう。

新しい「よろずや」

- 中山間地域にも出店可能なボランタリーチェーン等の民間事業者の全国的な物流網等も活用して低価格で売れ筋商品を調達し、地域住民の毎日の買い物を支える店舗づくりを実現
 - 地域が主体となったコミュニティビジネスの形で地域住民が支える持続可能な店舗づくりを実現
- 廃校や旧役場庁舎等を活用した新しい「よろずや」が地域住民の集う拠点となり、新たなサービスが生まれるなど拠点の複合機能化が進むとともに、周辺地域とのネットワークが構築されることで、新しい「よろずや」は小さな拠点へとつながる。

事業イメージ



「よろずや」の複合機能化

- ・地域のコミュニティスペース
- ・高齢者への外出機会の提供
- ・地域の集配拠点
- ・新たな生活サービスの成立の促進
- ・地域の活性化
(カフェやレストランの運営)

「よろずや」づくりから、「地域づくり」へ

0. 地域の合意形成 → 「よろずや」の姿について地域内の共有
1. よろずや開設 → よろずや開設のための地域の協働がスタート
2. 拠点の形成 → よろずやが地域コミュニティの拠点に
3. 運営の工夫 → 地域における創意工夫の取組み
4. 新たな挑戦 → 地域活性化ビジネスへの積極的な挑戦

地域住民の集う拠点として複合機能化が進むとともに、周辺地域とのネットワークの構築により小さな拠点へ

平成27年度条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業報告書(概要)

「よろずや」の複合機能化

平成27年度においては、これまでの調査研究で得た成果を踏まえ、特に、「よろずや」の機能の中で「交流機能」について調査。「よろずや」が、地域住民が地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保するための拠点として、持続的な運営や機能の複合化による充実を実現するための手法について、先進事例を踏まえ検討。

「よろずや」の基本形 (日常的な買い物機能)



地域住民が支える仕組み
(出資・運営・利用)

「よろずや」の機能

- 物販(スーパー等)
- 交流(サロン、カフェ・レストラン)
- 金融(預貯金引き出し等)
- 医療・福祉(健康講習、健康診断等)
- GS(ガソリンスタンド)
- 行政(住民票発行、指定管理等)
- 取次(郵便や宅配の受付窓口)
- 中継(配送品預かり、ネット注文代行)

交流機能について調査研究

- 待ち合い(バス停等での交流)
- サロン(休憩場所やイートイン等)
- 持ち寄り(産直市等)
- 生産(惣菜製造、特産品開発等)
- 飲食(地域食堂、地元レストラン)
- 宿泊・体験(体験イベント開催等)

調査研究の成果

- ・「よろずや」の継続や複合機能化の課題と対応策
- ・先進事例の整理
- ・カフェ・レストラン開業の手引き等

活動事例

○鹿児島県大和村(大棚商店)

人口減少と高齢化が進む集落において、地域住民の出資により、物販・サロン・農産物の出荷や販売、高齢者の見守り活動等を行っている。
各商品の販売状況を分析することによる商品の計画的な仕入れの実施、人件費の削減、利用率を高めるための特売セールの実施、惣菜販売などの様々な経営工夫を行っており、独立採算・黒字経営を実現。



○島根県美郷町(道の駅グリーンロード大和)

従来より存在した道の駅が地域の拠点としての発展性が見られない状況に鑑み、地区の4自治会が中心となった協議会が指定管理を開始。
物販、地元農作物の産直市、カフェ・レストラン機能を備え、多角的経営を実現。また、地域おこし協力隊も受け入れ、商品開発や広報なども積極的に行っている。



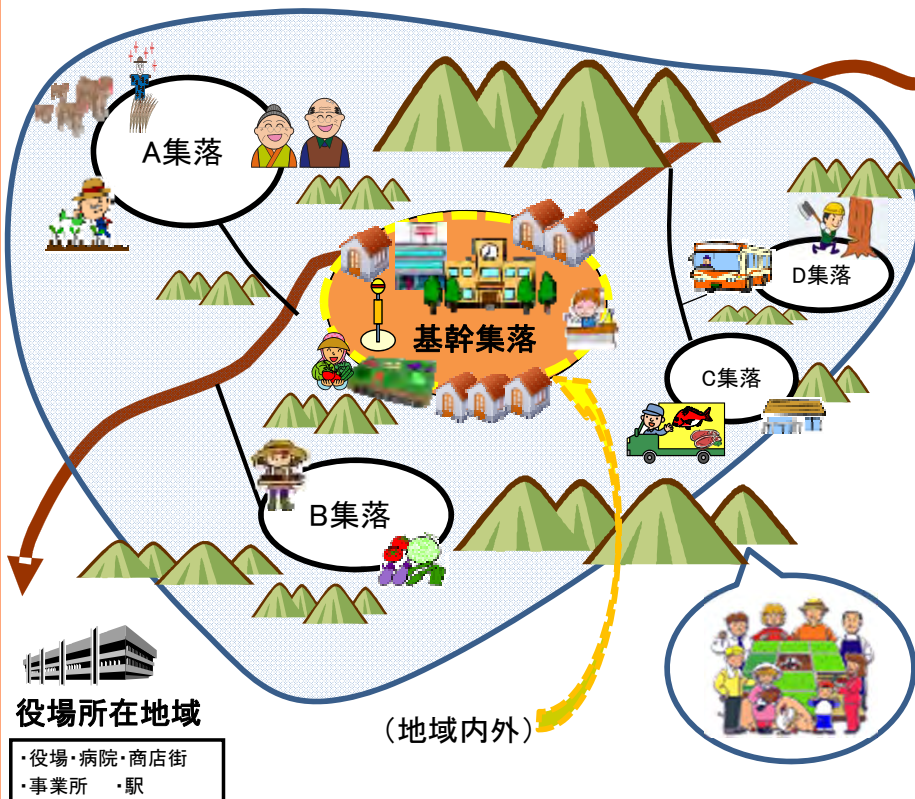
過疎対策関係

地域力創造グループ 地域自立応援課 過疎対策室

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

- 集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援。

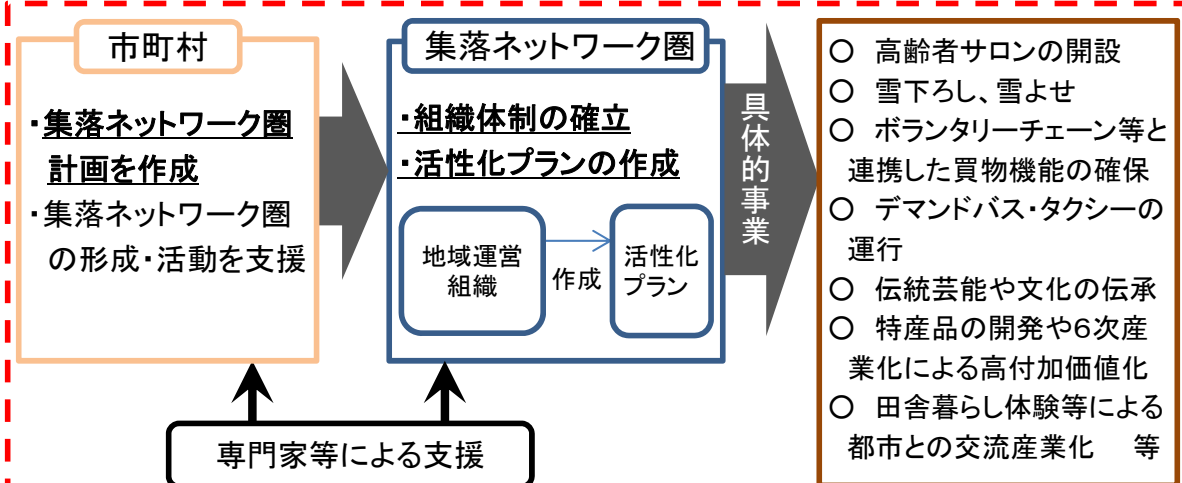
集落ネットワーク圏における取組イメージ



※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 事業実施主体 | 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
(地域運営組織)
※ 交付金の申請は市町村が行う。 |
| (2) 交付額 | 1事業当たり 2,000万円以内 |
| (3) 平成28年度当初予算額 | 400,000千円 |
| 平成28年度補正予算(案)額 | 200,000千円 |
| 平成29年度概算要求積算額 | 900,000千円 |
| (4) 対象事業 | 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び
活性化プランに基づく活性化のための事業 |



平成27年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

～地域の課題に総合的に取り組む事例～
つやまし

「あば村」集落ネットワーク圏(岡山県津山市)

《ネットワーク圏の概要・現状》

- ・ 8集落(約230世帯、約560人)
- ・ 平成17年津山市と合併した旧「阿波村(あばそん)」
- ・ 幼稚園の休園、小学校の閉校、地区唯一のGSの撤退
→「あば村宣言」(H27.2)

JAの撤退後、住民出資の合同会社を立ち上げ、
GS・購買を運営



《課題》

- ・ 地域の支えあいなどの機能強化
- ・ 地域の農産加工物の生産、販売体制の拡大

《主な事業内容》

●生活の安全・安心確保対策

住民出資の合同会社により、GSを高齢者世帯の買物支援、
地域の寄合の拠点として機能強化

●産業振興

・ あば商品の統一パッケージ作成、EC(電子取引)サイト
充実

による販路拡大

・ 小学校跡地に計画する農産加工・交流施設の
実施設計



●その他

阿波地域に関わる多様な主体(法人組織)の統合を検討し、
地域総合商社化を目指す取組を推進

～ICTを活用した地域のコミュニケーション強化や
人材育成に取り組む事例～

よしじまちく

かわにしまち

吉島地区(山形県川西町)

《ネットワーク圏の概要・現状》

- ・ 22集落(約730世帯、約2,620人)
- ・ 人口減少、高齢化(高齢化率33%)
- ・ H19年に吉島地区の全世帯が加入する「NPOきりりよ
しじまネッ

トワーク」を設立し、住民参加の地域づくりを実施

《課題》

- ・ 世代間関係の希薄化、コミュニケーションの分断化
- ・ 地域の担い手が不足

《主な事業内容》

●ICTを活用した地域総合支援アプリ
の開発を行い、買い物支援、見守り等
のサービスをはじめ、住民生活の課題
に対する地域や行政の支援策をアプリ
に集約



●都市部の学生や教師と連携し、地域づくりコーディネー
ターを育成するため、地域の若者と共にワーキング・グルー
プを設置

●地域経営マネジメントの研修や視察を通じて、解決プロ
ジェクトの立案や住民へのプレゼン、プロジェクトのトライ
アルを実施

農山漁村振興關係

農林水產省
農村振興局農村政策部
農村計画課農村政策推進室

47 農山漁村振興交付金
【15,000(8,000)百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・教育・福祉等の取組や農山漁村への定住、「農泊」等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

＜背景／課題＞

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大しています。
- ・近年増加しているインバウンド需要が農山漁村に取り込むためには、インバウンドに対応した受入環境を構築していくことが重要です。
- ・また、障害者等の活躍の実現に向け、障害者等を福祉側とが連携した農福連携への期待が増大しています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農福連携を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。
- ・更に、訪日外国人旅行需要を農山漁村に呼び込む「農泊」を推進するため、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

＜主な内容＞

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 3,910(1,915)百万円
農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育等に活用する地域の活動計画づくりや滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」の推進など地域の自立及び発展に資するための実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援します。

2. 山村活性化対策 1,000(750)百万円
特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。

3. 農福連携対策 500(一)百万円
農業分野における新たな働き手としての障害者等の就労を促進するためバリアフリー等を導入した福祉農園及び附帯施設等の整備、福祉と連携した農業活動、体制構築、普及啓発等の取組を支援します。

4. 農山漁村活性化整備対策 9,590(5,335)百万円
市町村等が作成する農山漁村における定住及び地域間交流の促進のための計画の実現に必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援します。

〔事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等〕
交付率：定額、1／2等

お問い合わせ先：

都市農村共生	対流対策及び農福連携対策に関すること	(03-3502-5946)
地域活性化対策	農村振興局都市農村交流課	(03-6744-2203)
山村活性化対策	農村振興局農村計画課	(03-6744-2498)
農山漁村活性化	農村振興局地域振興課	(03-3501-0814)

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
- このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農福連携を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 特に、平成28年3月に決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」を推進するための地域の受入体制整備、「農」「林」「水」の各分野における農林漁業体験の充実、滞在施設や農林漁業体験の実施に必要な施設の整備等を支援。

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

○「農泊」の推進

訪日外国人を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図り、農山漁村での滞在を伴う「農泊」を推進するため、新たなメニューを創設し、受入体制整備、ホームページ等の多言語化、外国人向け体験プログラムの企画等と併せ小規模な施設改修等（古民家の改修、トイレの洋式化等の整備、Wi-Fi環境の構築等）を支援



体験プログラムの開発



外国人の農村体験



古民家等の小規模な改修

○ 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育等に活用する地域の活動計画づくりや地域の自立及び発展に資するための実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援



活動計画づくり



子どもたちの農業体験



味噌作り体験

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）
- 実施期間：
 - 都市農村共生・対流対策：上限2年
 - 地域活性化対策：上限5年
 - 人材活用対策：上限3年
- 交付率：定額（上限800万円等）

山村活性化対策

○ 特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）



地域製品の加工・商品化

農福連携対策（新規）

○ 農業分野における新たな働き手としての障害者等の就労を促進するためバリアフリー等を導入した福祉農園及び附帯施設等の整備、福祉と連携した農業活動や体制構築及び普及啓発等の取組を支援

- 実施主体：社会福祉法人、民間団体
地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：上限2年
- 交付率：定額、1／2



障害者による玉ねぎ生産

農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する農山漁村における定住及び地域間交流の促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援
- 「農泊」を推進するための滞在施設や農林漁業体験の実施に必要な施設の整備等を支援

生産施設等

農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設 等



味噌加工施設

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等



定住希望者の一時滞在施設

地域間交流拠点施設

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等



農産物直売施設

「農泊」の推進に必要な施設整備



廃校や古民家を活用した滞在・交流施設

主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

「農」と福祉の連携プロジェクト

農親連携プロジェクト

空き家・廃校活用交流プロジェクト

「小さな拠点」づくりに関する 国土交通省の取組

国土交通省

国土政策局 地方振興課

総合政策局 物流政策課

総合政策局 公共交通政策部 交通計画課

道路局 国道・防災課

「小さな拠点」に係る取組の経緯等について

○取組の経緯

平成20年7月 国土形成計画(全国計画)

「地域によっては、人口減少、高齢化が著しく、維持・存続が危ぶまれる集落が存在している。」と初めて国土計画に位置付け

平成21年4月 国土交通省 過疎集落研究会報告書(座長:小田切徳美明治大学農学部教授)

「過疎集落の住民生活の安定を図るためには、(中略)具体的には、①日常的な医療、福祉、買い物、地域交通等の生活に必要な基礎的サービスを提供する、小さな拠点を整備すること」

平成22年1月 国土審議会政策部会集落課題検討委員会とりまとめ(委員長:奥野信宏中京大学総合政策学部教授)

「基礎的な生活サービスを集落住民に効果的に提供するためには、(中略)『小さな拠点』を整備するとともに、それへのアクセス手段を確保することが有効である。」「『小さな拠点』は、人々が直接出会い、交流する機会を提供する場としても機能し、地域の『絆』を再構築するという役割も期待できる。」

平成25年3月 『小さな拠点』づくりガイドブック』の作成

平成25～26年 国の調査を通じた地域内の合意形成支援(モニター調査の実施(全国24地域))

平成26年7月 「国土のグランドデザイン2050」

「集落が散在する地域において、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつないだ「小さな拠点」を形成する。」

平成27年3月 「【実践編】『小さな拠点』づくりガイドブック」の作成

平成27年8月「国土形成計画(全国計画)」

「(略)小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐ「小さな拠点」を形成し、必要な生活サービス機能等を維持する。」

○他省庁との連携

内閣府地方創生推進室、総務省、農林水産省とも連携して、「小さな拠点」に関する取組を推進している。

国土交通省における「小さな拠点」の形成推進

中山間地域等において、基幹集落に生活機能等を集めた「小さな拠点」を核に、道の駅等も活用し、周辺集落とのネットワークを確保した集落生活圏の形成を推進する。

「小さな拠点」づくり

○廃校舎等の既存公共施設を活用して行う施設の再編・集約、機能再生等

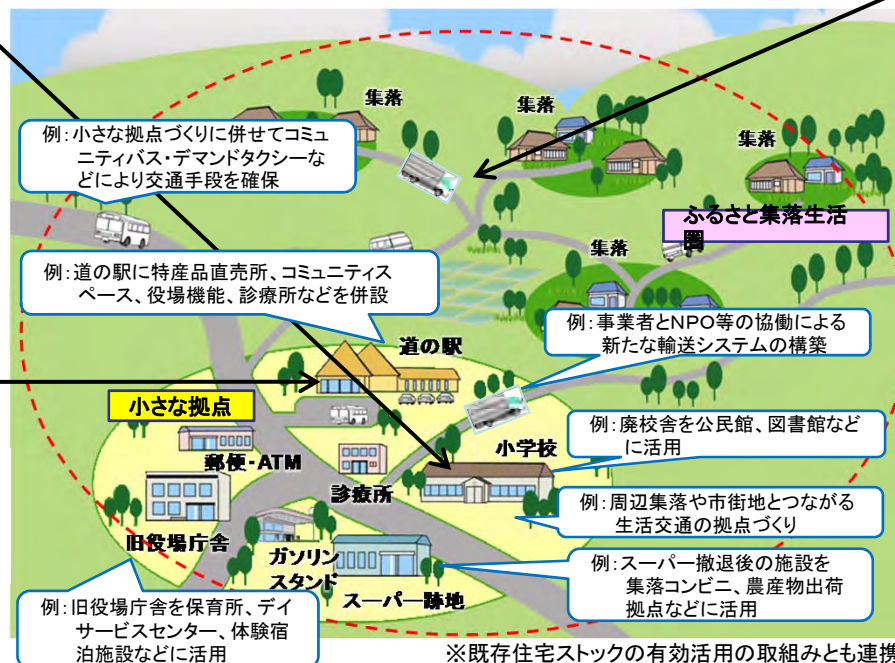


○「道の駅」を地域活性化の拠点とする取り組みを支援



地域住民が主体となったビジョンの策定と体制の構築

- 地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定
- 地域住民が主体となった多機能型の取組体制（地域運営組織）の形成
- 将来ビジョン（地域デザイン）に基づく地域運営組織の取組



ネットワークの形成

○コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送によるコミュニティ内の移動の維持・確保



過疎地物流の確保

○事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムの構築



○地域の担い手となる人材確保、地域の稼ぐ力を高めるコミュニティビジネスの振興、都市農村交流などの農山漁村の活性化等について、関係府省庁（総務省、農林水産省等）と連携して総合的な取り組みを推進

「小さな拠点」の形成推進(施設の再編・集約等に係る支援)

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存公共施設の再編・集約等に対する支援について、NPO等による事業も補助対象に追加する等の拡充を行うとともに、再編等に係る取組の評価・分析手法の検討等を進める。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

(※下線部は平成29年度拡充要求に係る部分)

- 対象地域: 過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等(間接補助)
- 対象事業
 - ・遊休施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた既存施設の再編・集約に係る改修、買取
 - ・ネットワーク拠点施設(コミュニティバスの駐車施設等)の設置

○「小さな拠点」連携・普及推進調査

「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げるため、フォーラムや交流会の開催等により「小さな拠点」形成に係る考え方や既存ストックを有効活用したモデル事例に係る情報提供等を積極的に行うとともに、こうした「小さな拠点」形成の取り組みに係る事後的評価や目標設定に活用可能な評価・分析手法の検討を行う。

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」

みま こやだいら

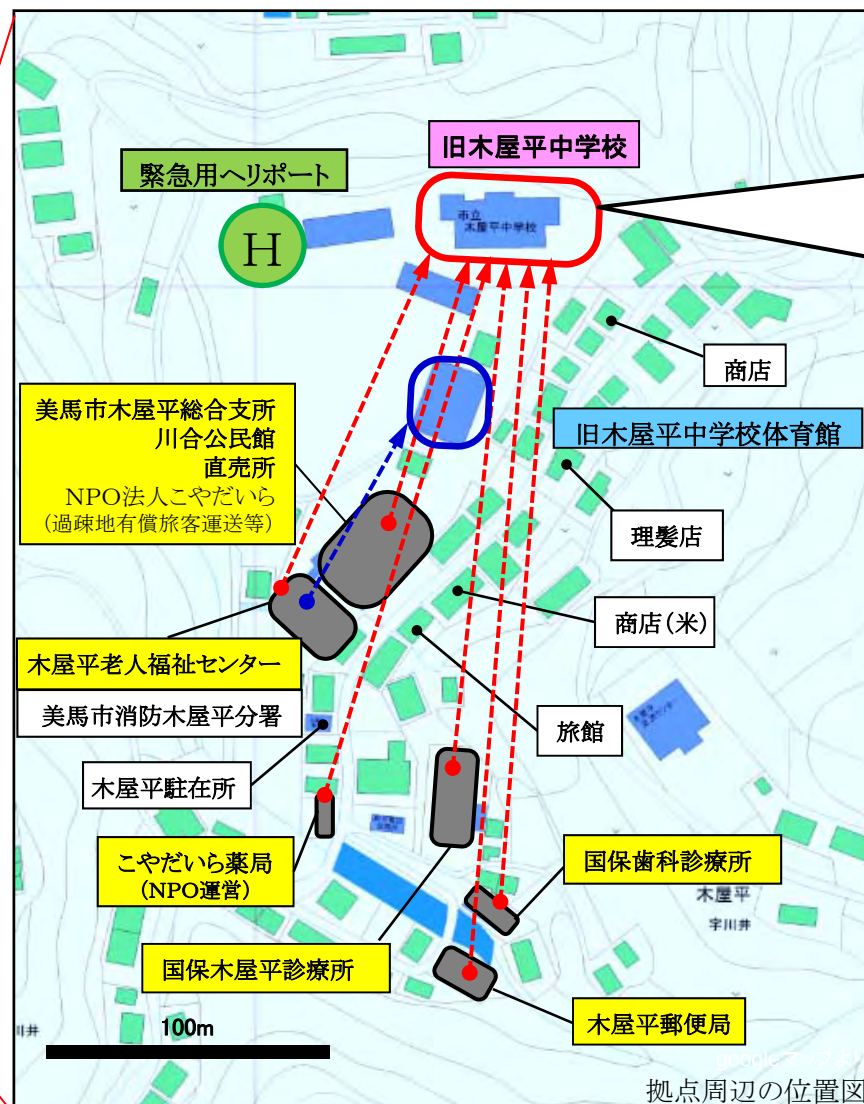
形成推進事業の活用事例

(徳島県 美馬市 木屋平地区)

- ・ 高齢化が進む山間部の地域で、廃校を活用して、行政、買物、医療等の日常生活サービス機能を集約。
- ・ 有償旅客運送による高齢者等の移動サービスや、安否確認、生活相談等の見守り、農林作業の手伝い等の事業を実施する住民有志設立のNPO法人と連携して施設を運営。

地域の概要

- ・ 地区人口：715人(402世帯)
- ・ 高齢化率：58%【H27.7.1 現在】
- ・ 市中心部まで約30km
- ・ 川井、三ツ木、木屋平の3集落
- ・ 合併(H17)前の中心部(役場所在地)であった川井集落に、商店、診療所、郵便局等が立地(支所等の施設は老朽化)



既存公共施設(旧中学校)を活用したサービス拠点の整備



【改修後の施設内容(予定)】

- 1階: 診療所、薬局、郵便局、直売所(商店機能) 等
- 2階: 市総合支所、歯科診療所 等
- 3階: 公民館機能(会議室、図書室、調理室)、NPO法人事務室 等
- 体育館地下: 消防分署

【工事期間(平成27~28年度)】

※行政機能、民間施設は補助対象外

- 拠点形成に向けた検討経過等
- H26.4 中学校機能を木屋平小学校に移転
- H27.1 検討委員会(第三者委員会)を開催
- 住民意見を反映しながら計画検討
- H27~28年度 施設改修工事の実施**

市町村の地方創生の取組を行うに当たっての相談に対し、国土交通省の地方部局（地方整備局及び地方運輸局）において一元的に対応。

地方創生に取り組む市町村

よろず
地方創生萬相談窓口

各地方整備局企画部、各地方運輸局交通政策部等

国土交通省関連施策について、横断的に対応。他省庁の施策にまたがる取組等に係る相談についても、その相談内容に応じて、関連施策を担当している部局や関係機関への橋渡し、支援メニューをご紹介。

コンパクトシティ + ネットワーク

整備局
建政部

運輸局
交通政策部

「小さな拠点」の形成

整備局 建政部

公共交通
ネットワーク整備

運輸局
交通政策部

「道の駅」
道路ネットワーク

整備局
道路部

物流ネットワーク
整備

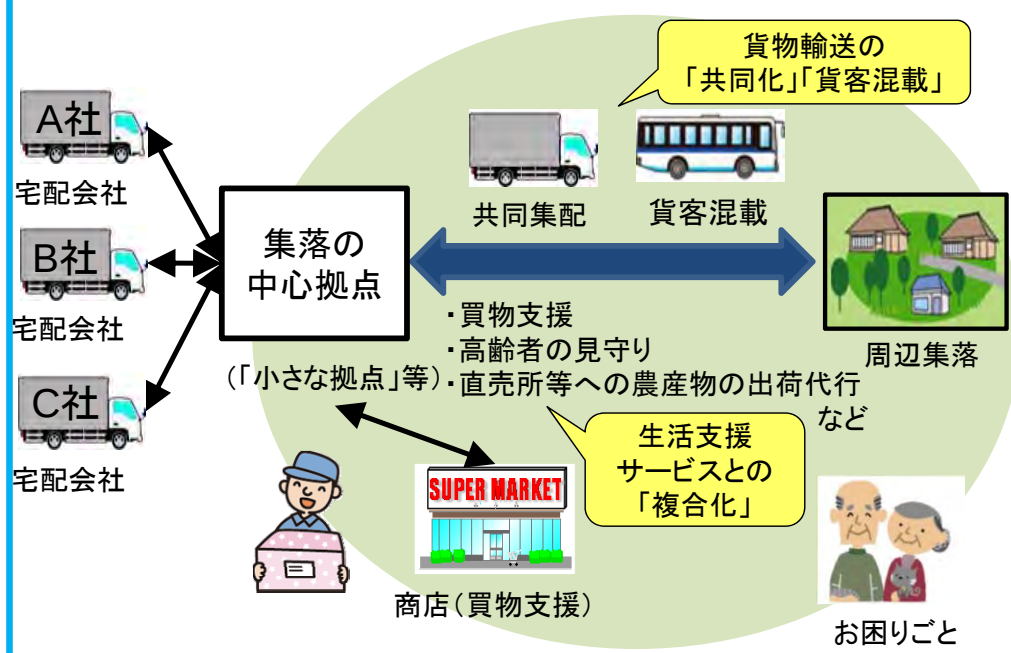
運輸局
交通政策部

地域の持続可能な物流ネットワークの構築

- 過疎地における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買物弱者支援等にも役立つ新たな輸送システムを、自治体と連携しつつ構築する。
- 「地域を支える物流システムのあり方に関する検討会」報告書(平成27年3月)を踏まえ、27年度に全国5か所でモデル事業を実施。得られた実践的なノウハウや既存の優良事例を踏まえ、改正物流効率化法の枠組等を活用しつつ、地域内配送の共同化事例を創出する。

輸送スキーム例

- ① 宅配各社による非効率な荷物輸送を共同化
- ② 路線バスや鉄道等の輸送力を活用した貨客混載
- ③ 買物支援、見守り等の生活支援サービスを複合化



持続可能な物流構築に関するモデル事業

- 省力化やサービス水準の向上等、共同輸送の効果を確認。
- 意見集約が困難等の課題がある場合、国や地方自治体等の外部支援を活用しつつ、関係者協議により一定程度解決が可能。
- 輸送能力、サービス品質、役割分担等の検討が必要。

広島県神石高原町来見地区
(NPO地域再生プロジェクト)
・道の駅からの弁当・惣菜宅配、農産物出荷支援等の複合化

多摩ニュータウン 諏訪・永山・貝取・豊ヶ丘エリア
(ヤマト運輸)
・団地内物流拠点から、宅配便の一括配送

宮崎県西米良村
(村役場)
・村営バスを活用した郵便、新聞の配送、買物代行等の貨客混載、共同配送

高知県大川村
(村役場)
・買物代行・送迎、配食、高齢者の見守りの複合化

静岡市玉川地区
(静岡鉄道)
・路線バスを活用した混載、高齢者の見守りや買物代行の複合化

高知県土佐郡大川村におけるモデル事業

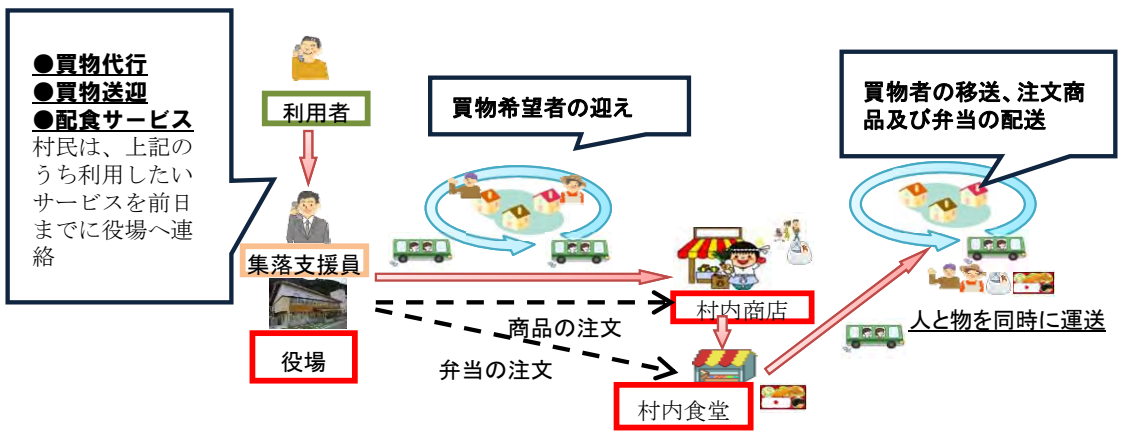
大川村の位置



- 大川村は、村土の約93%が山林で、離島を除いて全国で最も人口が少ない(人口411人、高齢化率44.4%(平成22年))。
- 村内の商店等は品揃えが少なく、村外のスーパー等での買物を希望する高齢者が多いが、自家用車を利用できない高齢者が増加しており、将来を見通した移動手段の確保が必要である。
- モデル事業では、協議会を設置し、村が借りたレンタカーにより、買物代行、買物送迎、配食サービスを複合化した輸送を行った。

事業スキーム

- ・集落支援員が村内の利用者から依頼を受け、商店等に注文や配食の手配を行う。
- ・運転手は買物送迎利用者を送迎し、商店等から買物代行で注文のあった商品や配食サービスの弁当を受け取る。帰路では、買物送迎利用者を送るとともに、商品の配達・集金、配食サービス利用者への弁当配達を行う。



協議会メンバー

大川村、高知県、JA土佐れいほく、大川村社会福祉協議会、大川村部落自治会、村内商店代表

実施結果

トライアルを行った15日間において買物代行21件、買物送迎4件、配食サービス11件の利用があり、そのうち6日間は複数のサービス提供を行った。



配食サービス



使用した車両

効果と課題

- ・利用者アンケートでは、55%の方が本サービスを利用したい、15%の方が現状不要であるものの将来的に必要、と回答しており、一定のニーズがある。
- ・一方で、買物送迎については、デマンド方式により一定の利用があり、利用者も概ね不満はないとのことであったが、公共交通の利用を希望する、運行時間に不満がある等、サービスの改善を求める声もあった。
- ・配食サービスは、自ら食事を作れない方や高齢者を中心に利用があり、今後高齢化が進展し独居老人が増加することから、ニーズが高いと予想される。

静岡県静岡市葵区玉川地区におけるモデル事業

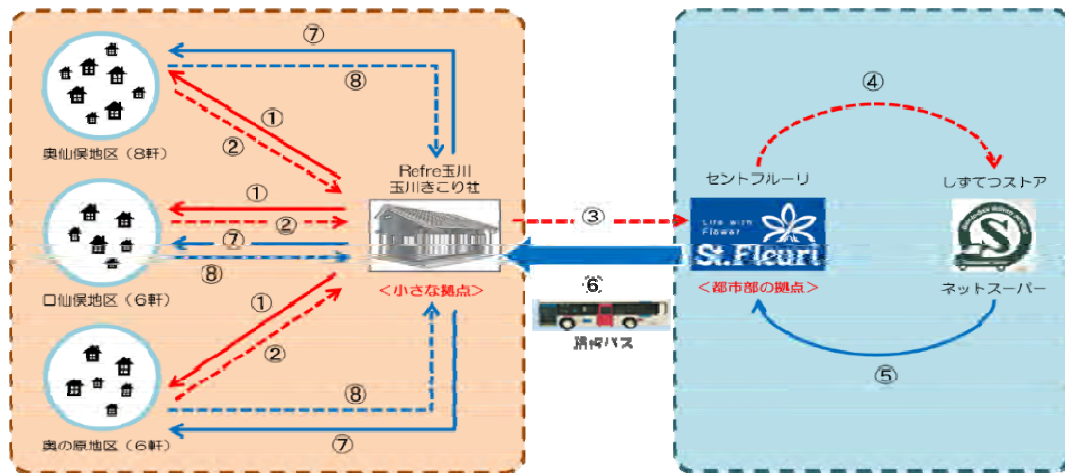
- 玉川地区は、人口が平成15年から平成27年で約3割減少し、高齢化率は45.9%と、静岡市全体の27.8%を大きく上回る。
- 多くの在来作物があるが、都市部に運ぶ物流網がないため、販路が限られている。また、宅配スーパーの配送エリア対象外のため、日用品の買物が満足にできない。
- モデル事業では、協議会を設置し、都市部から集落までの貨客混載と集落内での安否確認や空家見守りなどを兼ねた御用聞きにより、買物注文の受付、配送等の複合化を実施。

静岡市葵区玉川地区の位置



事業スキーム

- ・集落内の小さな拠点が買物注文を受け、都市部の拠点に発注。
- ・商品は路線バスによる貨客混載により、集落内の小さな拠点へ輸送し、小さな拠点の運営者により各世帯への配送と次回の御用聞きを実施。
- ・小さな拠点で集荷した地域特産品を、路線バス等により都市部へ納品。



協議会メンバー

静岡鉄道(株)、(株)玉川きこり社、Refre玉川、しずてつジャストライン(株)、静岡県、一般財団法人静岡経済研究所、ヤマト運輸(株)

実施結果

- ・トライアルを行った5日間において、合計80軒の訪問を行い、12軒での注文、配達を行った。
- ・貨客混載について、都市部近郊では、乗客が多く、コンテナが場所を取ってしまった。
- ・買物代行においては、特に重量物、嵩張るもの、集落での入手困難な乳製品や生鮮類の注文が多かった。



路線バスによる輸送



コンテナの輸送の様子



集落内配送

効果と課題

- ・静岡市中心部から玉川地区までネットスーパーを利用した場合の配送料に比べ、バス事業者に支払う荷物料金は安価であり、到着地のバス停から各世帯までの輸送を考慮しない場合は経済合理性がある。
- ・今回利用した路線は、都市部に近いエリアまでは乗客が多く、車両の改装による貨物専用スペースの確保等が必要であるが、事業者が自己負担で対応するのは困難である。
- ・静岡県では、モデル事業を踏まえ、当該地区も対象に中山間地と市街地を結ぶ持続可能な物流の構築に向けた事業を支援する補助制度を創設した。

広島県神石郡神石高原町来見地区におけるモデル事業

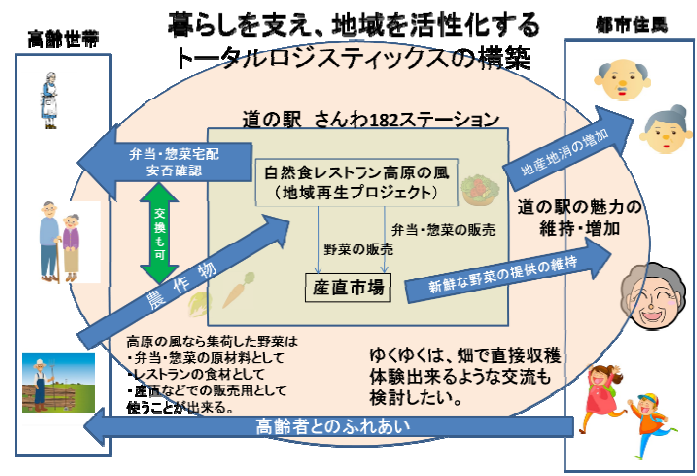
神石高原町の位置



- 神石高原町は、人口が9,960人(平成27年3月)、高齢化率は県内2番目の44.7%である。
- 来見地区の住民の経済活動拠点である、道の駅さんわ182ステーションへの公共交通の利便性が欠けることから、住民の高齢化に伴い、道の駅への農産物出荷や買物などが困難になっている。
- モデル事業では、協議会を設置し、道の駅にあるレストラン・加工施設を活用した弁当・惣菜配達と農産物集荷、安否確認等を実施した。

事業スキーム

- ・道の駅のレストランで製造した惣菜を真空パックにして配食サービスを実施。
- ・安否確認に併せて配送先で農産物を集荷し、集荷した農産物を、道の駅で惣菜の原材料として利用。



協議会メンバー

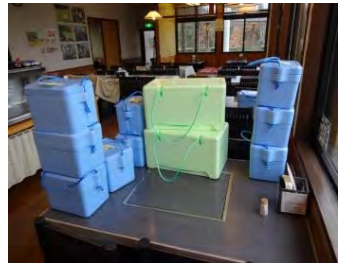
NPO法人地域再生プロジェクト、道の駅さんわ182ステーション、井関大矢自治振興会、井関大矢地域再生協議会

実施結果

- ・トライアルを行った4日間において、配食サービス33件、農産物の集荷11件の利用があった。
- ・安否確認のみの利用希望者はいなかった。



協議会



配送用保冷ボックス

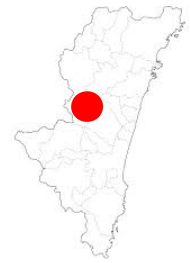


各世帯への配送

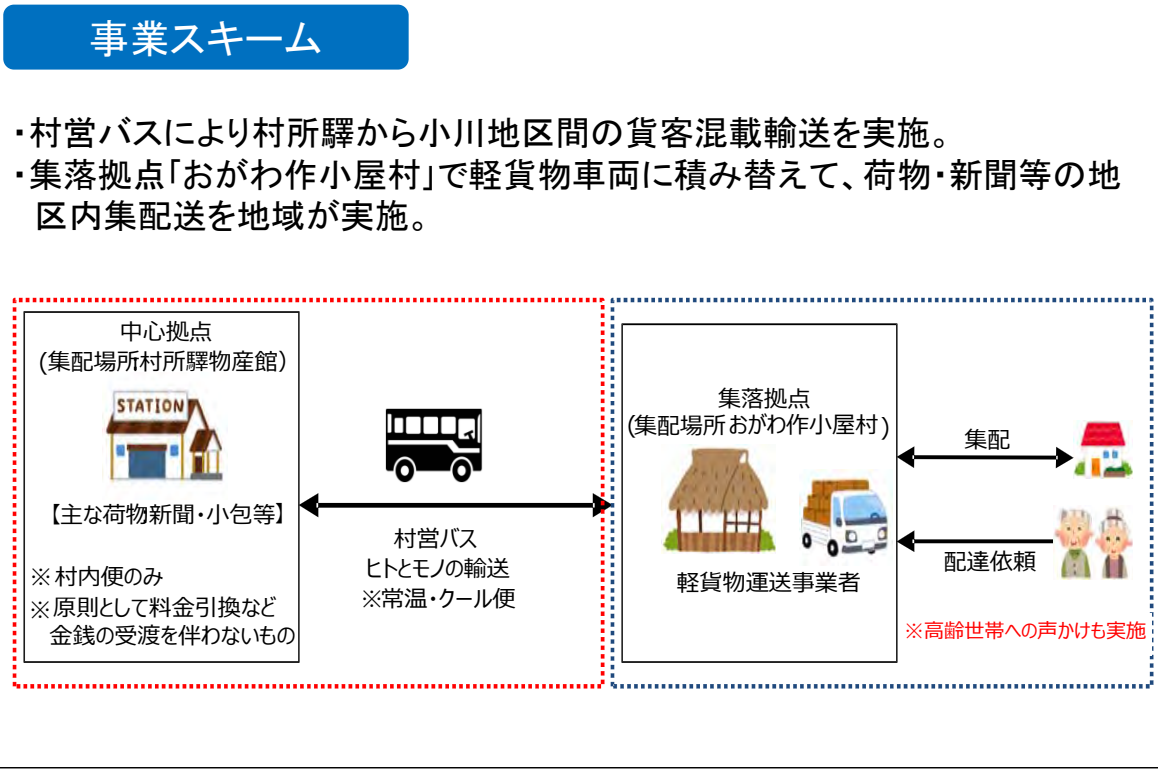
効果と課題

- ・住民アンケートでは、輸送サービスの複合化に対する満足度は全般的に高く、将来的な高齢化を想定すると、一定のニーズがあることが確認された。
- ・配食サービスと農産物の集荷サービスを複合化したことにより、別々で行った場合と比較し、走行距離が約47%短縮される効果がみられた。
- ・事業拡大に伴い、惣菜製造者や配送者等の人手不足も想定され、総務省の「地域おこし協力隊」等の制度を活用し、人的支援も検討する必要がある。

西米良村の位置



- 西米良村小川地区は、人口93人、63世帯(平成25年3月)、高齢化率は約65%である。
- 地区内には一軒の商店と郵便ポスト以外に生活サービス施設がなく、出入りする輸送サービスは、頻度の多寡はあるが、人流、物流、福祉系で計20主体が混在し、担い手不足等が課題となっている。
- モデル事業では、有識者を含めた協議会を設置し、村営バスによる貨客混載と、地域住民による共同配送を実施した。また、荷物の一括配送の検討を実施。



協議会メンバー

西米良村、九州工業大学、日本郵便(株)、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)、宮崎交通(株)、宮交ホールディングス(株)、(社)宮崎県タクシー協会、小川作小屋村村営協議会、(株)米良の庄、西米良村商工会

実施結果

- ・トライアルを行った約1ヶ月において、新聞約14部/日を配達し、新聞以外の荷物23個の配達を行った。
- ・宅配3社を対象とした物流量調査の実施により、宅配個数は多い日で14個、重量は少量貨物の重量規定である350kg以内に収まっていた。

村営バス

新聞配達の様子

村所驛での受渡し

- ### 効果と課題

 - ・小川地区の多様な輸送サービスの複合化を進めることにより、総走行距離の減少や、受取人不在時の再配達ロスも縮減される。また、小川地区での集配送を地域が担うことで、新たな雇用の創出が期待される。
 - ・地区内外で荷物の輸送主体が変わるため、荷物の管理、受け渡しの方法の確立が必要。
 - ・村営バス(白ナンバー)での少量小荷物の有償運送を行うには、地域再生計画の内閣府認定等を受ける必要がある。
 - ・今後、一括配送の本格実施に向け、各事業者が要求するサービス水準の確保を検討している。

多摩ニュータウンの位置



- 多摩ニュータウンでは、入居者が一斉に高齢者となり、急激な高齢化を迎えている。
- 団地内に店舗していた商店は、人口減少、高齢化により、住民の購買力が低下し、撤退が進んでいる。
- モデル事業では、協議会を設置し、団地内の宅配便の一括配送や、生活支援サービスの複合化を実施した。

事業スキーム

- ・多摩ニュータウンの貝取・豊ヶ丘地区において、ヤマト運輸と佐川急便の一括配送を実施。
- ・住民から注文を受け、スーパー等へ発注し、ヤマト運輸が集配する買物代行サービスを実施。

一括配送の概要

地域特性に合った方法での一括配送によって、配達密度を高めつつ住民・事業者・地域にメリットを提供。

住民のメリット

- 荷物を一度で受け取ることができる
- 不在連絡が一度で済む
- 時間に縛られず、且つ手間が省ける

事業者のメリット

- 負担の大きいエリアを委託でき、戦力の集中と選択が可能となる
- 集配業務効率化が向上

地域社会のメリット

- エリア内の通行車両、CO2低減
- いつもと同じ人が回っている
- 安心・安全な住環境

ヤマト運輸のメリット

配達密度が高まるとともに顧客との接点が増える。プラスαの付加価値サービスの提供が可能となる

買物代行サービス概要

買物に不便を感じている方々をサポートする「買物代行サービス」を構築。

注文先

- スーパー
- ホームセンター
- ドラッグストア

注文集計

配達

住民

配達時間: 平日10時~18時、土曜10時~14時

協議会メンバー

ヤマト運輸(株)、多摩市、独立行政法人都市再生機構、京王電鉄(株)

実施結果

- ・一括配送のトライアル(2日間)では、2社合計で339個の荷物取扱があった。
- ・2社の荷物を同時に同一配送先に配達することはなかった。

一括配送

専用の不在連絡票

買物代行

効果と課題

- ・一括宅配により、複数運送事業者の荷物を高密度で配送することが可能となり、不在の顧客についても複数回の配達ができた。
- ・荷物情報の紐付けは、トライアルでは物量が少なくシール貼付で運用したが、今後受託数量が増加すると、各事業者の伝票をそのまま活用できるシステムの構築等が必要である。
- ・他の事業者の配送ルートが減り、年換算でCO2が約半減、団地内を走行するトラックが減少し、安全な住環境が提供可能である。
- ・モデル事業を踏まえ、当該地区では2016年4月より、ヤマト運輸が団地内に拠点を設け、佐川急便・日本郵便との一括宅配を開始するとともに、5月より買物代行等の生活支援サービスを提供している。

40

路線バス等を活用した宅配便輸送（貨客混載）について

取組内容

- 平成27年10月1日より、事業者（宮崎交通、ヤマト運輸）と自治体（宮崎県、西都市、西米良村）が相互連携を図り、バス路線の維持と物流の効率化による地域住民サービス向上を目的に、路線バスによる宅配便の輸送を開始。
- 路線バスに一定量の宅配便を積載できるよう、バス車両の中央部の座席を一部減らし、荷台スペースを確保。西都市～同市東米良地区・西米良村間で宅配便の輸送を行う。

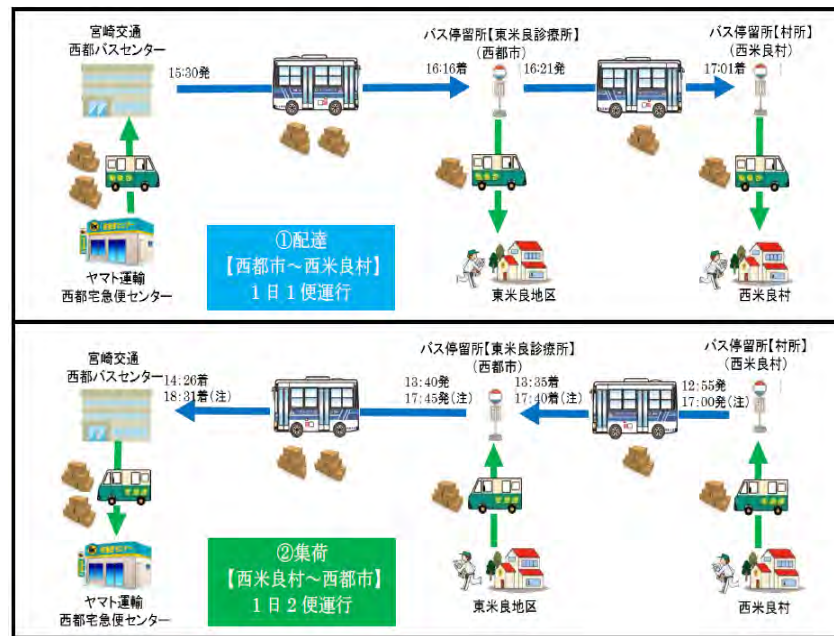
※乗合バスによる旅客の運送に付随した少量貨物の運送（道路運送法 § 82）の規定に基づき実施するもの。



【バス全体写真】



【荷台スペース写真】



【イメージ図】



期待される効果

- 路線バスの空きスペースを活用することでバス路線の生産性が向上し、バス路線網の維持につながる新たな収入源を確保できる。
- トラックで輸送していた貨物をバス輸送に代替することで、物流の効率化等につながる。

改正物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業

- 本年改正された物流総合効率化法に基づいて、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等に対して運行経費支援を実施。
- 総合効率化計画は物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提に、多様な取組みを支援対象とする。

(流通業務総合効率化事業)
認定対象となる事業イメージ

①モーダルシフト推進事業

鉄道・船舶も活用した効率的な輸送手段の選択を推進

⇒より少ない人員での大量輸送を実現

トラックによる輸送に代わり鉄道・船舶等の大量輸送機関を活用

トラック65台分 → トラック160台分

②地域内配送共同化事業

積載率や運行頻度の改善により、無駄のない配送を実現

⇒荷主や地域も巻き込んで、貨物混載・帰り荷確保等の共同輸送を加速し積載率を向上

A社 A社トラック 店舗

B社 B社トラック 店舗

→ A社 B社 店舗

- **省力化された効率的な物流の実現**
⇒潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現
- **トラックドライバー不足の解消**
⇒就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持
- **CO₂排出量の大幅な削減**
⇒社会への貢献度の高い物流の実現

事業概要

1. 補助対象事業者
荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会
2. 補助対象経費(補助率)
計画策定経費(定額)、運行経費(最大1/2)
3. 平成28年度予算額:37百万円
平成29年度概算要求額:56百万円

今後のスケジュール

応募期間:平成28年9月7日～10月14日
補助対象事業者の認定:10月以降



地域公共交通確保維持改善事業

コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援

平成29年度要求額 281億円
(対前年度比 1.23)

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

<支援の内容>

- 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- バス車両の更新 等
- 離島航路・航空路の運航

快適で安全な公共交通の構築

<支援の内容>

- ノンステップバスの導入、視覚障害者誘導用ブロックの整備 等
- BRTの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査

地域公共交通網
形成計画

地域公共交通再編
実施計画

国の認定

地域公共交通ネットワーク再編の促進

<支援の内容>

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施

・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入 等

平成28年度補正要求額 11億円

鉄道施設の安全対策事業（平成28年度補正予算）

- 安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う軌道改良や信号保安設備等の整備等を支援。

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

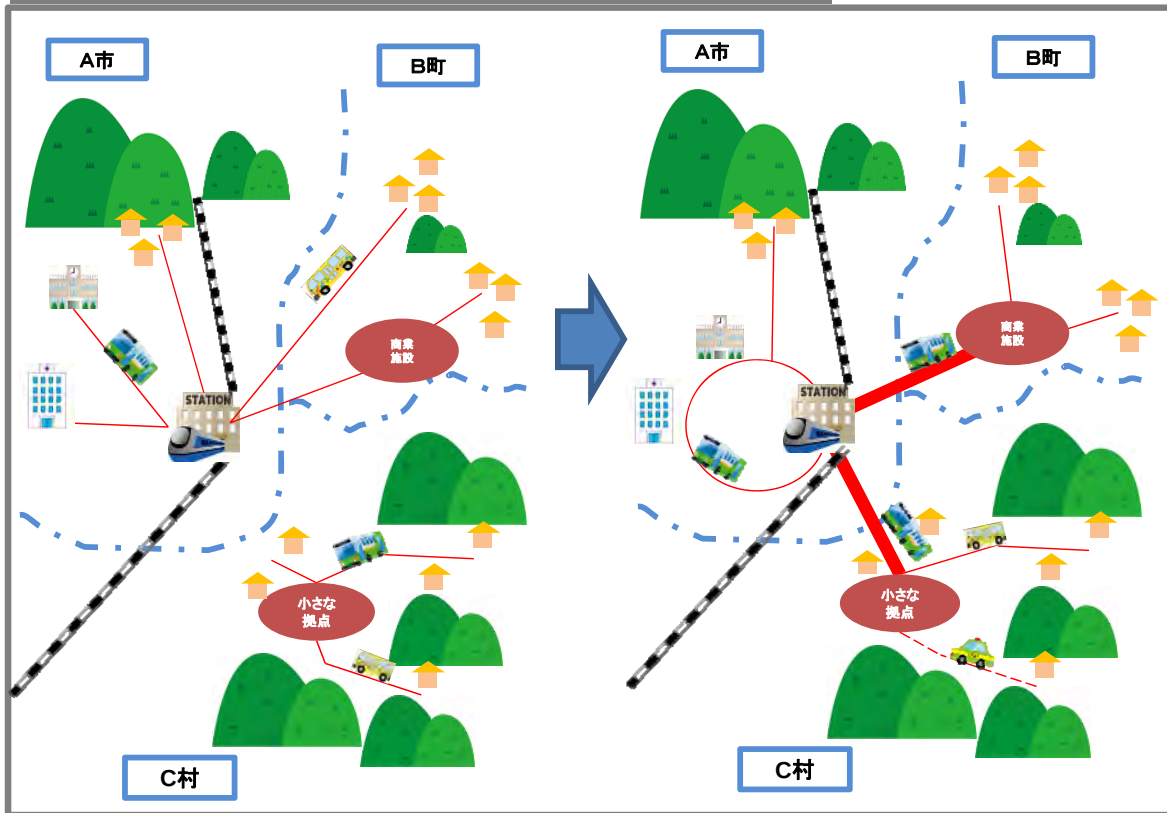
日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

地域公共交通ネットワーク再構築のイメージ



- ◆ 地域住民の通勤・通学・買物・通院といった、日常生活を営む上での交通圏を踏まえて公共交通ネットワークを再構築する。(A市・B町・C村全体で取り組む)
- ◆ 拠点間や拠点と居住をネットワークで結び、移動の利便性を向上させる。
- ◆ それぞれの路線の役割を明確化し、運行の効率化を図る。
⇒C村において、小さな拠点を中心に、隣接市へのバス路線の延伸、支線の役割分担(デマンド化)などを行うことで、持続的な公共交通ネットワークを形成。

公共交通の利便性・効率性の向上を図り、持続可能な移動環境を形成

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ➡ ① **地方公共団体(都道府県、市町村)** が中心となり、
- ② まちづくりなど関連施策と連携し、
- ③ **面的な公共交通ネットワーク** を再構築

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

地域公共交通網形成計画
＝地域公共交通に関するマスタープラン

事業者と協議の上、**地方公共団体**が関係者と協議会を開催し策定

地域公共交通を網羅的に見直し、コンパクトシティの実現に向けた**まちづくりとの連携**しつつ
地域全体を見渡した**面的な公共交通ネットワーク**の方向性を検討。

具体的な取組に向けた計画の作成

地域公共交通再編実施計画

＝地域公共交通を再編するために、
具体的に行う取組

地方公共団体が事業者
等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

⇒国土交通大臣の認定を受けたものについては、
重点的な支援

※このほか、軌道やバス、船舶の高度化に向けた
具体的な事業もあり。

(6) 「道の駅」による地域活性化の推進

■ 地方創生を支援する「道の駅」の取組を推進します。

<背景/データ>

- 平成5年の制度創設以来、1,093箇所
全国モデル「道の駅」 6箇所(平成26年度選定)
重点「道の駅」 73箇所(平成26、27年度選定)

- 地方創生に資する地産地消の促進及び小さな拠点の形成等を目指した、先駆的な取組等を行う「道の駅」を重点支援
- 「道の駅」の質的向上に向けた取組として、全国各地の「道の駅」の模範となる特定テーマ型モデル「道の駅」を選定
- 「道の駅」において、観光情報の提供や道路情報の充実等により、利用者サービス面の向上を図る

地方創生に資する取組企画事例

- 高速バス、路線バス、地域コミュニティバスの乗継拠点整備



<「道の駅」ピア21しほろ>

- 地元の大学と連携した特産品協同開発および販売促進

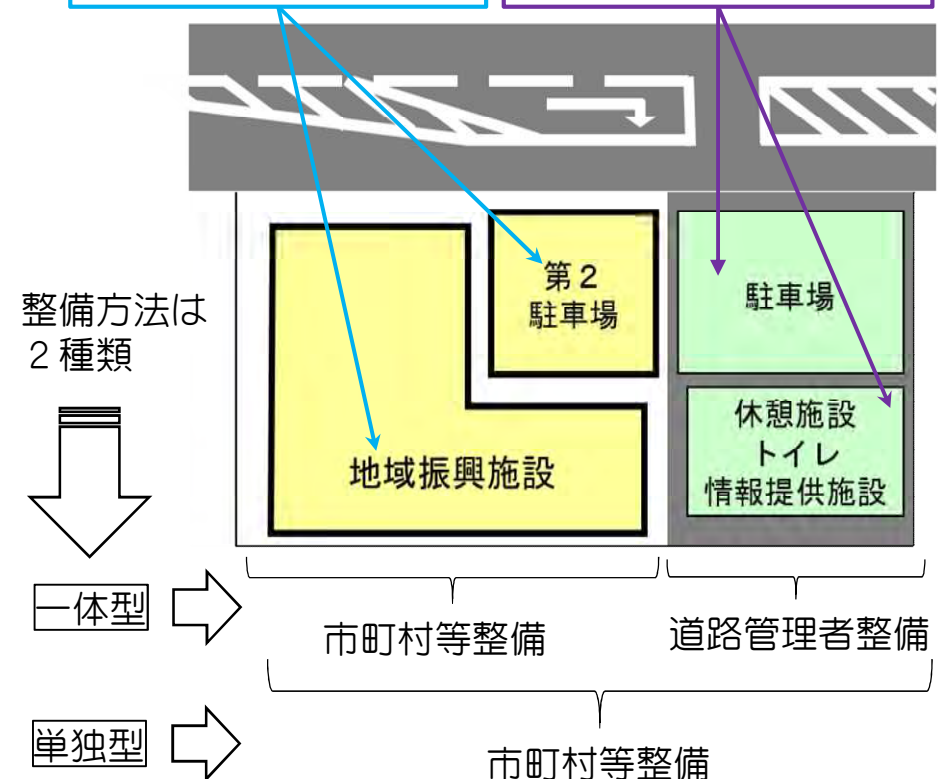


<「道の駅」阿蘇>

〔「道の駅」の概要〕(P57参照)

【地域振興施設等】
○様々なサービスを提供する施設
⇒他省庁と連携し支援

【道路施設等】
⇒社会資本整備総合交付金等により国土交通省が支援



1. 重点「道の駅」の概要対象

○地方創生の核となる特に優れた「道の駅」の取組を、関係機関と連携して選定し、重点的に応援する制度

2. 選定対象の「道の駅」

○地方創生に資する地産地消の促進及び小さな拠点の形成等を目指した「道の駅」の新設またはリニューアル

○具体的には、中山間地域及び漁村地域等において、

- ・地域の特産品を活かした産業振興
- ・高齢化等に対応した住民サービスの提供
- ・公共交通の結節点として地域住民への交通サービスの提供
- ・地域の観光総合窓口
- ・災害時の地域の防災拠点化 などの取組を行う「道の駅」

3. 選定

○有識者懇談会の意見を踏まえ、**38箇所選定**

- 「近き者よろこびて、遠き者来る」 をコンセプトとした、にぎわい・交流の拠点となる道の駅。
- 公共サービス、生活サービス等の集約、(仮)地域交流会館の整備により、町民の日常生活、いきがい、健康を支えるにぎわいの拠点。
- 町内の農業、商工業関係者、地元大学等との協働事業により、地域の魅力を内外に発信する交流の拠点。

地域福祉
公共サービス・生活サービス等を集約

交流・連携
地元大学との連携

産業振興
地域の魅力を発信する拠点を創出

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称) たがみ	新潟県	田上町	国道403号 バイパス	新設	平成32年度 (予定)	一体型

田上町

道の駅周辺に行政サービス・生活サービスの機能を集約

国道403号バイパス

道の駅予定区域

町総合保健福祉センター

町役場

町商工会館

田上郷土地改良区

福祉施設やすらぎの家

若者と一緒に町を元気に！

町民の日常生活

大学生のアイデア

連携

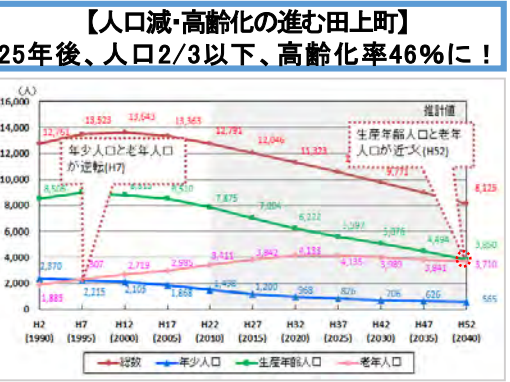
高齢者の健康増進

特産品(曾根人参)を活かした商品開発

農業・商工業関係者とのイベント

※イメージ

内なる魅力を発信し、
外との交流を促進！



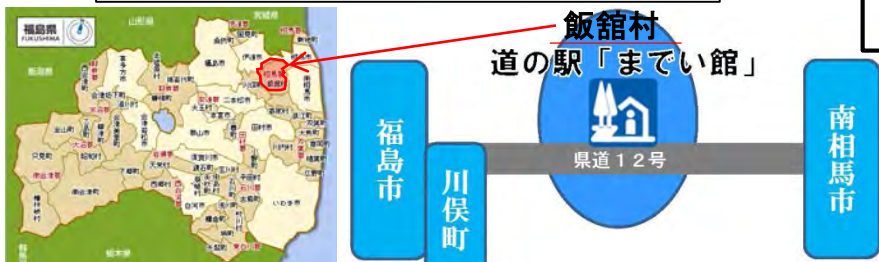
- <提案の先駆性・ポイント>
- 地元大学との連携
 - ・田上町と地元3大学(新潟薬科大学、新潟経営大学、新潟中央短期大学)が連携協定を締結し、計画段階から参画
 - ・地域活性化の担い手となる人材育成、若者ならではの視点を活かした地域づくり、「道の駅」の新たな価値の創出の促進
 - 高齢者の社会参加の促進
 - ・高齢化が進む中で、高齢者が社会参加し、活躍・交流できる場を確保

- <実施内容>
- にぎわいの拠点づくり
 - ・多くの町民の生涯学習や交流の拠点となる(仮)地域交流会館の整備
 - ・商店やATM等の生活サービス拠点の整備
 - ・道の駅と集落地域等を結ぶ公共交通・宅配サービスの導入
 - ・高齢者が元気に社会参加できるための健康づくり支援【大学連携】
 - 交流の拠点づくり
 - ・町内の農業・商工業関係者等との共同事業【大学連携】
 - ・地域の魅力を活かしたイベント・情報発信【大学連携】

道の駅「(仮称)までい館」

- 一原発災害からの帰村時の日常生活を支え、産業復興を図る場として、復興拠点となる道の駅整備一
- 避難指示解除後の帰村に即応し、生活必需品販売施設等を備え、帰村をサポートする拠点として整備する
- 村基幹産業である農業の復興のため、「花」をキーワードに先進的取組を実施・PRし、就農や営農再開を支援する

位置図



生活を支える地域福祉拠点

帰村に即した需要に対応

産業復興の先進的取組

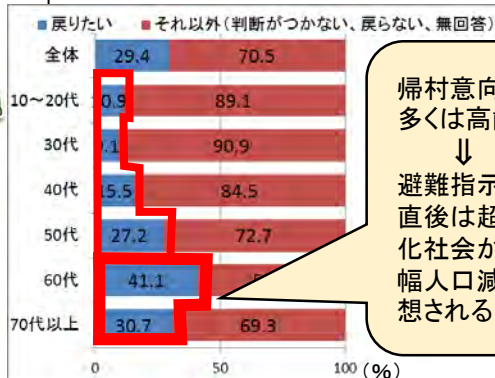
先進技術による花づくりで農業復興

駅名	都道府県	設置者	路線	新設/既設	設置年度	種別
(仮称)までい館	福島県	飯舘村	県道12号	新設	平成29年	一体型

避難指示区域の状況



村民の帰村意向(H27アンケート)



帰村意向者の多くは高齢者
↓
避難指示解除直後は超高齢化社会かつ大幅人口減が予想される

土地利用構想図



<提案の先駆性・ポイント>

- 放射能という特異性から、帰村人口の大幅減が見込まれる中で、「人」「もの」「情報」が集まる道の駅を復興拠点として整備する
- 商店、金融機関の再開の目途が立たない中、帰村時の村民の日常生活を支えるための施設を整備。また、高齢者等交通弱者のために宅配等を実施する。また、役場や医療機関等と連携し、帰村をサポートする拠点とする
- 産業、特に農業復興のため、食べ物より放射線や風評被害の影響を受けにくい「花」をキーワードにした営農再開を進めるための拠点

<実施内容>

- 【地域福祉】: 帰村時に即応する日常生活必需品確保のための商業施設整備
村民の帰村生活を支援し、高齢者等交通弱者のための宅配サービス、ATM設置による金融サービス等を実施
村内巡回バスによる村内主要施設(役場、医療機関等)、各集落との連携
- 【産業振興】: エリア内施設で先進技術による高価値の花苗を栽培し「までい館」で展示・直売。村民への苗・技術提供による営農再開支援
- 上記に加え、「戻る人」「戻らない人」「村を応援したい人」をつなぐ「ネットワーク」型の新しいむらづくりの拠点として、事業やイベントを企画・実施

※帰村: 原子力発電所事故により村外へ避難している村民が、避難指示解除後に村内に帰還すること。 国は平成29年3月に避難指示解除を目指すとした方針を示している。

平成28年7月26日
道 路 局

平成28年度特定テーマ型モデル「道の駅」の募集 ～平成28年度のテーマ”住民サービス”～

地方創生を具体的に実現していくための極めて有力な手段として、「道の駅」の重要性が高まる中、「道の駅」の質的向上に向けた取組として、全国各地の「道の駅」の模範となって質的向上に寄与する”特定テーマ型モデル「道の駅」”を新たに募集します。

募集にあたっては、「道の駅」が有する個々の「機能」が異なる点に留意し、モデル「道の駅」としての模範性を高めるために、テーマ(部門)を設定することとし、平成28年度は、“住民サービス”をテーマ(部門)として募集します。募集のあった「道の駅」の中からより模範性のある「道の駅」を選定し、広く周知します。

<特定テーマ型モデル「道の駅」の役割>

”特定テーマ型モデル「道の駅」”に選定された「道の駅」は、全国の「道の駅」からの視察及び講師の要請に対応するなど、「道の駅」の質的向上に貢献する役割を担います。

<募集対象>

- ①中山間地域及び漁村地域等において、高齢化社会に対応した地域福祉向上のための取組、地域課題に対応した住民生活支援のための取組、小さな拠点形成を目指した取組など、公共の福祉を増進することを目的とした地域住民へのサービス向上に資する取組を現在実施している「道の駅」を対象。
- ②開駅後10年以上経過した「道の駅」を対象とし、募集条件を満たすこと。
(募集条件は別紙参照。)

<募集期間>

平成28年7月26日～8月25日

<選定の流れ>

「道の駅」有識者懇談会において審議・選定し、国土交通大臣が認定します。

* 詳細は以下のURL(国土交通省HP内「道の駅」)にて掲載しています。

<http://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/index.html>

問い合わせ先：
道路局 国道・防災課 課長補佐 竹内 勇喜(内線 37842)
代表：03-5253-8111 国道・防災課直通：03-5253-8492 FAX：03-5253-1620

<平成28年度 住民サービス部門 モデル「道の駅」募集条件>

下記に示す①～③の募集条件を全て満足すること。

ただし、②に関して取組を現在複数実施しており、各取組の実施年数の平均値が3年以上である場合は、①の条件を満たしていなくてもよいこととします。

項 目	募 集 条 件
①住民サービス関連 の施設状況	■「道の駅」区域内、あるいは「道の駅」区域に隣接して、小さな拠点の形成を目指した住民サービス関連施設が複数数立地しており、各施設の運営年数の平均値が3年以上であること。但し、商業施設は対象外とする。 施設例 行政サービス施設、保育所や託児所など子育てサポート施設、病院、特別養護老人ホーム、デイサービス施設、コミュニケーション施設、郵便局、図書館等
②住民サービス向上 に資する取組状況	■「道の駅」を拠点として、高齢化社会に対応した地域福祉向上のための取組、地域課題に対応した住民生活支援のための取組など、公共の福祉を増進することを目的とした地域住民へのサービス向上に資する取組を現在実施しており、各取組の実施年数の平均値が3年以上であること。 取組例 移動販売、高齢者の安否確認、デマンドバス・デマンドタクシーの運行、役場機能等
③先駆性又は独創性	■地域住民へのサービス向上に資する取組内容について、先駆性又は独創性があり、モデル「道の駅」としてふさわしい「道の駅」であること



厚生労働省 地域福祉関係

社会・援護局 地域福祉課

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

- ・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
保育士 約6割（2015年度・推計）
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NP0との連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNP0などが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- ・医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

施策	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標
地域課題の 解決力の強化／ 福祉サービスの 一体的提供／ 総合的な 相談支援体制づくり	誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの提供ビジョン （平成27年9月17日・厚生労働省）	福祉サービスの 一体的な提供に ついて 運用上の対応が 可能な事項の ガイドラインを策定	設備・人員基準や 報酬体系の 見直しを検討	検討結果を 踏まえた 対応を実施										2020年～2025年 を目途に： 地域課題の解決 力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援 体制 全国展開
			相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、 モデル事業等を数年間実施する中で制度化を検討				各地域における体制の確立・充実							
医療、介護、福祉の 専門資格における 共通の基礎課程の 検討・ 業務独占資格の 対象範囲の見直し		介護福祉士と 准看護師相互の 単位認定について検討 福祉系国家資格を 有する者に対する 保育士養成課程・ 保育士試験科目の 一部免除について検討	各資格の 履修内容に 関する研究	新たな共通の基礎課程の具体案について検討・結論			新たな共通の基礎課程の実施 ※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、 資格の範囲の拡大について継続検討・順次実施							2021年度： 新たな共通の基礎 課程の実施
			介護福祉士と 准看護師相互の 単位認定について検討 福祉系国家資格を 有する者に対する 保育士養成課程・ 保育士試験科目の 一部免除について検討	資格所持による履修期間短縮について、 資格ごとに検討・結論。 可能な資格から履修期間短縮を実施			可能な資格から履修期間短縮を実施 ※共通の基礎課程創設後も、既取得者に適用							
				単位認定拡大について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から単位認定を実施										
				業務独占資格の業務範囲の見直しを継続的に検討・実施										

地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制

小中学校区

地域における住民主体の課題解決

○住民に近い圏域で、

- 制度や分野にとらわれない地域課題の把握
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援、
- 公的な相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域課題の解決に向けた体制

市町村

包括的・総合的な相談支援体制の確立

○相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制

小
中
学
校
区

ご近所、自治会

A地区



様々な課題を抱える住民
(生活困窮、障害、認知症等)

地域の社会資源
(インフォーマルサービス等)

ボランティア、PTA、老人クラブ、子ども会、NPO 等

地域活動を行う地区社協、福祉委員会等

地域課題の把握

地域活動を行う人材の発掘、育成
→ 生涯現役社会の実現

民生委員・児童委員

相互連携／生活支援コーディネーター、CSW等による
バックアップ(住民による地域活動の体制強化)

地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根差した活動を行うNPOなどが中心となって、**小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域活動を把握して解決を試みる体制づくり**を支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。

共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。

ニッポン一億総活躍プラン
(平成28年6月2日閣議決定)

福祉のみならず、多機関・多分野に渡る支援機関のネットワーク構築。支援内容の調整等

地域では解決できない課題

※平成28年度モデル事業(多機関の協働による包括的支援体制構築事業)で実施

生活困窮

相談支援包括化推進員※

児童

包括的・総合的な
相談支援体制の確立

高齢

雇用

障害

54

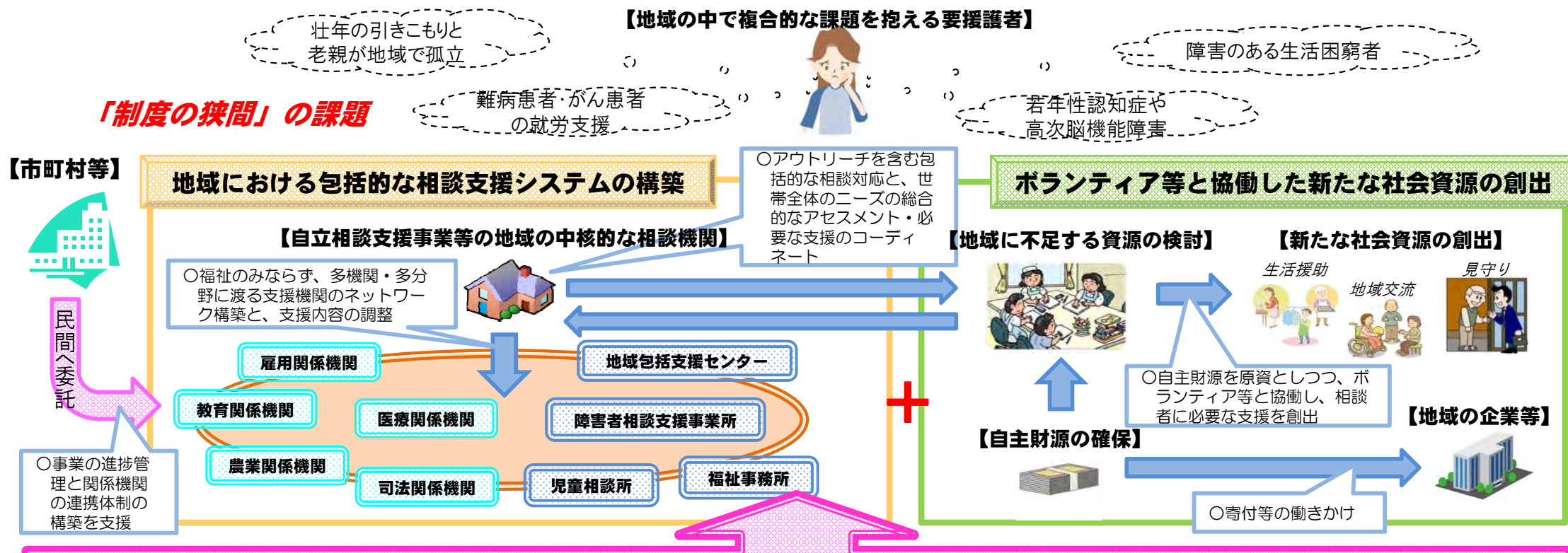
市
町
村

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要なとされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。



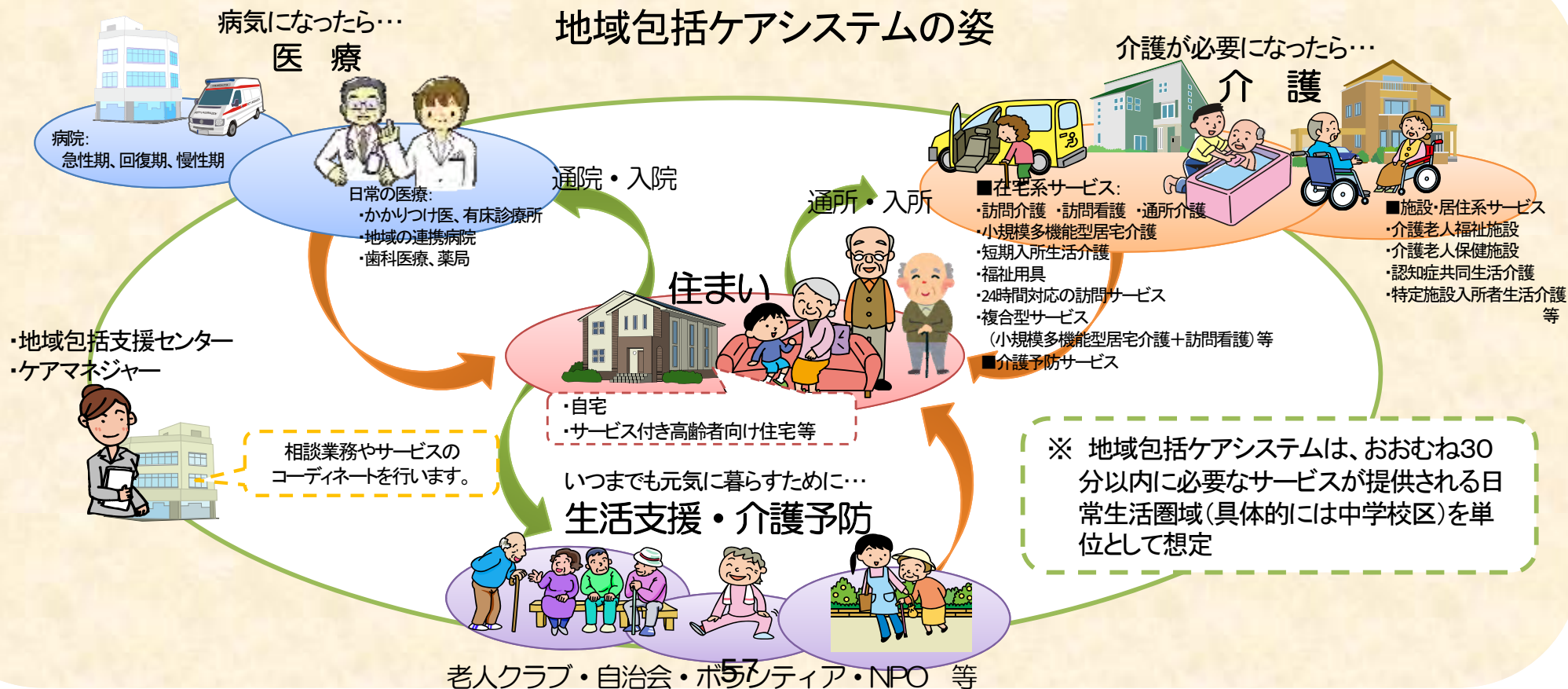
生活支援コーディネーター・協議体 について

平成28年9月26日
厚生労働省 老健局振興課
課長補佐 谷内一夫

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



新しい地域支援事業の全体像

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

【財源構成】

国 39%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付
(要支援1～2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

○ 二次予防事業

○ 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

○ 地域包括支援センターの運営

・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

○ 介護給付費適正化事業
○ 家族介護支援事業
○ その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1～2、それ以外の者)

○ 介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス

・通所型サービス

・生活支援サービス(配食等)

・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

○ 一般介護予防事業

包括的支援事業

○ 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)

○ **在宅医療・介護連携推進事業**

○ **認知症総合支援事業**

(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等)

○ **生活支援体制整備事業**

(コーディネーターの配置、協議体の設置 等)

任意事業

○ 介護給付費適正化事業
○ 家族介護支援事業
○ その他の事業

地域支援事業

市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実 平成28年度195億円(公費:390億円)

- 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を地域支援事業の枠組みを活用し、市町村が推進。
 - あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
 - これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。
- ※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携 34億円(公費:68億円)

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策 57億円(公費:113億円)

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進

地域ケア会議 24億円(公費:47億円)

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化 81億円(公費:162億円)

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

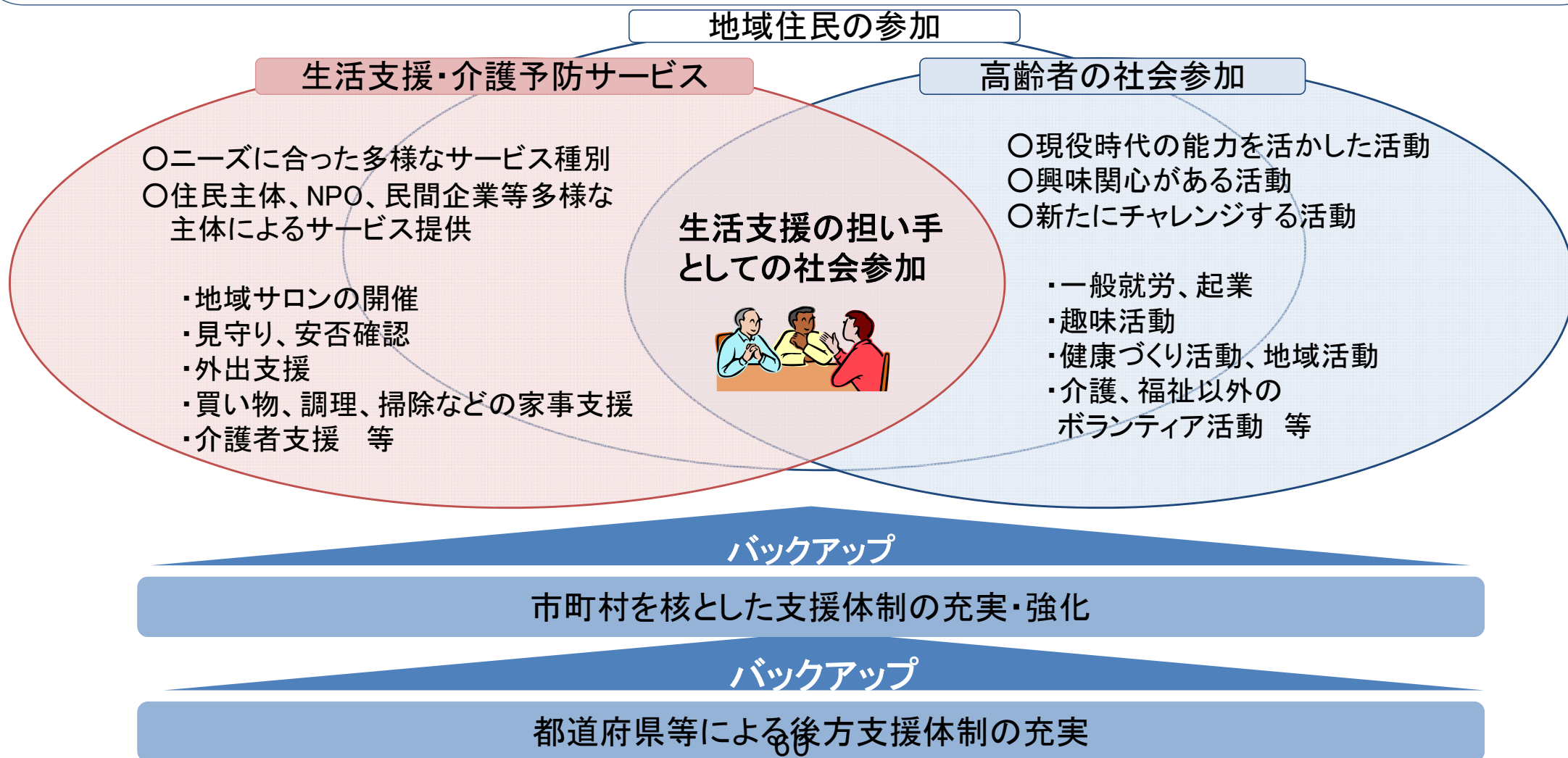
※1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。(財源は、消費税の増収分を活用)

※2 上記の地域支援事業(包括的支援事業)の負担割合は、国39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、1号保険料22%

※3 金額は四捨五入により、億円単位にまとめているため、合計額は一致していない。

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

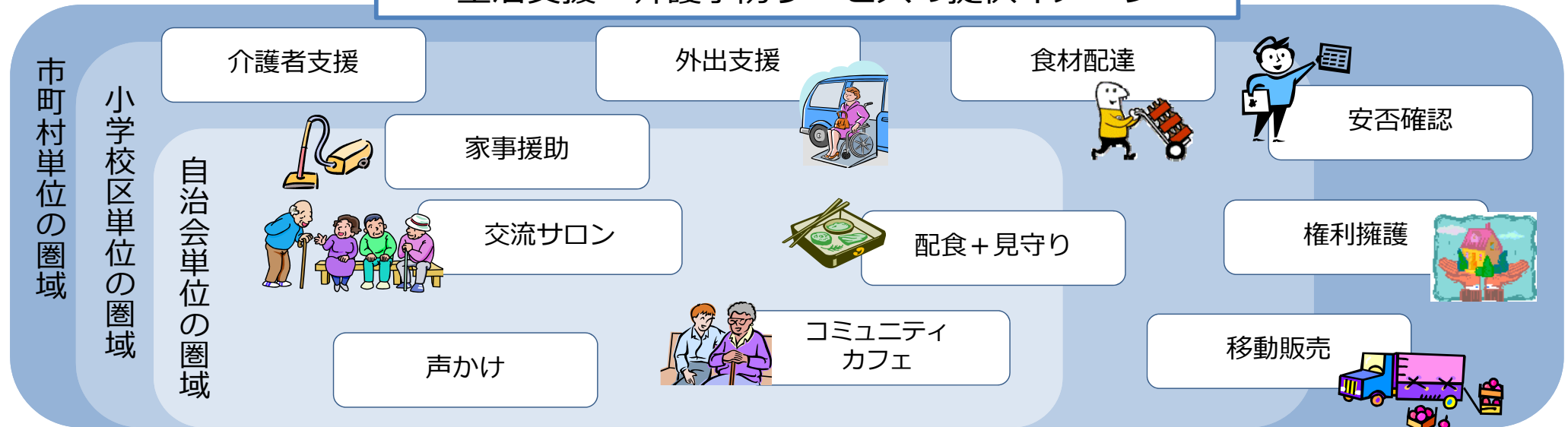


下地づくりのためのプロセス〈生活支援体制整備事業の実施〉

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



事業主体

民間企業

NPO

協同組合

社会福祉法人

ボランティア

等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

【参考】生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒ 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒ 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

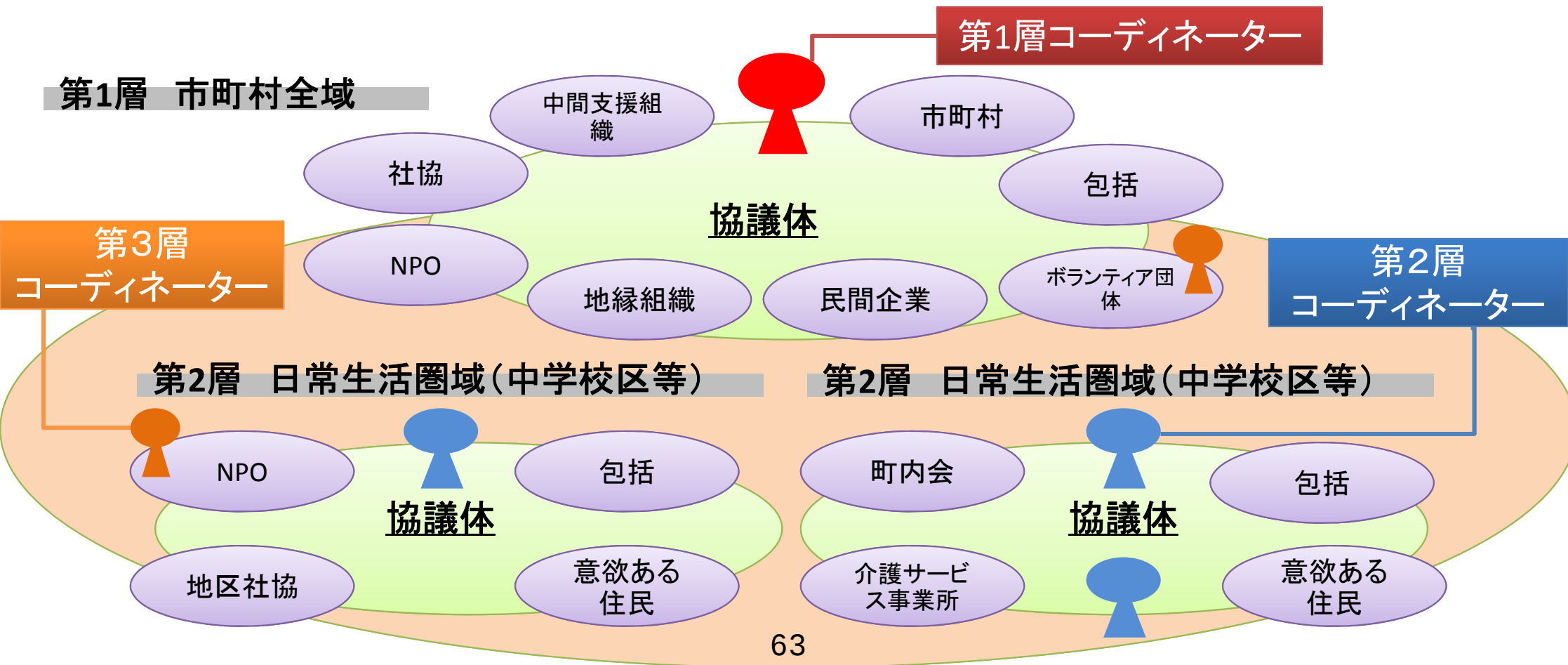
等

※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。



コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発……第1層、第2層
- サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築……第1層、第2層
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング ……第2層

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、地域の実情に応じた多様な配置が可能であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

資格・要件

- 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
- コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、**「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置する**ことにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進（アンケート調査やマッピング等の実施）
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

具体例

- ・地域の課題についての問題提起
- ・課題に対する取組の具体的協力依頼
- ・他団体の参加依頼
（A団体単独では不可能なこともB団体が協力することで可能になることもある）

設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

構成団体等

- 行政機関（市町村、地域包括支援センター等）
- コーディネーター
- 地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）

※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

◆公民館は全国に約14,700館開設

◆公民館の利用者総数は、年間延べ約2億5百万人(国民一人当たり年間2回公民館を利用)

(平成23年度社会教育調査)

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、**実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与**することを目的とする。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 **定期講座を開設**すること。
- 二 **討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催**すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 **体育、レクリエーション等に関する集会を開催**すること。
- 五 **各種の団体、機関等の連絡**を図ること。
- 六 **その施設を住民の集会その他の公共的利用に供**すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派 若しくは教団を支援してはならない。

地方分権と住民自治を進める中での社会教育の役割

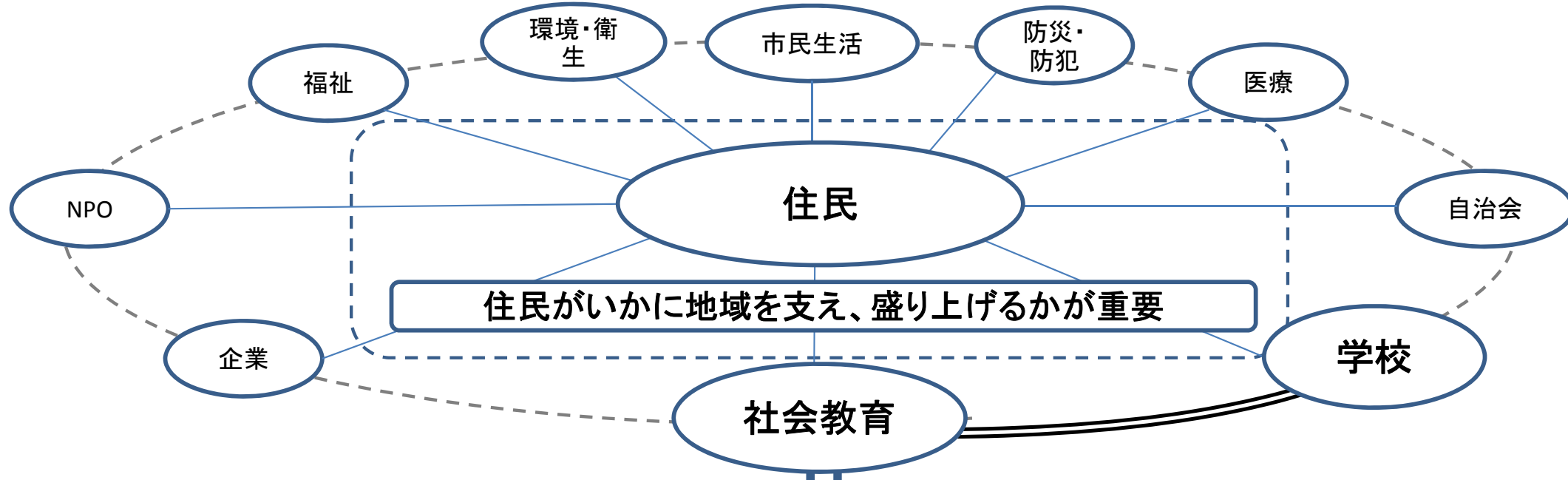
地域の現状

地域課題：少子化・高齢化、経済低迷等の社会的課題に起因する
解決困難な様々な地域的課題が存在
(地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援etc.)

これらの課題に対し、様々な行政部局が各分野で対策を講じるが、複雑・複合化する課題、縮小する行政組織の中で、行政の特定分野のみの取組では効果が薄く、持続可能ではない。

目指すべき姿

住民と行政の協働による課題解決



- ・行政・住民協働による個々の課題解決の取り組みを進める中で、学び(知識、ノウハウ、アイデアetc.)が必要な部分や住民の意識・行動変容について、支援することが社会教育に求められる役割。
- ・その学びの支援のため、連携することが効果的な地域の関係主体、機関等とネットワークを結ぶ役割も必要。

公民館がまちづくりの中心となる事例 ～新居浜市泉川公民館の取組～

経緯 ・補助金減少、地域の環境悪化、社会教育関係団体の高齢化等により、地域の組織の再構築が必要になる
・地域の現状を知るため全戸対象アンケート調査を実施し、その結果を分析し、住民による熟議により地域課題を抽出

泉川地域の課題

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

先進事例も参考にし、地域自ら課題を解決する「**地域主導型**」のまちづくりを目指し、**泉川まちづくり協議会**を設立

公民館とまちづくり協議会の関係

泉川まちづくり協議会

- ・安全安心部会
- ・環境美化部会
- ・地域福祉部会
- ・健康づくり部会
- ・子ども支援部会
- ・生涯学習部会
- ・総務部会

市役所
地域
学校
団体
消防団
NPO 等

連携

泉川公民館



公民館の職員が中心となり、**まちづくり協議会の総合事務局としてコーディネート役を担っている。**

評価と成果・・・地域の風土に明らかな変化が

「自分達の地域は自分達の力で」を皆が口にするようになる。

- 1 子どもから高齢者までみんなで活動する機会が増えた。
- 2 受益者意識が薄れ、当事者意識が芽生え、膨らんできた。
- 3 子どもが地域で活躍し、学校支援地域本部も定着した。
- 4 タテ割り意識だけでなく、ネットワークのメリットが実感された。
- 5 前例踏襲だけでなく、新規創造へチャレンジが増えた。
- 6 学ぶことが実践に結び付く「知の循環型社会」へ展開中。
- 7 同志の縁が増え、仲間との交流が拡大した。

まちづくり協議会 部会の主な取組

○ 安全安心部会では、児童と住民と一緒に安全マップを作成したり、児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足に行くなど、子どもから高齢者まで安全と安心が確保できるよう取組を行った。また、防災訓練は消防団との連携で実施することが定着。

○ 健康づくり部会・地域福祉部会では、医療・介護費の削減を目指し、住民自身による意識調査やワークショップ、ウォーキングの実施など、大学とも連携して地域ぐるみで健康寿命の延伸に取り組んでいる。また、健康づくり部会では、食生活改善を目指した親子健康料理教室や健康増進のための「泉川健康体操」を自分達で作成し振付も行い、幅広く親しまれている。

○ 生涯学習部会は、各部会が地域課題を解決するために、地域住民に啓発したい内容を持ち寄り、それを企画に練り上げ、「泉川ふるさと塾」を開設し、学習と実践を繋ぐ役割を果たしている。

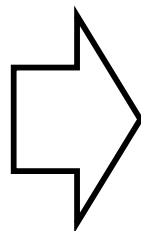
○ 総務部会は、自治会のブロック長と各部会長で構成し、情報共有と地域住民への周知を図っている。



「交流をキーワードにした中山間地の集落活性化支援」 ～新潟県小千谷市の取組～

(公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム取組事例)

背景: 人口の過疎化、少子高齢化、新潟県中越大震災により、中山間地域の集落は活力低下、後継者不足、集落の維持機能低下にもかかわらず、自治公民館的分館は、活動マンネリ化、活動数減少。



(課題解決のために目指す成果)

公民館のしかけにより、集落の課題解決の能力を高め、集落住民の内発を促し、主体的な集落活性化の活動に取り組む人材を育成し、集落住民の経済的・精神的な活力を生み出す。

主な取組

市内のモデル集落を対象に、取組内容を「交流」「体験」「拠点」のテーマに分けて、集落の活性化支援の学習機会を展開。

交 流

①「まちあるき」の実施 ～地域の価値を認識～

集落外からの参加者も募り、「まちあるき」を行い、集落の成り立ちや言い伝えなどを学ぶ。また、ワークショップで「まち歩きマップ」を製作。



「まちあるき」

② 職員研修の受け入れ

市の新採用職員研修で、集落住民との対話する機会を設け、今後の業務に活かすきっかけをつくる。

→ 住民活動の活性化、地域の再認識

体 験

③ 教育体験旅行の受入先の強化

ホームステイ(民泊)による小・中学校の宿泊教育体験をさらに充実させるために、郷土料理の実習や食物アレルギー等の学習会、関東地方の教育体験旅行実施への訪問などの取組を実施。

→ 生きがいきくり、
集落活動の自信

拠 点

④「わかとち楽校」の開催

集落と交流する実践者との勉強会を実施。

⑤ アグリビジネスプロジェクト

6次産業に取り組む農業者から、農産物加工の製造や販売に関する基礎知識を学習する機会の提供や、農業者と消費者との交流会の実施。



「わかとち
楽校」

→ 里で生きていく思想・哲学、
未来へのヒント

成 果

- ・集落の後継者等の若手を中心となって、今後の活動を展開。
- ・取組が集落住民の「気づき」を生み、行動力の糧となった。
- ・地域課題解決に対応する行政内部の役割分担が明確になった。(学習活動は公民館、実践は担当部局)



市内の他の中山間地域へ広めていく

学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業

(前年度予算額 32,507千円)
29年度要求額 32,507千円

～地域力活性化コンファレンスの開催～

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまで各地域で取り組んできた地域課題解決の優れた取組や先進的な実践等において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、学びによる地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発を行う。

I. 地域力活性化支援委員会の設置

- ・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
- ・コンファレンスへのアドバイザー支援。
- ・コンファレンスの研究成果を踏まえた課題解決の実践的取組テキスト(コンファレンス・テキスト)の作成。

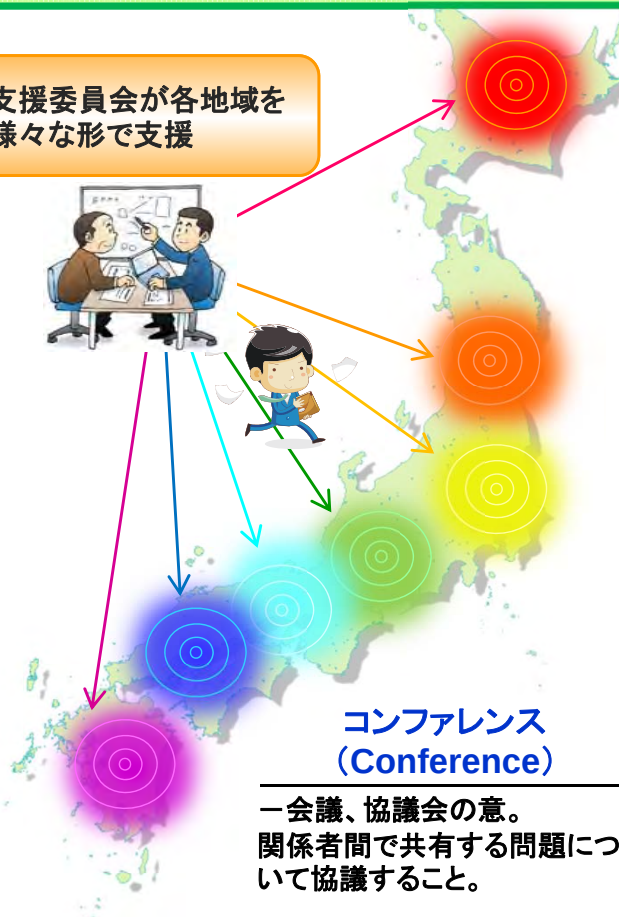
コンファレンス企画審査等: 7百万円

II. 地域力活性化コンファレンスの開催

- ・全国7ブロックにおいて、都道府県、市町村、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。

全国7ブロック×3百万円、その他経費: 2百万円

支援委員会が各地域を
様々な形で支援



一会議、協議会の意。
関係者間で共有する問題について協議すること。

コンファレンスの主な実施内容

【27年度実施例】

地域力醸成コンファレンsinしまね

徹底的な事例研究



支援スキル・
ノウハウの習得



関係者間での出会いと対話の創出

成 果

- 公民館等の「学びの場」を拠点として、様々な主体との連携・協働のネットワークづくり
- 活力ある地域コミュニティ形成のための学びによる地域の課題解決、地域力活性化の取組の促進

平成27年度学びを通じた地方創生コンファレンス実施一覧

No.	団体等名	事業名	事業概要	開催日時、開催地	参加者数
1	北海道地方創生コンファレンス実行委員会	学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業	「地方再生(地域振興)」、「防災教育」をテーマに、道内計5地区で実施(うち札幌地区は成果のとりまとめ)し、「人と人をつなげ、地域課題を解決する社会教育」の実践について、さらなる普及・啓発を図る。	①釧路・根室地区 8月31日(月)別海町	65名
				②オホーツク地区 10月30日(金)北見市	46名
				③胆振・日高地区 11月11日(水)安平町	54名
				④上川地区 11月27日(金)富良野市	71名
				⑤札幌地区 1月21日(木)札幌市	44名
2	学校法人東北芸術工科大学	地域社会を担う若い人材を育成する社会教育の可能性研究事業	東北各県の若い世代の人材流出への危惧の下、地域の担い手となる若手の人材の育成及び戻ってきた若者の受入れがテーマに、高校生の地域づくりや新たな社会教育(公民館)の可能性について研究討議等を行う。	11月20日(金)～22日(日)、山形県山形市(東北芸術工科大学)	143名
3	東北大学災害科学国際研究所	地域内の連携・交流・学びを通じた震災学習の協働事業体制づくり	石巻市を会場に、自治体などで行われる様々な震災学習に関する成果やノウハウを共有するため、各団体等の紹介、対話型ワークショップ、担当者の支援スキルの習得を行う。	第1回 12月20日(日)、第2回 1月24日(日)、宮城県石巻市	計117名
4	関東近県生涯学習・社会教育実践研究交流会実行委員会	関東近県生涯学習・社会教育実践研究交流会	茨城県が中心となり、関東近県の生涯学習・社会教育関係者が一同に会し、広域ネットワーク構築を図るとともに、最新の支援スキル(ファシリテーション、対話、ネットワーキング等)の習得を目指す。	11月7日(土)、8日(日)、茨城県水戸市(茨城大学)	482名
5	地域力活性化コンファレンスinひょうご実行委員会	地域力活性化コンファレンスinひょうご	近畿地区等の取組事例を社会教育関係者に広く提供し、普及を図るとともに、参加型による社会教育支援者のための資質向上研修のモデルを示し、参加者のスキルアップを図る。	11月25日(水)、26日(木)、兵庫県神戸市(神戸ポートピアホテル)	127名
6	地域力醸成コンファレンスinしまね実行委員会	地域力醸成コンファレンスinしまね	持続可能な地域づくりに自主的・自立的に取り組む人づくりを進めるため、先進事例の分析・実践者との徹底的な協議等を行う。また、コンファレンス当日だけでなく、参加者に対して社会教育主事が事前(課題意識の醸成)・事後(学びを実践に結びつける)の支援を行う。	11月26日(木)、27日(金)、島根県出雲市(島根県立青少年の家)	208名
7	学びによる地域力活性化コンファレンスin愛媛実行委員会	学びによる地域力活性化コンファレンス推進事業(愛媛大会)	全国の先進的な事例を採用した対話の場を設定し、参加者達自身の活動を見つめ直すとともに、真の人的ネットワークを構築する。また、ファシリテーション研修を行い、人材の掘り起こし、育成に寄与する。	12月5日(土)、6日(日)、愛媛県大洲市(国立大洲青少年の家)	677名
8	国立大学法人大分大学	コンファレンスを契機とした取り組みを高めるサイクルのパッケージ化	「地域の仕組み」と「人的ネットワーク」の2分科会によるコンファレンスでの事例発表を踏まえた協議で出た課題について、大分大学が中心となり、事例発表団体を支援し、その効果を検証する。	11月13日(金)、大分県別府市(大分県立社会教育総合センター)	110名
9	鹿児島大学	産学官民による地域課題の協働的解決を促す学習交流プラットフォームの形成	「コミュニティ協議会と公民館」、福祉と産業分野から事例を取り上げ、社会教育と首長部局の協働とその意義等を共有するとともに、ファシリテーション研修により、社会教育行政職員等が任務で必要な知識やスキルを獲得することを目指す。	2月6日(土)～8日(月)、鹿児島県鹿児島市(鹿児島大学)	271名
	文部科学省	学びで地域を元気に！地方創生全国コンファレンス	学びを通じた地域課題解決やまちづくりの取組を促進するため、関係者の学びと対話、ネットワークづくりの場として実施した、各地域のコンファレンスで得られた成果を取りまとめ、全国の関係者へ共有・フィードバックを行うとともに、多様な立場の参加者により討議を行い、各地域における課題解決のための取組の充実を図る。	2月17日(水)、18日(木)、東京都渋谷区(国立オリンピック記念青少年総合センター)	132名

学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業
～地域力活性化コンファレンスの開催～
問い合わせ先

文部科学省

生涯学習政策局社会教育課公民館振興係

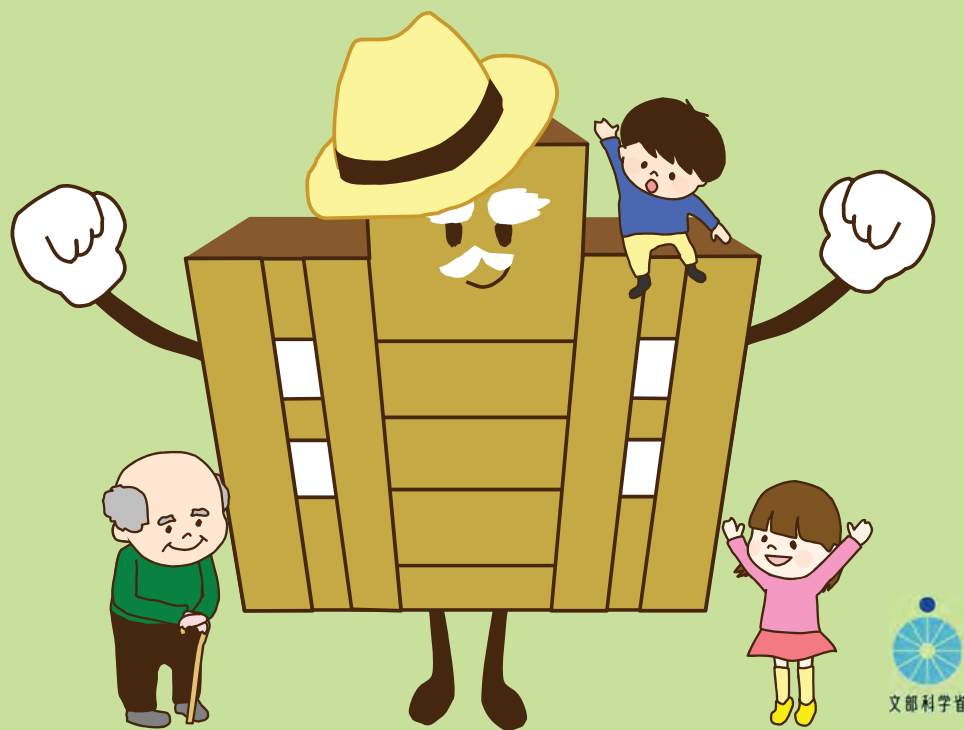
TEL 03(5253)4111 内線(2974)

E-mail kouminkan@mext.go.jp

未来に つなごう

みんなの廃校プロジェクト

～廃校施設の有効活用～



廃校には無限の可能性が秘められています

少子化による児童生徒数の減少により、毎年500校前後の廃校が発生する中、その約7割が様々な用途に活用されています。

例えば、体験交流施設や社会福祉施設など、地域の人々の工夫で、学校が新たな施設としてよみがえっています。



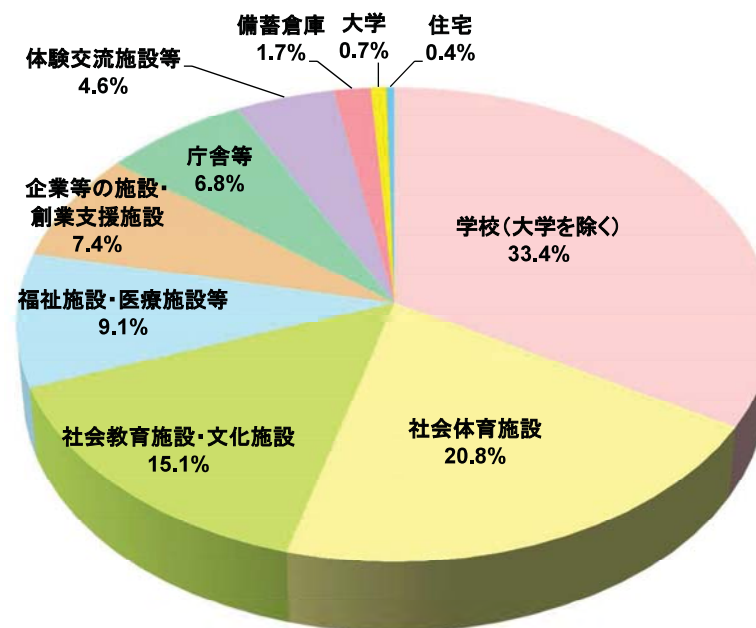
中学校を体験交流施設に転用



小学校を保育園に転用

廃校の活用用途

(平成26年5月1日現在)



廃校の活用事例を紹介するよ！



熊本県 阿蘇市 旧小池野小学校 なみの高原やすらぎ交流館

地域住民による、特産野菜を活用した地産地消メニューの開発や、学校と連携した農林業体験型研修、環境教育事業を実施するなど、都市と農村の交流拠点として活用しています。



交流事業を推進するに当たり、地域住民からの協力が得られやすい。

●農林水産省の補助を活用●

新潟県 村上市 旧南中学校 山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」

豊かな自然、生業体験、温泉、地元食材を生かした食など、ふるさとの魅力を満喫できる学び舎の面影残る体験交流宿泊施設です。



公共施設の有効活用とともに校舎の雰囲気を生かすことができ、開設経費を低く抑えることができる。

●国土交通省の補助を活用●

体験交流施設

文化・創業支援施設

東京都 世田谷区 旧池尻中学校
世田谷ものづくり学校

新たな産業の育成や創業の支援を行っています。映像・デザイン・建築のワークショップなどのイベントも開催しています。



校舎の雰囲気、ものづくりを行う事業者のイメージに合っている。

●農林水産省の補助を活用●

北海道 新冠町 旧太陽小学校 太陽の森ディマシオ美術館

インターネットオークションにより施設を売却し、フランス幻想絵画の巨匠、ジェラール・ディマシオの代表作約二百点を展示する美術館に生まれ変わりました。



比較的立地条件が良く、建物の構造がしっかりしている。

●農林水産省の補助を活用●

京都府 京都市 旧龍池小学校 京都国際マンガミュージアム

マンガ資料を収集・保存し、博物館・図書館機能、研究機能、生涯学習機能、新産業創出・人材育成機能を有する我が国初のマンガ文化の総合拠点として活用しています。

地域の活性化だけでなく、マンガ文化の発信拠点、新観光拠点として国内外から注目を集めている。



高知県 大月町 旧春遠小学校 グループホームのんびり館・老人ホーム高原の郷

明るく清潔感たっぷりの老人ホームとして改修しました。耐震強度を維持するために数本の柱が残りましたが、今ではそれも愛おしく感じます。



●厚生労働省の補助を活用●

多額の公費を費やして造られた校舎であり、地域の方々に親しまれてきた校舎でもあるので、地域の灯を消さず、親しみを持ってもらえる。

●厚生労働省の補助を活用●

奈良県 山添村 旧北野小学校 山添村立すみれ保育園

村立の保育園です。校舎の一部を利用し、児童用から園児用への改修・改装を行い移転しました。



●総務省の補助を活用●

新築に比べ移転費用が約1/3に抑えられる。

●農林水産省の補助を活用●

島根県 浜田市 旧宇野小学校 うのピアノクリニック

複数の診療科目があるクリニックです。宇野地区は市の中心地から約10km離れているため、近くで診療を受けられると高齢者を中心に喜ばれています。



●農林水産省の補助を活用●

市として多大な投資をせずに、無医地区解消への対応を図ることができる。

福祉施設 診療所

工場 加工施設

福島県 北塩原村 旧大塩小学校 裏磐梯パイロットファーム（株） チョウザメ養殖施設

北塩原村で初めて締結した企業立地協定に基づき、廃校の体育館を活用したチョウザメの養殖施設です。



●農林水産省の補助を活用●

観光地・裏磐梯の観光施設での食肉やキャビアの活用により、雇用創出と地産地消、地域の活性化が期待できる。

兵庫県 養父市 旧西谷小学校 日の出通商（株） 食品カンパニー 但馬醸造所

昔ながらの製法で、酢を作っています。体育館は製造工場に、職員室は事務室に、理科室は研究室に生まれ変わりました。



●農林水産省の補助を活用●

天井が高く使い勝手が良い体育館と、将来的に拡張が見込める広い敷地が活用できる。

秋田県 大館市 旧山田小学校

白神フーズ（株）生ハム工場

山あいの気候風土が、工房として最適であるため、生ハムの製造工場に生まれ変わりました。手作りの生ハムを作る「原木オーナーの会」も定期的に開催しています。



●農林水産省の補助を活用●

廃校の利活用が、地域雇用の創出と交流人口の増加につながっている。

神奈川県 横浜市 旧日向山小学校 県立横浜ひなたやま支援学校

知的障害のある高等部の生徒たちが学んでいます。地域活動の拠点機能も備え、生徒と住民との交流も盛んです。



廃校活用
の
メリット

現在課題となっている
特別支援学校の不足解
消につながる。

教育施設

多度津町高見島研修センター 香川県 多度津町 旧高見小中学校

豊かな自然環境の中で、社会教育団体や学校の活動拠点として利用されています。野外活動体験施設として炊事場も併設しており、子供たちの宿泊キャンプなども行われています。



廃校活用
の
メリット

既存施設を改修することなく社会教育施設として活用している。

福島県 会津若松市 旧河東第一小学校 仁愛看護福祉専門学校

会津地方では唯一の介護福祉士養成施設です。授業は午後からで、働きながら学ぶことができます。



廃校活用
の
メリット

地域の活性化、雇用創出
及び介護福祉科新設経費
の削減につながる。

長野県 信濃町 旧柏原小学校 柏原体育館

体育館を社会体育施設、地域振興施設として利用しています。主に地域のスポーツ団体活動、夏季のスポーツ合宿、町を挙げてのお祭り等で利用されています。



長野県信濃町PRキャラクター アルコム

廃校活用
の
メリット

天候に左右されない地
域交流の場として活用
している。

山口県 山口市 旧引谷小学校

山口県立大学サテライトキャンパス（徳地地域づくり研究センター）

旧徳地町と山口県立大学が協定を結び、廃校となった小学校を、教育、研究及び地域活動の拠点としています。



廃校活用
の
メリット

県立大学のサテライトキャンパスとして活用することで、地域住民と若者との交流の場となっている。

貴重な財産である廃校を有効活用してほしい・・・ そんな思いからプロジェクトを実施しています！

「みんなの廃校プロジェクト」～廃校の情報と活用ニーズのマッチング～



ホームページで掲載している情報

○活用用途を募集している廃校の一覧

番号	都道府県名	市区町村名	旧学校名	所在地立地条件	用途	土地面積	構造 竣工年 施設区分	建築面積 延床面積 階数	募集内容	貸与 譲渡条件等	備考	担当窓口 HP
○	○県	○×市	○×小学校	○×駅から 徒歩10分	指定なし	5,000㎡	鉄筋コンクリート 545 校舎	600 800 2	貸与先 公募	地域活性化に つながること	屋内運動場も 使用可	http://〇〇

○廃校の活用事例リンク集

福祉施設、文化施設、オフィス・工場など、廃校の有効活用事例のリンク集

○廃校の活用にあたり利用可能な補助制度

廃校を活用する場合に利用可能な各省庁の補助制度の一覧

利用者の声

～茨城県利根町～

町単独では、廃校活用情報の発信力に限界がありました。それをカバーしてくれたのが、このプロジェクトです。文部科学省のホームページを見た学校法人からの問い合わせがきっかけで、4年制大学の誘致が決まりました。廃校の有効活用を図るため、このプロジェクトの果たす役割は、今後ますます重要になると思います。

～日本ウェルネススポーツ大学～

このプロジェクトにより、廃校を活用した本学の開学に至りました。文部科学省からの情報発信ということもあり、開学に向けた自治体へのアプローチ、その後のタイアップにおいても自然な連携が図れました。また、自治体からも全面的な支援を受けられたことにより、円滑にスタートすることができました。



廃校活用に当たっての国庫補助制度があります

廃校の活用に当たり利用可能な補助制度

転用施設の改修に対する補助等

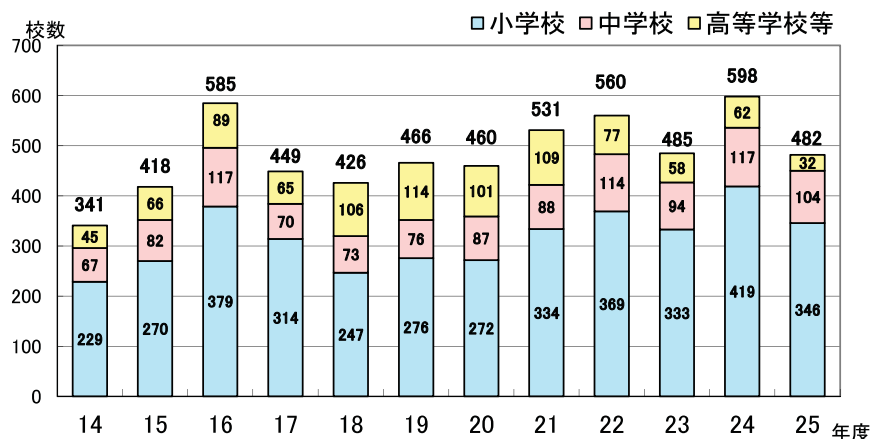
平成28年4月現在

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁	
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ(toto)助成 (地域スポーツ施設整備助成)	文部科学省	(独)日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部支援第二課 地域スポーツ支援係 TEL:03-5410-9129
埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵 等を行うための設備整備事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (国宝重要文化財等保存整備費補助金)	文化庁	文化財部記念物課管理係 TEL:03-5253-4111 (内線2876)
児童福祉施設等 (保育所を除く)	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課 (児童福祉) TEL:03-5253-1111 (内線7824)
保育所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)		雇用均等・児童家庭局保育課 TEL:03-5253-1111 (内線7927)
	保育所等整備交付金		
	保育対策総合支援事業費補助金 (賃貸物件による保育所改修費等支援事業)		
小規模保育事業所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)		
	保育所等整備交付金		
	保育対策総合支援事業費補助金		
放課後児童クラブ	放課後子ども環境整備事業	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局育成環境課 TEL:03-5253-1111 (内線7909)
老人福祉施設等	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		老健局高齢者支援課 TEL:03-5253-1111 (内線3927)
障害者施設等	社会福祉施設等施設整備補助金		社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3035)
私立認定こども園	認定こども園施設整備交付金	文部科学省	初等中等教育局幼児教育課 TEL:03-5253-4111 (内線3138)
	保育所等整備交付金	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局育成環境課 TEL:03-5253-1111 (内線7909)
	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	文部科学省 厚生労働省	上記と同様

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁	
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎地域の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域等自立活性化推進交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	総務省	自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5111 (内線5536)
旧合併特例法第5条に規定する市町村建設計画に基づき実施する事業	市町村合併推進体制整備費補助金		自治行政局市町村課 TEL:03-5253-5111 (内線5516)
農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組や地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組及び農山漁村における定住を図るための取組に必要な拠点施設。	農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)	農林水産省	農村振興局農村整備部 地域整備課 TEL:03-3502-8111 (内線3098)
福祉農園及び附帯施設(休憩所等)	都市農業機能発揮対策事業		農村振興局農村政策部 都市農村交流課 TEL:03-3502-8111 (内線5448)
交流施設等の公共施設	次世代林業基盤づくり交付金 (木造公共建築物の整備)	林野庁	林政部木材利用課 TEL:03-3502-8111 (内線6127)
都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8111 (内線32763)
空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)		住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL:03-5253-8111 (内線39394)
既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業に必要な施設整備	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業		国土政策局地方振興課 TEL:03-5253-8111 (内線29543)

廃校数・活用状況 廃校活用に関する手続きについて

公立学校の年度別廃校数 (平成26年5月1日現在)



公立学校の廃校活用状況 (平成26年5月1日現在)

平成14年度から平成25年度の廃校数 **5,801校**

(小学校) 3,788校 (中学校) 1,089校 (高等学校) 849校 (特別支援学校) 75校

施設が現存している廃校の数	5,100校	
活用されているもの	3,587校	70.3%
活用されていないもの	1,513校	29.7%
活用の用途が決まっている	302校	5.9%
活用の用途が決まっていない	1,081校	21.2%
取壊しを予定	130校	2.6%



財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化

国庫補助を受けて建設された学校施設を、学校以外に転用したり売却する場合は、原則として、補助金相当額の国庫納付等により文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要となります。

文部科学省では、廃校を積極的に活用していただくため、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合は、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど、ほとんどのケースにおいて国庫納付金が不要となるよう、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図り、地方公共団体の取組を支援しています。

財産処分手続の詳細については、施設助成課のホームページで紹介していますのでご覧ください。



山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」
新潟県 村上市 旧南中学校



世田谷ものづくり学校
東京都 世田谷区 旧池尻中学校



白神フーズ(株)生ハム工場
秋田県 大館市 旧山田小学校

「みんなの廃校プロジェクト」に関するお問い合わせ

みんなの廃校

検索



文部科学省 大臣官房文教施設企画部 施設助成課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL03-5253-4111(代表)2464(内線)

FAX03-6734-3743 E-mail:sisetujo@mext.go.jp

平成27年10月

表紙・デザイン:小川絵理奈 レイアウト:塩田智希

地域を支えるサービス事業主体の あり方に関する研究会報告書について

経済産業省
産業組織課

地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会

- 少子高齢化や過疎化等の社会情勢の変化にともない、財政制約も相まって、地方の鉄道・路線バスは不採算路線の撤退が相次ぎ、小売店やガソリンスタンドの減少による生活必需品の入手が困難になるなど、**地域に必要なサービスが継続的に提供されなくなるおそれ**が高まってきている。
- このような状況を受けて、本研究会では、国内外における事例や制度を踏まえ、**地域に必要なサービスの提供や課題解決に取り組む事業主体のあり方について**、課題や制度上の対応策等を中心に取りまとめた。

開催実績

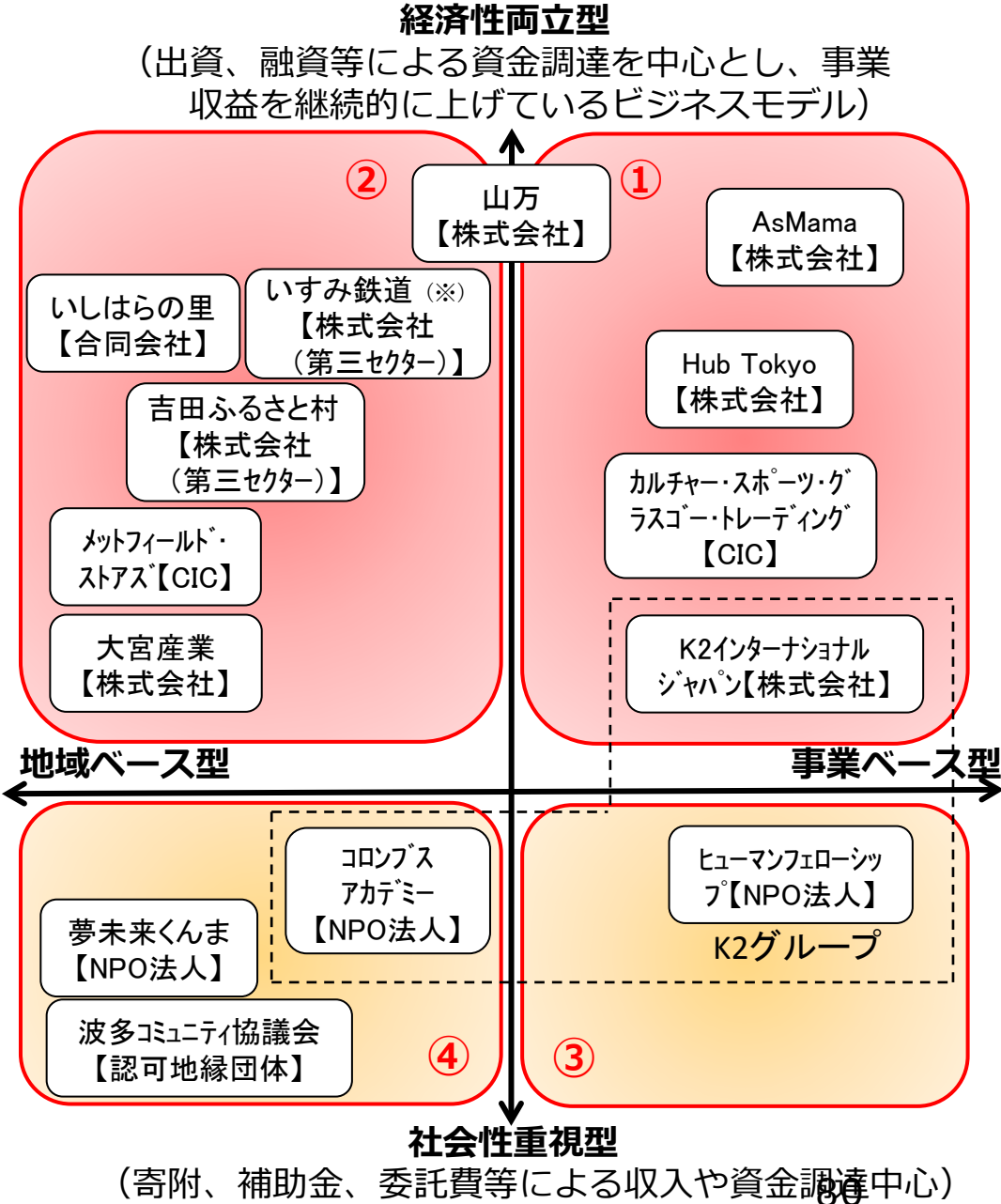
- 第1回(平成27年11月27日)
問題意識の共有、導入的な討議
- 第2回(平成27年12月15日)
ヒアリング(1) (株式会社)
- 第3回(平成28年1月14日)
ヒアリング(2) (NPO法人等)
- 第4回(平成28年1月22日)
ヒアリング(3) (投資家等)
- 第5回(平成28年2月23日)
法人主体のあり方の討議(1)
- 第6回(平成28年3月22日)
法人主体のあり方の討議(2)、取りまとめ

委員名簿

(以下、敬称略)

【委員】	
座長：安念 潤司	中央大学法科大学院教授
岩本 真実	特定非営利活動法人ヒューマンフェローシップ代表理事
小田切 徳美	明治大学農学部教授
工藤 七子	日本財団社会的投資推進室室長
白石 智哉	一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ代表理事
武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士
塚本 一郎	明治大学経営学部教授・公共経営学科長
鳥塚 亮	いすみ鉄道株式会社代表取締役社長
名和田 是彦	法政大学法学部教授
林 新二郎	山万株式会社専務取締役
藤岡 喜美子	公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事
松井 秀征	立教大学法学部教授
松元 暢子	学習院大学法学部教授
山田 誠一	神戸大学大学院法学研究科教授
【オブザーバー】	
志知 雄一	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
	内閣府地方創生推進室参事官
須藤 明裕	総務省地域力創造グループ地域振興室長
竹林 俊憲	法務省民事局参事官
山下 護	厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室政策企画官
水野 秀信	農林水産省農村振興局農村計画課農村政策推進室長
織田 大9 達	国土交通省国土政策局地方振興課長

本研究会における事例の類型化



経済的利益と社会性の双方を追求する事業主体のニーズあり。

スケールアップを図り、経済性をも重視する等の場合には上記の事業主体のニーズが想定される。

(※) 鉄道設備の維持管理費を除く。

各類型におけるニーズ・課題等

類型②

- ・【特徴】
住民からの出資による資金調達や事業参画を想定。
- ・【現状】
株式会社の形態が多いが、合同会社の形態を採る事例も存在。
- ・【課題等】
 - i) 地域住民の理解を得ること等に株式会社形態では負担が大きい。
 - ii) 第三セクターでは迅速かつ柔軟な意思決定が難しくなる。

類型①

- ・【特徴】
組織運営や意思決定のスピードを重視。出融資を中心とした資金調達。
- ・【現状】
株式会社形態が多い。
- ・【課題等】
 - i) 株式会社形態では必ずしも経済的利益のみを追求しないことに対する理解が得られにくい。
 - ii) 事業の社会性を担保するためには、現行法下では個別契約の中で工夫して行わざるを得ないが、現実的に煩雑。

類型④

- ・【特徴】
地域住民自身が運営する組織が多く、地域代表性への志向がある。
- ・【現状】
 - i) 大部分が任意組織だが、NPO法人等も存在。
 - ii) 小規模多機能自治推進ネットワーク会議では、住民自治組織に関する対応を検討。
- ・【課題等】
任意組織では、銀行からの借入を代表者個人名義で行う必要がある。

類型③

- ・【特徴】
寄附や公的な支援等による資金調達。
- ・【現状】
NPO法人等の非営利組織が多い。
- ・【課題等】
 - i) 寄附金や公的資金では、事業収益を生み出す意欲がそがれ、継続性がない。
 - ii) NPO法人は設立や事業内容の変更に時間がかかる。

- 本研究会において示された経済性及び社会性を追求する主体の**制度設計案**は
 - ① **原則的に株式会社の特徴を取り入れた設計**とすること、
 - ② **社会的利益追求の担保の仕組み**の必要性の提示、
 - ③ 必要に応じた**構成員への財産分配の制限**を検討する旨 等を記載。
- なお、諸外国においては、米国のBenefit Corporationや英国のCIC等、社会的企業に関する仕組みが存在。

<研究会報告書における制度設計案>

〔制度の骨格〕

- ・ 株式会社の特徴を取り入れた制度設計。
- ・ 合同会社の特徴も選択可能な形で盛り込む。

〔意思決定のあり方〕

- ・ 出資額に応じた議決権による意思決定を原則とする（一人一票の議決権も排除しない）。

〔社会的利益追求の担保〕

- ・ 事業の社会性を継続的に担保する仕組みが必要。

〔資金調達関係〕

- ・ 主に出資や融資による資金調達を想定。
- ・ 出資者（社会的インパクト投資家や地域住民等）が社会的事業の実施状況をモニタリングできる仕組みが必要。

〔剰余金等の分配〕

- ・ 必要に応じて、構成員への財産分配の制限を検討。なお、出資を含む多様な資金調達を可能とする観点から、制度として構成員への利益配当や残余財産の分配を全面的に禁ずることは想定しない。

〔事業主体を機能させるための仕組み〕

- ・ KPIの開発や定着、インセンティブ等を含む社会全体の仕組みが重要。

※ その他、社会性の担保の方法・基準、行政の関与のあり方、新たな法人制度の要否及び事業主体を機能させるための仕組み等については、更なる検討が必要。

[参考] 海外の社会的企業法制

- 諸外国において、社会的利益追求にコミットするための法制度の整備がなされている。
- 英米では、**株式会社の枠組みを基本**とした、**社会的事業の実施主体についての法人制度等の仕組み**が存在。

Community Interest Company (CIC) [英]

- 会社法（2006年）、CAICE（Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise)）法（2004年制定）及びCIC規則（2005年制定）に準拠する制度。
- 資金調達、ブランドイメージ向上のメリット有。
- 設立時、コミュニティの利益に資する主体か否かのCIC規制官による事前審査の基準として、Community Interest Test（①設立目的、②活動内容、③その活動の受益者、の観点での社会性認証）が存在。
- 配当制限（利益の35%が上限）や残余財産分配制限（各社員の払込金額が上限）等が存在。
- コミュニティへの利益還元等について、毎年、事業報告書等の作成・会社登記局への提出が義務付けられている。
- 法人登記数は11,862社（2016年2月現在）。

Benefit Corporation, B-corp [米]

- 2006年に確立された非営利団体であるBラボによる社会的企業（B-corp）の認証システムを契機として、2010年以降、各州でBenefit Corporationの制定法を導入。
- 資金調達、ブランドイメージ向上のメリット有。
- 公共的利益の定款上の明記が必要。
- 年次利益報告書の開示等を通じ、第三者基準による企業目的・パフォーマンスの評価。
- 社会的利益取締役（独立性を有し、公共的利益の実現の評価、年次利益報告書の作成等を行う取締役）の設置。
- 社会的利益強制手続（株主等による公共的利益の実現を求める訴訟提起）の確保。
- Bラボによる認証を受けたB-corpは1,659社、47か国にわたる（2016年3月末現在）。

地域を支えるサービス事業主体の あり方について

平成 28 年 4 月
地域を支えるサービス事業主体の
あり方に関する研究会

目次

第 1 地域に必要なサービス提供を確保する必要性の高まり	1
第 2 地域生活を支えるサービス事業に関する国内外の実態	1
1. 国内の諸取組の紹介	1
2. 諸外国における仕組み	2
（1）英国	2
（2）米国	3
（3）社会的インパクト投資等	3
第 3 検討の視点	4
1. 地域を支えるサービス提供に関する事例の類型化	4
2. 類型毎のニーズ・課題等	5
（1）事業ベース型×経済性両立型（①）	5
（2）地域ベース型×経済性両立型（②）	6
（3）事業ベース型×社会性重視型（③）	7
（4）地域ベース型×社会性重視型（④）	8
第 4 地域に必要なサービスを提供する主体のあり方についての検討	9
1. 当研究会での検討の視点	9
2. 具体的な事業主体の検討	10
（1）制度の骨格について	10
（2）社会的事業の実施についての担保	10
（3）利益配当及び残余財産分配の制限について	11
（4）構成員等からのモニタリングの仕組みについて	12
（5）行政の関与のあり方	13
（6）新たな法人制度の要否	13
（7）事業主体を機能させるための仕組み	14
3. 事業主体の検討のまとめ	15
第 5 おわりに	15

（参考資料）

- 参考資料 1 代表的な事例紹介
- 参考資料 2 我が国の社会的事業に対する資金供給の事例
- 参考資料 3 G 8 社会的インパクト投資タスクフォース報告書
- 参考資料 4 法制比較表

第1 地域¹に必要なサービス提供を確保する必要性の高まり

- 少子高齢化、過疎化等の社会情勢の変化に伴い、財政制約も相まって、地方の鉄道や路線バスの不採算路線の撤退が相次ぎ、小売店やガソリンスタンドの減少により生活必需品の入手が困難になるなど、地域に必要なサービスが継続的に提供されなくなるおそれが高まってきている。
- こうした状況の下、地域における社会的課題について、民間活力を活用して解決することの重要性が増大しており、現状、多様な事業体がこうした課題に対応したサービスを提供しているところである。
- これらの問題意識から、2014年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」²においても、「地域の公共交通、小売・生活関連サービス、介護、保育などの課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業主体のあり方について検討を行い、必要な制度整備を実施する」とされたところである。
- また、国際的にも、地域に必要なサービス提供を含む、社会的利益と経済的利益の双方を追求する事業者について支援する仕組みを整えることについて注目が高まってきているところである。
- 本報告書では、このような状況を受けて、国内外における事例や制度を踏まえ、地域に必要なサービスの提供や課題解決に取り組む事業主体のあり方について、課題や制度上の対応策等を中心に取りまとめた。

第2 地域生活を支えるサービス事業に関する国内外の実態

1. 国内の諸取組の紹介

- 地域における社会的課題に取り組んでいる事業体には、その法人形態に多様性があり、かつ、各々の事業目的やビジネスモデルについても、様々なものが存在する（各事例の詳細については末尾の参考資料1を参照）。
- まず、株式会社等で地域密着型の課題解決に取り組むものとして、例えば首都圏近郊においては、山万株式会社（千葉県佐倉市）やいすみ鉄道株式会社（千葉県大多喜町）等が存在する。また、中山間地域においては、株式会社大宮産業（高知県四万十市）や株式会社吉田ふるさと村（島根県雲南市）といった株

¹ ここでいう「地域」とは、人口減少が進む中山間地などの地方部だけでなく、首都圏近郊などの都市部も含む概念である。

² なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は2015年12月に改訂されており、同趣旨の文言が引き続き掲載されている。

式会社形態のもののほか、合同会社いしはらの里（高知県土佐町）等も存在する。

- 一方、株式会社 AsMama や株式会社 Hub Tokyo のように、必ずしも特定の地域の範囲にとらわれずに、各地域に共通する問題として、広く活動し、社会的課題の解決に挑戦する主体も存在する。
- また、特定非営利活動法人（NPO 法人）の形態で特定の社会的課題に取り組む主体として、特定非営利活動法人ヒューマンフェローシップや特定非営利活動法人あいあい等が存在する。
- さらに、島根県雲南市などの中山間地域では、地域自主組織と呼ばれている住民参加型の組織も、地方自治体との連携の下、地域課題の解決に当たっている。この地域自主組織については、その大半が法人格を持たない任意組織であるが、一部、法人形態（認可地縁団体、特定非営利活動法人等）をとるものも存在している。
- その他、生活協同組合や農業協同組合等の法人形態で地域の課題に取り組む主体も存在するところである。
- こういった事業を支援するため、我が国では、社会的事業を行う主体に対する投融資等の取組が行われている。例えば、一部の地域金融機関や政府系金融機関等による、特定非営利活動法人等に対する融資の商品が存在する。また、日本ベンチャー・フィランソロピー基金（JVPF）は、事業の社会性が高いと評価した支援先に対し、資金面のみならず、経営面のハンズオン支援等を実施している（末尾の参考資料2を参照）。

2. 諸外国における仕組み

（1）英国

- 英国においては、社会的課題と経済的課題が融合する中で、これを解決するための社会的企業として、Community Interest Company（コミュニティ利益会社。以下、「CIC」という。）という法人形態が2004年以降に法制化された。
- CIC は、会社法の中の一編に会社形態の一つとしてその根拠が置かれており、英国で古くから公益を担うものとして存在してきたチャリティの制度に比べ、柔軟な経営を可能にすることによって、複雑な課題への挑戦が期待されたものである。

- CIC の制度は、株式会社形態を基礎としつつ、設立時に CIC 規制官³によるコミュニティ利益テストという社会性チェックを受けること等の特徴を有する。

- CIC の数は 2016 年 3 月末時点で 11,922 件である。

(2) 米国⁴

- 米国においては、民間団体である B-Lab による社会性の認証の仕組みが、社会的企業法制の導入に先だって行われたという特徴がある。
- 2006 年以降、B-Lab によって、環境や社会性等に配慮した事業活動を行う主体に対する認証の仕組みが創設された。B-Lab の認証を受けた法人は B-corp と呼ばれ、B-Lab による支援等を得ることができるほか、全世界的なブランド力が得られることがメリットと言われる。この認証を受けるためには、経営の透明性や社会的パフォーマンス、定款の記載等について、B-Lab の策定した厳しい基準を満たす必要がある。
- この認証制度の考え方と整合的な形で、2010 年以降、benefit corporation という法人制度が米国内の各州法で制定された⁵。
- benefit corporation は、株式会社形態を基礎とするもので、その定款には当該会社が benefit corporation であることの記載をすることが要求される。benefit corporation は、各州の法律に基づき、公益（public benefit）を創出する目的を持たなければならない法人、又は公益を創出することを意図された法人等と位置づけられる。

(3) 社会的インパクト投資等

- 2013 年以降、各国の有識者が集結し、社会的投資市場の発展を促進する施策を議論する場が、G8 サミットにおいて開催された。その報告書の中では、“Profit-with-Purpose Business”（社会貢献活動と経済利益の両方を追求する事業者）が社会的ミッションを優先できる仕組みを整え、社会的企業の法人格に関する法制整備を検討することが提言されている。
- また、ソーシャル・インパクト・ボンド（再犯防止や就労支援といった行政事業に対して民間投資を行い、社会的成果が上がった場合には投資家に償還する

³ Secretary of State for Business Innovation and Skills（ビジネス・イノベーション・技能大臣）から任命される独立した法令に基づく公務員。

⁴ なお、米国では、Business Improvement District（ある認定された対象エリアについて、民間のエリアマネジメント団体に資金的な裏付けを与え、持続的な街づくり活動を支援する制度）の取組についても注目されている。

⁵ B-corp が民間団体による認証制度である一方で、benefit corporation は各州法に基づく法人制度であり、両者の仕組みは区別される。

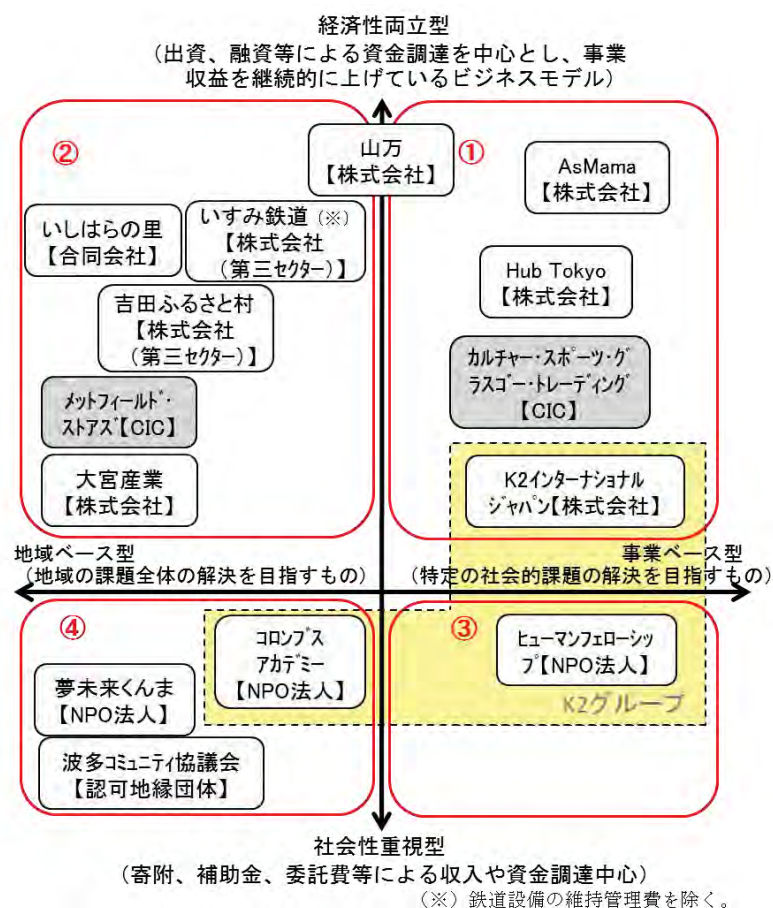
官民連携の手法）についての取組も進んでおり、英国をはじめとする諸外国で導入がなされている。

- このように、世界的な潮流として、特定の社会的目標の達成と同時に経済的リターンを生み出し、両方の成果を評価する投資（社会的インパクト投資）の手法が広がりつつあるところである（末尾の参考資料 3 を参照）。

第3 検討の視点

1. 地域を支えるサービス提供に関する事例の類型化

- 第2 で述べたとおり、地域において必要なサービス提供の取組には、その事業目的や、資金調達を含めたビジネスモデルなどについて、様々なものが存在する。
- 当研究会での検討過程において、地域サービスを提供する各主体の置かれた状況に応じて、直面する課題や対応策も多種多様であり、これらを一律に検討することは適切ではないとの意見が出された。
- そこで、当研究会では、各事業の目的及びビジネスモデルの継続性に応じ、地域を支えるサービス提供に関する諸事例について分類し整理・検討を行うこととした。
- 具体的には、縦軸を、継続した事業収益の確保等が可能かどうか（継続性のあるビジネスモデルかどうか）、との観点から整理し、また、横軸を、特定の社会的課題の解決を目指すものか、地域の課題全体の解決を目指すものかという観点から分類し、以下の4 類型に分けて検討を行っており、以下でその結果をまとめている。
 - 事業ベース型×経済性両立型…①
 - 地域ベース型×経済性両立型…②
 - 事業ベース型×社会性重視型…③
 - 地域ベース型×社会性重視型…④



2. 類型毎のニーズ・課題等

(1) 事業ベース型 × 経済性両立型 (①)

ア 特徴

- この類型における事業主体の特徴は、概ね以下のとおりである。
 - 特定の社会的課題の解決が事業目的の中心となっている。
 - 民間ビジネスの手法を用いて社会的課題を解決することを志向している。
 - 組織運営や意思決定のスピードを重視する。
 - 投資家からの出資や金融機関からの融資を中心とした幅広い資金調達を志向している。

- 経済的利益と社会的利益の双方を追求することによるブランドイメージ向上のニーズを有する。

イ サービス提供の現状

- この類型でのサービス提供の現状については、以下のような傾向が存在する。
 - ビジネス面や資金調達面を考慮し、株式会社形態で組織運営を行うケースが多い。
 - 実務上の工夫により、社会的利益追求に関する事実上の目的の固定化（ミッションロック）を行っているケースも見られる。
 - 諸外国において、米国の benefit corporation 及び B-Lab の認証制度や、英国の CIC などを活用している企業は、その多くは本類型に当てはまるものと考えられる⁶。

ウ この類型に関する考え方

- 本類型については、現状株式会社形態で事業を営む例が多いが、i) 株主との関係で、必ずしも経済的利益のみを追求しない事業を行うことに対する理解が得られにくい、ii) 事業の社会性を担保するためには、現行法下では個別契約の中で工夫して行わざるを得ないが現実的に煩雑である、iii) 社会的事業はステークホルダーの広がりが大きく、収益の拡大と受益者に対するインパクトが一致しない、といった課題がある。
- 全体としては地域ベースでの事業を行う法人が、収益性の高い事業を分離して柔軟な運営や資金調達を行う際に、本類型の事業主体を活用するニーズがあると考えられる。

(2) 地域ベース型 × 経済性両立型 (②)

ア 特徴

- この類型における事業主体の特徴は、概ね以下のとおりである。
 - 地域の需要に対応したサービスを提供する。
 - 住民等からの出資による資金調達や事業参画を想定している。
 - 地域ベースの事業のみでは採算性に限界があり、他の収益事業と組み合わせるケースが多い。

イ サービス提供の現状

- この類型でのサービス提供の現状については、以下のような傾向が存在する。
 - 機動力の確保や資金調達面を考慮し、株式会社形態で組織運営を行う例が多い。

⁶ (参考) CIC の具体的事例

・カルチャー・スポーツ・グラスゴー・トレーディング (Culture and Sport Glasgow Trading)
…グラスゴー市により設立。チャリティの 100% 子会社として親チャリティが行うことのできない文化・娯楽サービスを担う。

- 合同会社の形態で住民からの出資を募り、地域の小売事業等の存続を図る事例もある。
- また、第三セクターの形で、自治体が出資・関与する例も見られる。
- CICについては、地域密着型で必要なサービス提供を行う事業主体での活用事例も見られるところである⁷。

ウ この類型に関する考え方

- 地域密着型の事業は、自治会との協力なども行っており、地域住民に対するサービス提供が主なミッションであるため、住民からの協力を得ることが重要である。
- 他方、本格的にまちづくりのビジネスモデルに取り組もうとすると、i) 地域住民の理解を得ること等に株式会社形態では負担が大きい部分がある、ii) 第三セクターでは迅速かつ柔軟な意思決定が難しくなるケースも存在するといった課題が存在する。これに関し、地域住民との協力関係を築く上では、住民出資による事業参画や一定の配当も有効である。
- また、本類型のニーズとして、他の関連法人を統括する地域持株会社的な使われ方があり得るのではないかと指摘が委員よりあった。

(3) 事業ベース型×社会性重視型 (③)

ア 特徴

- この類型における事業主体の特徴は、概ね以下のとおりである。
 - 特定の社会的課題の解決が事業目的の中心となっているのは①と同様。
 - 事業趣旨に賛同する者からの寄附や公的な支援等による資金調達が多い。

イ サービス提供の現状

- この類型でのサービス提供の現状については、以下のような傾向が存在する。
 - 行政との連携の確保や公的資金の呼び込み等の観点から、特定非営利活動法人等の非営利組織が主な事業主体となっている。
 - 規模を拡大したビジネスへの転換や資金調達手段の多様化、スピード感のある運営等を志向した場合には一定の限界がある。

ウ この類型に関する考え方

- 特定非営利活動法人を利用している事業者からの声として、公的補助金の申請時など、株式会社では現実問題として難しい場面があるとの意見があった。

⁷ (参考) CIC の具体的事例

・メットフィールド・ストアズ (Metfield Stores) …地元産品の提供、雇用と就労経験の機会を通して地域経済と地域住民に便益を提供するとともに、地域住民への社会・コミュニティハブとしての役割を果たす。

- 他方で、特定非営利活動法人で社会的課題に取り組むにあたっては、i) 寄附金や公的資金を資金源とするものが多いが、一定以上の収益を生み出す意欲がそがれる面があり、必ずしも資金調達に継続性がなく、また、ii) 特定非営利活動法人は設立や事業内容の変更に時間がかかること、iii) 所轄庁の対応にばらつきが見られること、iv) 事業性を高めてスケールアップをしようとしてもビジネスを行う主体として認識されにくいこと、v) 出資が受けられず安定的な資金調達が困難であること等の課題が存在する。

- このため、特定非営利活動法人で事業を行いながら、事業性の高い事業は株式会社に切り出して運営するなど法人格を使い分けている事例も存在する。

(4) 地域ベース型×社会性重視型 (④)

ア 特徴

- この類型における事業主体の特徴は、概ね以下のとおりである。
 - 地域に必要なサービスを、地域住民自身が主体となって提供しているケースが多い。
 - 公的資金等の依存財源の割合が高い。
 - 住民自治を行う組織としてのあり方、地域代表性 (一つの地域に唯一の住民組織であること) 等への志向がある。

イ サービス提供の現状

- この類型でのサービス提供の現状については、以下のような傾向が存在する。
 - アンケートによれば、全国に約 1600 の地域運営組織が存在。大半が法人格のない任意組織だが、特定非営利活動法人も約 10%を占めるなど、法人格を有する主体も活動を実施。
 - 小規模多機能自治推進ネットワーク会議⁸では、全国的な自治体の連携の下、こういった住民自治組織に関する様々な課題への対応を検討。

ウ この類型に関する考え方

- 任意組織でこういった事業に取り組む場合、銀行からの借入れを代表者個人名義で行う必要があるなどの課題が存在する。
- また、地域のサービス提供という観点からは、配当を前提としないのであれば、一般社団法人や特定非営利活動法人といった既存の制度でもある程度対応が可能ではないかといった指摘があり、実際に特定非営利活動法人などで事業を行っている事例についての言及があった。

⁸ 総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」(2015 年 3 月)

⁹ 概ね小学校区の地縁による住民組織活動を普及推進するため、自治体会員を中心に 2015 年 2 月 17 日に設立された全国の横断組織。

- 本類型であっても出資や配当のニーズを一律に排除する必要はないのではないかと考えられる。
- その他、住民自治を担う組織のあり方や、地域代表性といった論点については、地方自治との関係など別の観点からの検討が必要であるといった意見も委員から示された。

第4 地域に必要なサービスを提供する主体のあり方についての検討

1. 当研究会での検討の視点

- 当研究会においては、経済的利益と社会的利益の双方を追求し、事業趣旨に賛同する投資家や住民からの出資等による資金調達及び事業への参画を促しながらビジネスを行う主体（上記分類の①及び②）のあり方について検討を行うこととした。
- なお、現時点では社会性を重視して事業を行う主体（上記分類の③及び④）であっても、スケールアップを図る等の状況の変化により、経済性も重視することになる場合（①又は②に移行する場合）については、こうした事業主体の活用が想定される¹⁰。
- 当該事業主体のあり方の検討を行うに当たり、株式会社など、現行の法人制度では対応できないのが問題となる。この点、第3で見たとおり、株式会社に上記分類の①及び②の事業を行うに際しては、事業趣旨に賛同する投資家や住民からの出資等による資金調達や事業参画を促す観点から、社会的利益追求に関する目的の固定化（ミッションロック）等を行うニーズが存在する。この点について、定款の定めや個別契約に基づく対応を行うことも考えられるが、多大な労力や高い専門性を要すると思われ、一般的には困難である。また、株主の変動による定款の変更や、契約内容の事後的な変更の可能性も考えると、現行法上、これを制度的に担保することはできない。
- こうした点も踏まえ、当研究会においては、事業主体のあり方について、制度的な対応を行うとした場合の、制度設計の考え方について具体的な検討を行うこととした。

¹⁰ なお、関連する取組として、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局における「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」において、地域の課題解決のための持続的な取組体制等に関する検討が開始されている。

2. 具体的な事業主体の検討

- 当研究会における各論点についての討議は、主に以下のとおりであった。
- 事業主体のあり方を議論するにあたっては、その骨格としていかなる制度を参考とすべきかといった観点（以下（1））を出発点として、事業の社会性の担保のための各種手法等のあり方（以下（2）から（6））を様々な角度から考察するとともに、事業主体を機能させるための仕組み（以下（7））も検討することとした。

（1）制度の骨格について¹¹

- 多様かつ継続性のある資金調達を呼び込むとの観点からは、構成員の持分を觀念でき、かつ、法人の財産の分配も可能とする仕組み（出資の受け入れが可能 な仕組み）であることが重要である。特に、自力で収益を上げることが重視するのであれば、株式会社制度が参考になり、株式会社の良さである資金調達に関する強みや出資者等によるガバナンスの仕組みに関する組織制度を骨格として検討することが重要である。また、英国のCICや米国のbenefit corporationの制度も株式会社を基礎として設計されていることを踏まえることが重要である。
- 他方で、特に地方部においては一人一票制を基盤とする意思決定に親和性が高いこと等から、構成員が原則として一人一議決権を有する合同会社を基礎とする制度の特徴を取り入れることを排除せず、選択できる形とすることも有益である。

（2）社会的事業の実施についての担保¹²

- 現行の株式会社制度下では個別企業の定款や個別の契約等を用いて社会性を担保するしかないが、個別の合意の形成は多大な労力を要するとともに、特殊な

¹¹ <諸外国の関連制度等>

※ CICの根拠法は、2004年会社（監査、調査およびコミュニティ会社）法、2005年コミュニティ利益会社規則、2009年コミュニティ利益会社（修正）規則、2006年会社法。

※ benefit corporation に対しては、特例が設けられている場合を除いて、原則として各州の会社法が適用される。

¹² <諸外国の関連制度等>

※ CICでは、コミュニティ利益テスト（community interest test、通常人（reasonable person）から見て、その活動がコミュニティの利益のために遂行されるといえるかどうか、という観点から、①設立目的、②活動内容、③活動による受益者につき、証拠に基づき判断）として、CIC規制官が「ライトタッチ」な審査（問題があった場合に社会的企業を強制的に解散させる等の権限を有するが、深刻なケース以外は基本的に権限を発動させない）を実施。

※ benefit corporation の定款には、当該会社が benefit corporation であることを明記することが要求される。

※ B-corpの認証を受ける際は、「Bインパクト・アセスメント」による社会的インパクトの評価を行った上で、社会、環境、コミュニティ、ガバナンス及び透明性等に関して厳格に判断される。

条項を設ける必要がある。そのような取決めに精通した専門家（弁護士等を含む）が少ないことに加えて、一般的ではない定款や契約になるため、各関係者の理解や協力を得るのが困難である。また、個別の法人の定款を逐一確認しなければならぬことは煩雑であり、定款による担保を基に、法人への出資や寄附等と呼び込むことは現実的に困難である。したがって、制度上、何らかの社会性担保の措置を講ずることは重要である。

- 英国の CIC や米国の benefit corporation といった、社会的な事業目的を掲げていることが、何らかの形で明示され、容易に確認できる制度を参考にすることが重要である。
- 事業の社会性に関しては、事業目的のみならず、個別の事業内容についてまで縛ることは避け、事業の機動性を確保することが望ましい。また、定性的な議論を避け、KPI（key performance indicator、重要業績評価指標）を開発・設定するなど定量的な把握を行うことも考えられる。いずれにせよ、社会性の評価をどのような手法で行うかという観点は重要である。
- なお、社会的利益追求の目的を固定化するという観点からは、事情変更等により事後的に事業目的が変更されることについてどのように対応すべきかということは今後の論点である。例えば、社会性を根本的に喪失したと評価される場合など一定の場合において、後記（５）の行政の関与をさせることや、組織内での仕組みとしては、事業目的の変更に反対する構成員の退出¹³といった仕組みを設けることが考えられる。また、一定の場合に、他の法人形態への移行、又は法人の解散といった仕組みを設けることなども考えられる。いずれにしても、教条主義的になるのではなく、事業の迅速かつ柔軟な実施という観点に十分配慮し、「生きた」経済実態に適応できる「しなやかさ」を備えた制度とすべきである¹⁴。

（３）利益配当及び残余財産分配の制限について¹⁵

- 利益配当及び残余財産分配を一律かつ全面的に禁止すること（非営利法人と同様の扱い）については、事業収益等が継続的に確保できるビジネスモデルを構

¹³ 委員からは、株式会社の組織再編時における株式買取請求権等が参考となるとの意見があった。

¹⁴ 委員からは、具体的な社会的課題は変化するものであり、流動的であるが、社会的課題を解決するというミッションが喪失することはない。その時々には解決が望まれる社会的課題を継続的に発見することこそが社会的な事業主体の役割であり、そうした事業主体が活動しやすいしなやかな制度が望ましい、といった指摘もあった。

¹⁵ <諸外国の関連制度等>

※ CIC では、投資家への利益配分と事業目的への再投資とのバランスをとるため、株主への配当の上限（利益の 35% まで配当可能）、及び残余財産の分配の制限（払込価格が上限）が存在する。なお、CIC の財産に関しては、資産処分制限（市場価格での処分、資産処分制限団体への処分等）や、借入れについての利子の上限（20%）等もある。

※ benefit corporation では、剰余金の分配についての制限は課されていない。

築するためには出資者へのリターンを確保しておくこと等が必要であるため、好ましくない。

- また、上記を前提としても、各法人において、ビジネスモデル、事業収支や構成員の志向等は千差万別であることを重視すれば、利益処分や残余財産分配のあり方については、各法人による選択に委ねることも考えられる。その際、各法人による選択の余地¹⁶を残すかどうかを検討するにあたっては、インセンティブのあり方等も含めた制度設計全体との関係を考慮すべきである。

（４）構成員等からのモニタリングの仕組みについて

- 社会性を評価する投資家や住民からの出資を促進するとともに、事業主体へのガバナンスを機能させる観点からは、実施している社会的事業の内容等について、出資者を始めとする様々なステークホルダーに対して定期的に情報提供する仕組みは重要である。この情報提供の中には、ガバナンスに関する事項と、社会的成果に関する事項の双方が含まれることが考えられる¹⁷。
- 他方で、モニタリングの実効性を高める観点から、実施事業の社会性をチェックする機関（監事、監査役、独立役員等）を法人内に設け、社会的な信用性の高い人に就任してもらい、その機関に重要事項の意思決定に関与する権限を与えるといった設計もありうる。また、米国における benefit corporation の公益取締役の制度等を参考に、組織内のガバナンス設計として社会性を担保する仕組みを設けることも考えられる¹⁸。

¹⁶ 各法人の選択において、利益配当及び残余財産分配を一切行わない旨を定めることを認めることも選択肢の一つとして考えられる。委員からは、新たな制度設計において、株式会社制度を前提とすることが予定されているにもかかわらず、そのような選択肢を認めることについては、利益配当及び残余財産分配の全部を排除することが認められていない株式会社制度との整合性が取れなくなることから、慎重に検討すべきとの意見があった（会社法第 105 条第 2 項参照）。

¹⁷ <諸外国の関連制度等>

※ CIC では、活動とインパクトの内容、利害関係者との関係や協議及びその成果、配当・資産・借入れ等の財務状況などを記載したコミュニティ利益報告書について、CIC 規制官及び会社登記局への提出義務、並びに CIC 規制局による公表の制度が存在。

※ benefit corporation は、毎年（州によっては 2 年ごとに）公益についての報告書を作成することが要求される。それに加えて、個別の州法によって、当該会社ウェブサイトに掲載すること、株主に報告書を提供すること、請求した第三者に対してコピーを提供すること、州当局に対して報告書を提出すること等が要求される場合がある。なお、公益取締役（後述注 18 参照）に、法人がその公益目的に従って行動したかどうか等についての意見を作成させ、これらの報告書に掲載することを要求する州もある。

¹⁸ <諸外国の関連制度等>

※ CIC の取締役は、通常の会社における一般的な忠実義務に加えて、会社がコミュニティ利益テストに従って運営されていることを保証する義務を負っている。また、CIC の取締役の報酬は妥当なものかつ透明に決定されたものでなければならない。

※ 例えば、カリフォルニア州においては、benefit corporation の取締役らは、その任務を遂行するにあたって、その行為が会社の株主のみならず、従業員、当該法人の公益目的の受益者とし

(5) 行政の関与のあり方

- 法人の社会性に対する信頼を高めるとともに、持分譲渡等による構成員の変動や多数決等による事業目的の変化を通じた法人の社会性の喪失を抑制することによって、モニタリングコストを低減し、当該法人へのより幅広い事業参画を確保するため、法人の社会性を制度的に確保する手法として、行政が何らかの関与をすることが考えられる。
- 他方で、行政によるモニタリングを行うことによって事業の自由度が低くなるおそれがあることや、個別事業によって社会性の判断に多様性があり、行政による一律のチェックが困難と思われること等の困難性もある。
- なお、行政の関与のあり方としては、行政庁が直接関与するのではなく、委託を受けた第三者機関が社会性の評価を行うことも考えられる。その場合、公益認定等委員会による公益認定、米国の B-corp による民間認証などが参考となる仕組みといえる。ただし、B-corp の民間認証については、公的機関による関与が少ない米国特有の背景があると考えられる。
- 行政の関与の強さについては、委員から、税制や金融等の優遇措置のあり方と関連しうるといった指摘があった。

(6) 新たな法人制度の要否¹⁹

- 制度的手当を行う場合は、株式会社の持つ既存のイメージに引きずられること

での顧客、地域や社会、環境等に与えるインパクトについても考慮すべき義務を負うとされる。他方で、benefit corporation の取締役は、公益を創出することの失敗については、金銭的な責任を負わないこととされる。また、イリノイ州においては、独立性を有し、公益目的に関する評価等を行う公益取締役 (benefit director) を選任する義務があるとされる。更に、カリフォルニア・イリノイ両州において、株主等は、benefit corporation 又はその役員に対して、公益目的を追求していないことを理由として訴訟を提起することができるが (benefit enforcement proceeding)、benefit corporation 又はその役員は、公益目的を創出することの失敗について金銭的な責任を負うものではないとされる。

¹⁹ <諸外国の関連制度等>

- ※ CIC は、会社法内に規定される株式有限責任会社 (Company Limited by Shares) や保証有限責任会社 (Company Limited by Guarantee) といった既存の法人格に対し、CIC 規制官が行うコミュニティ利益テストを通過することを前提として法人として設立が認められる。
- ※ benefit corporation ではない株式会社は、定款を変更して当該会社が benefit corporation である旨を明記することにより、benefit corporation となることができ、逆に、benefit corporation は、定款を変更して当該会社が benefit corporation である旨の記載を削除すれば、benefit corporation でなくなる。これらの定款変更には、株主の特別多数による承認が必要とされる。
- ※ B-corp は、既存の法人格に対し、B-Lab の策定した厳格な基準を満たすことによって民間団体による「サステナブル・ビジネス」に対する認証を得ることによる、ブランド力や従業員の確保、取引における優遇、投資の呼び込み等を目指す仕組み。

を防ぐことが重要である。そのための手段として、株式会社とは異なる新しい法人制度を創設することが考えられるが、新しい法人制度の利用を促進するためには、法人設立の手续が煩雑になりすぎないようにすることが重要である。

- 他方で、既存の法人からの移行がしやすい制度とすべきとの考慮や、株式会社のイメージを変えるためだけであれば、認証や認定を付した法人の名称を株式会社とは全く別のものにすることも効果があることや、スタートアップの容易性を考えれば、基礎となる法人を短期間で設立し、そこから認証や認定を得るための準備を行う方が早い、といった理由から、既存の株式会社等に対する認証ないし認定の制度を設計するという手法も考えられる。

(7) 事業主体を機能させるための仕組み

- 事業主体の議論のみならず、それが活用されるための資金供給や人材の獲得も含めた社会的事業を行う主体のエコシステムのあり方についても検討することが必要である。これは、法人自体の制度設計のあり方のみを議論するのではなく、それが真に機能するための社会全体の仕組みを検討すべきとの問題意識に基づくものである。
- 具体的には、社会的事業を行う主体が投資による資金を調達できる仕組みが重要であり、そのためには事業成果を「見える化」することも重要である。
- これに関連して、諸外国では、近年、米英を中心に、社会的課題を解決する事業活動への投資である「社会的インパクト投資」や、投資判断に必要な情報を「見える化」する「社会的インパクト評価」の動きが広がりを見せており、我が国でもその推進が期待される。この点、個人投資家や、大企業等からの社会的投資についても促進することが望ましい。また、委員から英国の Social Investment Tax Relief 等²⁰を参考に、投資減税等の税制インセンティブの導入が必要という意見表明もあった。
- また、委員から、その他のインセンティブとして、委託事業や制度融資、公的資金の調達等に関する恩典といったものに関する言及もあった²¹。
- その他、委員からは、今後、例えば、地域全体の運営に関与する組織が、特定

²⁰ <諸外国の関連制度等>

- ※ 米国で取り組まれている New Market Tax Credit (NMTC) プログラムは、衰退地域の再生を目的とする投資ヴィークルへの投融資について、所得税減税の税制優遇を措置している。
- ※ 英国の Social Investment Tax Relief (SITR) は、社会的企業への投資等について、所得税減税等の税制優遇を措置している。

²¹ <諸外国の関連制度等>

- ※ 英国の Social Value Act においては、公共調達の際には社会的価値に配慮しなければならないという努力目標が課せられているなど、競争入札時の事実上の優遇措置も存在。

の事業を別組織として切り出して連携するなど、本報告書 5 頁における①から④の類型を組み合わせ活用していくことも想定されるところ、こうしたモデルの提示をしていくことも有益であるとの意見もあった。

3. 事業主体の検討のまとめ

- これまでの検討を踏まえた制度設計案としては、以下のようなものが考えられる。

〔制度の骨格〕

- ・ 株式会社の特徴を取り入れた制度設計。
- ・ 合同会社の特徴も選択可能な形で盛り込む。

〔意思決定のあり方〕

- ・ 出資額に応じた議決権による意思決定を原則とする（一人一票の議決権も排除しない）。

〔社会的利益追求の担保〕

- ・ 事業の社会性を継続的に担保する仕組みが必要。

〔資金調達関係〕

- ・ 主に出資や融資による資金調達を想定。
- ・ 出資者（社会的インパクト投資家や地域住民等）が社会的事業の実施状況をモニタリングできる仕組みが必要。

〔剰余金等の分配〕

- ・ 必要に応じて、構成員への財産分配の制限を検討。なお、出資を含む多様な資金調達を可能とする観点から、制度として構成員への利益配当や剰余財産の分配を全面的に禁ずることは想定しない。

〔事業主体を機能させるための仕組み〕

- ・ KPI の開発や定着、インセンティブ等を含む社会全体の仕組みが重要。

- 社会性の担保の方法・基準、行政の関与のあり方、新たな法人制度の要否及び事業主体を機能させるための仕組み等については、更なる検討が必要。

第5 おわりに

- 当研究会では、地域に必要なサービスが継続的に提供されなくなるおそれが高まってきているとの問題意識の下、地域を支えるサービス事業主体のあり方について検討を行った。具体的には、現状のサービス提供の取組に多種多様なものがあることから、それらの整理・類型化を行った。その上で、民間資金等を活用して社会的課題を解決することの重要性に鑑み、主に経済性と社会性を両立する主体を念頭に、事業趣旨に賛同する投資家や住民からの出資等による資金調達及び事業への参画を促しながらビジネスを行う主体のあり方について検討を行い、一定の整理を行った。

- 今後は、実際にこうした事業主体の活用が想定されるニーズを踏まえた上で、事業主体の社会性をどのように制度的に確保すべきか（どのような基準で社会性を担保するか、その判断主体は誰か、行政は関与すべきか）といった論点や、事業主体を機能させ、その利用を促進する社会全体の仕組みのあり方の観点も含め、スピード感を持ってさらに検討を深化させていくことが必要である。

以上

地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会 委員名簿

(敬称略)

【委員】

座長： 安 念 潤 司	中央大学法科大学院教授
岩 本 真 実	特定非営利活動法人ヒューマンフェローシップ代表理事
小田切 徳 美	明治大学農学部教授
工 藤 七 子	日本財団社会的投資推進室室長
白 石 智 哉	一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ代表理事
武 井 一 浩	西村あさひ法律事務所弁護士
塚 本 一 郎	明治大学経営学部教授・公共経営学科長
鳥 塚 亮	いすみ鉄道株式会社代表取締役社長
名和田 是 彦	法政大学法学部教授
林 新二郎	山万株式会社専務取締役
藤 岡 喜美子	公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事
松 井 秀 征	立教大学法学部教授
松 元 暢 子	学習院大学法学部教授
山 田 誠 一	神戸大学大学院法学研究科教授

【オブザーバー】

志 知 雄 一	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進室参事官
須 藤 明 裕	総務省地域力創造グループ地域振興室長
竹 林 俊 憲	法務省民事局参事官
山 下 護	厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室政策企画官
水 野 秀 信	農林水産省農村振興局農村計画課農村政策推進室長
織田村 達	国土交通省国土政策局地方振興課長

参考資料

- 参考資料 1 代表的な事例紹介
- 参考資料 2 我が国の社会的事業に対する資金供給の事例
- 参考資料 3 G 8 社会的インパクト投資タスクフォース報告書
- 参考資料 4 法制比較表

参考資料 1 代表的な事例紹介

<株式会社の事例>

赤字バス路線を「見える化」で改善

イーグルバス株式会社(埼玉県川越市)

- 観光バスから路線バスに参入。赤字の撤退バス路線を引き継ぎ、GPSやアンケートを用いた「見える化」でダイヤを最適化。
- 利用者を第一に考え、赤字路線も継続運行(KPI=顧客満足度)。
- バス運転手が不足する中で、賃上げを実施して路線を維持している。
- 一部地域において、拠点(ハブ)となる停留所から各拠点(スポーク)に路線を展開させる「ハブ&スポーク」を導入し、輸送を効率化。
- 今後、ハブバス停の周辺にコンビニや薬局、飲食店、クリニック等を設置して、複数サービスを一拠点で提供し収益を高めることを構想中。



<利用客数の「見える化」>



<ハブバス停>

一事業者が複数の事業を一体的に展開

山万株式会社(千葉県佐倉市)

- ユーカリが丘地区で住宅を供給しているデベロッパー。一般的なニュータウン開発は、短期間に全区域を分譲するが、同社では、年間の新規分譲数を約200戸に制限することで、街全体が一気に高齢化しないようコントロール。
- 最初の分譲から30年以上を経たにもかかわらず、同市内の隣接区域に比べ高齢化率が低く、小学生以下の人口は直近5年を比較した場合25%増加した。
- 街に必要なサービスを自社のグループで提供。不動産以外に鉄道、バス、保育、介護、農業などを総合的に運営。地元商店会とも連携し、同地区内で使える共通ポイントカード事業の取り組みを開始。
- 住民ニーズが高く、街の価値を向上させる民間交通などの事業をグループの収益を使って、無償で実施。



<自社で鉄道を運行>



<民間交通による巡回>

新たな需要を開拓して地域サービスを継続

株式会社愛鶴・株式会社ハートフルタクシー(神奈川県栗原市)

- 交通空白地域解消のため、行政と連携をとりながらコミュニティタクシー(複数人で乗り合うことで一人当たり運賃を低減。地域住民の意向によってダイヤ・昇降場所を設定。)の運行を実施。
- 地域のニーズに応じて介護・福祉タクシー(寝台・車椅子のままで外出を可能にするともに、ヘルパーの資格も取得しているドライバーによる介助・看護を行う)を先駆的に運行。
- また、タクシー救急事業サービス(119番)病院と連携し、事前登録による運賃の軽減、子育て支援タクシー(ドアtoドアで子供の送迎。母親の就労機会の確保に貢献)を運行。タクシーに対するイメージアップを図り、ドライバー教育を徹底するなどして地域住民との間で信頼関係を築く。
- 旅行会社と提携し、ドアtoドアで観光ができる観光タクシーを運行するなど、新たな需要を開拓する事業も展開している。



<生活支援タクシー(のたぐ)>



<観光タクシー(ぶらたぐ)>

暮らしに必要なサービスを一事業者が提供

株式会社TOKAIホールディングス(静岡県静岡市)

- 静岡県を地盤に、エネルギーと情報通信の事業を推進力に、CATV、建築・不動産、水の宅配、保険、プライダル等、地域の暮らしに密着した多様な事業を展開。
- 人々の豊かな生活、地域社会の発展に貢献するため、「TLC(Total Life Concierge)」構想を掲げ、暮らしに関するあらゆるサービスをワンストップで提供。
- 顧客基盤の拡大を図るべくグループ横断のTLC会員サービスを開始。いまユーザーの数は、グループ全体で約254万件にのぼる。
- 超高齢化社会への対応並びに地域社会の貢献を担う事業として、2011年1月に介護事業にも参入。今後のニーズを確かなら事業の拡大を図る。



<暮らしの総合サービス>



<TOKAIビル>

農協撤退後に住民出資で小売・給油事業を維持

株式会社大宮産業(高知県四万十市)

- 農協の撤退が決定したことを契機として、小売事業や給油事業を持続させるため、平成18年5月に地域住民が設立。
- 設立時は住民一人当たり平均約6万円を出し、地域住民の約9割にあたる108戸から計700万円の出資が集まった。
- 小売事業では、農協売店のところと同等の品揃えを実現し、6期連続で黒字経営を達成した実績あり。給油事業では、車のガソリンに加え、農作業機械用の軽油も販売。また、高齢者宅への宅配サービスも実施。
- 談話スペースやイベントスペースを提供するなど、地域コミュニティの形成場所でもある。
- 様々な世代の地域住民との間で「アドバイザー会議」を定期的に開催し、地域のニーズを重視。
- 地域外からの「外貨獲得」のための取組として、地域の農産物(「大宮米」、野菜)等を地域外(高知県内の学校給食、病院食等)に販売する「地産外販」に力を入れている。米の販売は毎年1000万円規模の売上げを達成。



<店内の様子>



子育て支援を通じて地域コミュニティ活性化を目指す

株式会社AsMama(神奈川県横浜市)

- 顔見知り同士で子育てを共助する「子育てシェア」に関するプラットフォームを構築するとともに、「ママサポーター」(AsMama公認子育て支援者)によるサービスを提供。
- 利用者から料金を一切取らずに、親同士の交流イベントを開催し、その協賛企業からの広告料等により収益を得ている。
- 「ママサポーター」からの情報発信を地域の施設で開催することなどを通じて、地域コミュニティ活性化も同時に狙う。
- 事業目的を固定化(ミッションロック)することにより、日本ベンチャーフィランソピー基金(JVPF)の株式会社に対する初の支援対象となり、転換社債を用いたハンズオン支援を受けている。社会的企業としては最大規模の資金調達に成功。



<「子育てシェア」のシステム>

他事業者等と連携したサービス提供

いすみ鉄道株式会社(千葉県大多喜町)

- 鉄道の撤退による地域の衰退を避けるため、沿線住民が3万人程度であり、地域生活者客数が少ない地域において、従来の鉄道事業にとらわれず、首都圏在住の観光客を呼び込むことで全体の収益を改善。
- 観光鉄道路線としての利用度合いも高い地域ではなかったが、地域資源及び鉄道自体の価値・ブランド力を高めていく戦略。
- 地元のシェフや酒屋と連携し、地域の食材等を車内で提供するグルメ列車を運行。例えば、「伊勢海老特急」、「ワイン列車」、「スイーツ列車」など。利益よりも、地域で積極的な人材を活用することを重視。
- 地元商店街と親しめない商品(土産物)等を扱うことで、第三セクターとして地域との協調を図っている。



<いすみ鉄道>



<土産物店>

住民と行政出資で地域を変える株式会社

株式会社吉田ふるさと村(島根県雲南市)

- 地元の雇用を生み出していくための組織として、昭和60年に行政(旧吉田村)と住民(1株5万円)が出資した株式会社として誕生(収益が上がった際には、配当を出して出資者に還元をしたこともある)。株主総会だけでなく、日々の活動の中で、住民の様々なニーズを拾い上げ、具体化させている。
- 設立当初から、行政からの出向など人的支援は受けず、同社単独で継続できる経営を前提としつつ、地域のニーズが高いサービスは不採算でも提供。現在70名弱を雇用。
- 収益の柱である食品加工を中心に、バス事業、水道事業、観光業(温泉宿や道の駅を運営)などを実施。
- 特に、たまごかけ飯専用醤油は、これまでになかった専用調味料という市場を創出。



<食品加工事業>



<水道事業>

＜合同会社の事例＞

住民出資でガソリンスタンド・店舗等を維持

合同会社いしはらの里(高知県土佐市)

- 農協の経営するガソリンスタンドの撤退を受け、高知県からの新事業「集落活動センター」の実施に向けた提案を契機として、平成24年、旧石原小学校区に属する4集落の全住民が会員となる住民組織「いしはらの里協議会」が発足、「集落活動センターいしはらの里」が開所し、石原地区の活性化と持続可能なまちづくりに向けた活動を開始。
- 平成25年10月には、ガソリンスタンド事業等の継続的な実施主体として、「合同会社いしはらの里」を設立。
- 同社はその構成員全員が地域住民及び地域出身者であり、地区内の6割以上の住民から合計約270万円の出資を募った。
- 生活店舗・ガソリンスタンドなどのみで運営することによって地域住民の生活を支えつつ、直販所「やまとの市」により外貨をも獲得することによって事業の継続性を確保。



＜取組概要＞

空き家を活用して街の内側から活性化

コトラボ合同会社(神奈川県横浜市・愛媛県松山市)

- 日雇い労働者の街のイメージの強かった横浜市青葉区の活性化を目的として、簡易宿泊所の空き部屋や空きアパート等の遊休資産を利活用。ホステル事業(yokohama hostel village)や古民家をDIY(Do It Yourself)で修繕しサブリースやシェアカフェ経営等を実施。若者旅行者や外国人観光客の呼び込みに成功し、地域の雇用も創出。
- また、横浜市のアーティストや大学と連携してキャンパス外教育スペース、オープンスペース等のクリエイティブな空間を設けることで、若者と地域の中高年との交流の場を創出。
- 現在では、愛媛県松山市内でも事業展開。同市内の港町である三津地区において、「にぎわい創出事業」を松山市より受託し、移住希望者と空き家のマッチング等を行い、増加している空き家の利活用に積極的に取り組んでいる。
- 事業収益のみで借入れなしの経営。実験的な事業を自ら行い、行政へ提案、連携して事業も行う。



＜ヨコハマホステルヴィレッジ事務所＞



＜ミヅハマル(松山オフィス)事務所＞

＜特定非営利活動法人・任意組織等の事例＞

多角的事業展開で地域雇用を創出

NPO法人あいあい(三重県尾鷲市)

- NPO法人で介護福祉分野に参入。「在宅を安心して暮らせる場所」にするために、地元の開業医をはじめとする医療機関とも連携し、他の事業者と先駆けて「365日24時間ケア」を実践。
- 介護福祉事業で得た収益によって、障害者福祉やレストランなどの多角的な事業を展開している。
- 障害者雇用を積極的に進めるとともに、その親の雇用を確保するために「オープンカフェありす」や「学童保育」などの経営を並行して運営するなど、家族も含めた社会的なニーズをビジネス化することで地域全体の雇用を作り出す。
- 「地域の雇用を守る」ことを最優先に掲げ、人口約2万人の尾鷲市において250名の雇用を創出している。



＜あいあいの丘＞



＜オープンカフェありす＞

女性ビジネスの展開と地域福祉への貢献

NPO法人夢未来くま(静岡県浜松市)

- 過疎と高齢化が進む山村地域である熊(くま)地区において、女性たちが中心となり、農産物加工・販売事業や高齢者へのサービスなどを展開。現在、会費会員は520名で、集落の約260戸、全戸が加入している。
- そばを中心とした郷土料理の「かあさんの店」、農産物加工の「水車の里」、物産館「ふらっと」での地場産品の加工・販売、体験実習、イベント出店などで、年間7～8万人の集客を達成。
- 農産物加工品の販売から得た収益は、高齢者に対するデイサービスを実施したり、独り暮らしの高齢者への配食サービスを行うなどで地域に還元。
- 地域活性化の活動に売上をあげること(ビジネス)の観点を取り入れたことで、持続的な活動と地元の雇用創出がなされる。



＜かあさんの店＞

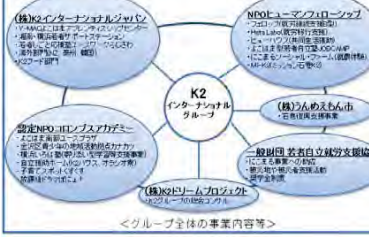


＜水車の里＞

複数の法人格を使い分けて就労支援等を実施

K2インターナショナルグループ(神奈川県横浜市内)

- 当初は、任意団体のフリースクールとして立ち上げ、後に株式会社化し、若者の就労支援を実施(K2インターナショナルジャパン)。会社自身が雇用創出の場としても機能。
- その後、困難を抱える若者の増加という社会課題に対応するため若者自立支援NPO(コンパスアカデミー)や、若者の自助努力だけでは自立が困難な障害福祉等を行うためのNPO(ヒューマンフェロシティ)を設立。このほか、奨学金支援等を行う財団法人なども運営。
- 法人をまたぐ人事交流を円滑に実施するため、給与制度をグループ内で統一することで、各法人は資本関係にはないが、グループとして一体的に運営。



＜グループ全体の事業内容等＞

住民組織と企業が連携して運営する小売店

波多コミュニティ協議会(鳥取県雲南市)

- 過疎化が進行(人口約350名、世帯数約160戸)している同地区において、廃校になった小学校の校舎を利用して、自治体が地域交流センターを設置。同センターを拠点に、既存の自治会など住民組織と連携した協議会(認可地縁団体)として活動。
- 地域に唯一あった小売店が平成26年3月に撤退。他の地域のへの移動が困難な住民への対応のため、市の仲介等を通じて全日食チェーンと提携。平成26年10月に、全国的にも珍しい住民組織が運営する小売店「はたマーケット」を開業。将来的には、全日食チェーンの配送ネットワークを使って、地元の野菜等を他地域へ販売すること等を視野に入れている。
- また、地域内交通(たすけ愛号)の運行を行うほか、収益事業として指定管理者として温泉施設を運営。



＜はたマーケット＞



＜地域内交通たすけ愛号＞

住民組織による地域サービスの維持

川根振興協議会(広島県安芸高田市)

- 高度成長期から既に都市部への人口流出が始まっていた同地区において、住民自治を深化させるために、昭和47年に同協議会(任意団体)を設立。
- 廃校になった中学校の跡地利用について、施設整備の企画段階から同会が関わり、改築した施設を拠点に様々な活動を実施。
- JAの撤退で店舗が廃止されたことを受け、その施設を買い取り、平成12年から小売店(万屋)とガソリンスタンド(油屋)を運営。その際、住民の参加意欲を高めるために、全戸に出資(寄附)を依頼し、1戸当たり1000円の拠出を得た。
- このほか、一人一日一円募金運動を展開し、それを財源に高齢者へのデイサービスの実施や、市からの運行の委託を受けた公共交通事業など幅広く事業を実施。



＜小売店とガソリンスタンド＞



＜デマンドタクシー＞

集落営農組合等の様々な組織が連携

大分県安心院町松本集落(イモリ谷)

- 大分県のお山あい位置する中山間地域で、人口約150人、世帯数54戸を擁する。松本集落として中山間地域協定を締結し、3期15年の交付金を受給。農道舗装等に活用。
- 任意の営農組合を組織し、大豆の生産・加工・販売を一括化。また、任意で設立したイモリ谷音楽祭(クラブ)にて都市農村交流イベントを企画・実施。これらの組織で集落グリーンツーリズムを推進し、農村民泊や音楽会の開催などの村おこし活動を積極的に実施。
- 将来的には営農組合を法人化し、農業やグリーンツーリズムなど複数の事業を統合して1つの法人の下で複合経営を行うことを検討。
- また、高齢化の更なる進展等により買い物難民が発生することを念頭に、集落内売店の設置や日用品の移動販売の開始などを視野に入れている。



＜松本集落の様子＞



＜平成16年度農林水産庁村作り部門天童村賞受賞＞

参考資料2 我が国の社会的事業に対する資金供給の事例

▶ 我が国の一部の地域金融機関や政府系金融機関においては、社会的事業を行う主体に対して融資を行う取組が開始されている。

西武信用金庫の取組

西武コミュニティローン(コミュニティビジネス支援ローン)

- 平成15年8月より取扱開始
- ▶ 対象: NPO法人や保育所・商店街等地域貢献事業向け専用ローン
- ▶ 金利: 2.5%~3%程度
- ▶ 金額: 原則として無担保、1,000万円以内
- ▶ 使途: 創業資金、運転・設備資金、補助金等の貸付資金など幅広いニーズに対応
- ▶ 審査: 中小企業と同様の審査による融資判断
- NPO法人への融資実績
236件 2,823百万円
※デフォルト1件のみ(2014年5月末時点)

西武ソーシャルビジネス成長応援融資「CHANGE」

- 日本財団と共同で基金を構築し、NPO等ソーシャルビジネスを行う先に融資。
- 資金支援だけではなく、起業家育成の専門家であるNPO法人ETICがハズオン支援を提供。
- 融資の特徴
- ▶ 対象: 西武信用金庫の営業地区内において地域や社会課題の解決にチャレンジするNPO、株式会社等
- ▶ 金利: 低金利(固定年0.1%)、原則無担保
- ▶ 期間: 長期(据置期間12ヶ月含めた6~7年)
- ▶ 審査: 外部の有識者が事業継続性、実現可能性等を評価
- 実績 21件 98,350千円
(2014年11月21日時点)

日本政策金融公庫の取組

- 2008年10月、4つの政策金融機関が合併して設立。
- ニュースリリース(平成25年5月10日)によると、日本政策金融公庫からNPO法人への融資は着実に増えており、過去5年で件数としては3倍、融資額は4倍になっている。
- これまでの累積融資額は、2012年末時点で50億円、融資先NPO法人は640件にのぼり、融資額は最大で7,200万円にのぼる。

▶ 社会的事業に対する資金供給について、投資の手法を用いた先進的な事例も登場しているところ。

日本ベンチャー・フィランソロピー基金の取組

- ベンチャー・フィランソロピーとは、ベンチャー・キャピタルやプライベート・エクイティ投資の手法を社会的投資に活用し、経済性以外の社会的リターンを最大化することを目的とするもの。
- 日本ベンチャー・フィランソロピー(JVPF)は、2013年に設立された、日本財団と一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズが共同運営する基金。
- 資金面に加え、法律事務所やコンサルティング会社等と連携し、経営面でもハズオン支援を実施。

支援事例・株式会社AsMama

- 支援先団体の概要
- ▶ 顔見知りの親同士が送迎や託児を頼り合えるオンラインサービス「子育てシェア」を提供するとともに、多様な企業へのマーケティング支援等による収益を両立。
- 支援期間
- ▶ 3年
- 支援規模
- ▶ 3,000万円(無担保・無利子、転換社債による投資※)
- 支援のゴール
- 1) 事業拡大のための経営体制及び運営体制の構築
- 2) 事業拡大のためのビジネス基盤の構築
- 3) 社会的インパクトの可視化と発信



※転換社債

- ・ JVPFからAsMamaに対しては、転換社債型新株予約権付社債の形で資金を供給。
- ・ 転換社債型新株予約権付社債とは、予め決められた条件のもと、株式に転換することができる社債。
- ・ 本事例においては、AsMamaの事業計画をJVPFとの協力のもと策定し、達成したい社会的インパクト(利用者数の増加)を設定。
- ・ AsMamaの事業目的を固定化(ミッションロック)することをJVPFとの間で約定。

参考資料3 G8社会的インパクト投資タスクフォース報告書

- ▶ 2013年に英国で開催されたG8ロック・アーンサミットのサイドイベントとして、「社会的インパクト投資タスクフォース」が発足し、2014年9月に報告書を発表。
- ▶ 同報告書の中では、「Profit-with-Purpose Business」(社会貢献活動と経済利益の両方を追求する事業者)が社会的ミッションを優先できる仕組みを整え、社会的企業の法人格に関する法制整備を検討することを提言。



報告書における法人格整備の主な指摘

- ✓ ソーシャルセクターの組織は、カナダ、ドイツ、イギリス、米国等の国においては、GDPの5%以上のアウトプットを生み出しているほか、労働人口の10%以上の雇用を生み出している国もある。
- ✓ 営利事業で働くことと社会的事業で働くことの境界も曖昧なものとなりつつあり、ソーシャルセクターの組織においても収益を生み出したり、民間ビジネスにおけるベストプラクティスを採用したりすることにより、その効果や持続性を高める取組がなされている。
- ✓ 収益を上げるソーシャルセクターの組織も増加しつつある。
- ✓ 社会的事業について資金調達をしようとするに当たっては、特定のプロジェクトにすべて用いられることが前提となり、経営に才ある人材を雇用したり、又はバックオフィスのインフラを整備したりすることを通じて、オペレーションの能力の拡大に投資していくには未だ限界が存在する。
- ✓ 各国政府は、社会的起業家がその使命を遺憾なく発揮できる法的枠組みを整備すべき。

報告書で紹介されている諸外国の社会的企業法制的動向

- 【イ】 2013年以降、イタリア政府が条件の緩和に関する検討を開始しており、社会的企業に一定条件下で利益配当を可能にし、社会的目的に関連しない営利活動も認める等の方向性が示されている。
- 【加】 Benefit Corporationを含む様々な社会的企業の設計が可能。州レベルで、新たなハイブリッド型の社会的企業として英国CICにならった仕組みを導入する機運(ブリティッシュコロンビア州におけるCommunity Contribution Company(C3))においては相当の上限を利益の40%に限るなど。
- 【仏】 学者や実務家が、米国のBenefit Corporationに類似する制度として、Société à Objet Social Étendu(ISOSE)という新たな仕組みを提唱し、国家レベルで強い関心を集めている。具体的には、営利企業としてのステータスを維持しつつ、特別決議により事業目的の中に公益目的を加えることを可能とし、また説明責任や透明性の確保といった観点から、公益目的の達成に向けた取組や実績を評価するための特別機関を設置することなどを検討中。

【G8 Social Impact Investment Taskforce, Mission Alignment Working Group "Profit-with-Purpose Businesses" (2014)より抜粋】

【参考】社会的インパクト投資とは

- ▶ 社会的インパクト投資とは、社会的な課題の解決を図るとともに、経済的な収益をもたらす投資手法。
- ▶ JPモルガン等によって設立されたGlobal Impact Investing Network(GIIN)の2010年報告書『新たなアセットクラスとしてのインパクト投資』によってコンセプトの普及が進んだ。
- ▶ G8の報告書においても議題の一つとして社会的インパクト投資が取り上げられるなど世界的な関心が高まっている。

社会的インパクト投資

- ① 社会的インパクト投資のうちの、民間投資家が社会課題を解決する事業活動の資金を投資するスキームが事業成果連動型の仕組みとして注目を集めている。
- ② 民間事業者が社会課題を解決するための事業を実施。
- ③ 事業によって得た社会的成果が、事前に合意した水準を超えた場合に、元本とリターンを民間投資家に償還(社会的成果が実現しない場合は、元本を含めたリターンは払われない)。
- 例えば、米国では、ホームレスの社会復帰支援事業として、民間投資家から資金を調達し、NPOに300万ドル(約3億7千万円)を投資。
- 行政によるホームレス対策事業自体は大きくないが、社会保障費や医療費などの社会コストの削減が5年間で最大3,000万ドル(約3億7千万円)が削減されるため、最大の効果が出た場合、民間投資家には500万ドルが償還される。

【出典: 国連開発計画(UNDP) 2014/12/20】

<GIINレポート>



※同レポートでは、グローバルの想定市場規模は2020年までに4000億。~1兆に達すると予想。

参考資料 4 法制比較表

事業体の名称	法人格	事業内容の限定	法人の構成員			意思決定		財産分配		ステークホルダーによる責任追及	計算書類等の閲覧対象者	公認会計士等による外部監査義務
			構成員の名称	議決権／表決権行使の原則	資格制限	最高意思決定機関	業務執行の意思決定	利益剰余金の分配の可否	残余財産の帰属先			
株式会社	有	無 (各種業法や通達による規制あり)	株主	1株1議決権	無	株主総会	取締役会(非設置の場合は取締役)	可	株主	・株主代表訴訟 ・株主による役員の解任 ・債権者等による役員への損害賠償請求など	株主、債権者等 (上場会社は有報で財務諸表を閲覧可)	大会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の場合は会計監査人を設置
合同会社	有	無 (各種業法や通達による規制あり)	社員	1人1議決権	無	－	社員(定款で定めた場合は業務執行社員)	可	社員	・社員による会社代表訴訟 ・社員による業務執行社員の解任など ・債権者等による業務を執行する有限責任社員への損害賠償請求など	社員、債権者	無
特定非営利活動法人	有	有 (福祉、社会教育等20の分野に限定。一定の範囲内でその他の事業も可)	社員	1人1表決権	無 (10人以上)	社員総会	理事 (定款で理事会を設置可)	不可	・NPO法人 ・国、自治体 ・公益法人 ・学校法人 ・社福法人 ・更生保護法人	・所轄庁による認証取消など	社員、利害関係人 (所轄庁で誰でも閲覧可)	無
有限責任事業組合(LLP)	無	無 (ただし、投機目的、士業は不可)	組合理員	1人1議決権	無	－	組合理員	可	組合理員	・債権者等による組合理員に対する損害賠償請求など	債権者(組合理員には作成後写しを交付)	無
事業協同組合	有	有 (共同事業、貸付事業、福利厚生、教育、研究開発・需要開拓、団体協約締結)	組合理員	1人1議決権	無 (4人以上)	総会又は総代会(組合理員が200人を超える場合)	理事会	可	組合理員	・組合理員による代表訴訟	組合理員、債権者	共済事業を行う事業協同組合であり、負債総額200億円以上の場合は会計監査人を設置
一般社団法人	有	無 (各種業法や通達による規制あり)	社員	1人1議決権	無 (ただし、設立時に2名以上)	社員総会	理事 (定款で理事会を設置可)	不可	・定款で定めた者(社員は不可) ・社員総会で決議した者 ・国	・社員による役員の責任追及の訴え ・社員による役員の解任など ・債権者等による役員への損害賠償請求など	社員、債権者等	負債総額200億円以上の場合は会計監査人を設置
公益社団法人	有	有 (学術、文化、支援、環境等23の公益目的事業に限定。一定の範囲内で収益事業も可)	社員	1人1議決権	無 (同上)	社員総会	理事会	不可	・他の公益法人 ・学校法人 ・社福法人 ・更生保護法人 ・独立行政法人 ・国、自治体	・社員による役員の責任追及の訴え ・社員による役員の解任など ・債権者等による役員への損害賠償請求など ・行政庁による公益認定取消など	制限なし	①収益が1000億円未満、②費用・損失合計が千億円未満、③負債が50億円未満、の全ての要件を満たす場合は会計監査人の設置義務なし
消費生活協同組合	有	有 (物資供給、施設利用、生活文化向上、共済、教育、医療、福祉、貸付事業)	組合理員	1人1議決権	有 (20人以上。居住・勤務する自然人)	総会又は総代会(組合理員500人以上の場合)	理事会	医療福祉事業を除き可	組合理員	・組合理員による代表訴訟 ・組合理員による役員解任の請求など	組合理員、債権者	負債総額200億以上の場合は員外監事を設置
認可地縁団体	有 (不動産登記のみ)	有 (不動産の所有等)	会員	1人1表決権	有 (住民。世帯は不可)	総会	代表者	不可	・規約で指定した者(営利法人等は不可) ・市町村	・市町村長による認可取消など	規定なし	無

SS過疎地対策ハンドブック (抜粋版)

全体版は以下で公表

http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/sskasochi/pdf/handbook.pdf

平成28年5月
SS過疎地対策協議会

はじめに

全国のガソリンスタンド(サービスステーション:SS)数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けています。これに伴い市町村内のSS数が3か所以下の地域も増加しており、平成28年3月末時点で288か所に及んでいます。これらのうち、近隣にSSがない地域では、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への冬場の灯油配送などに支障を来すといった、いわゆる「SS過疎地問題」は全国的課題です。

SS過疎地においては、石油元売会社や石油製品販売事業者による通常のビジネスベースでは事業採算が困難なケースが多く、これを放置すると今後更にSS過疎地が増大し、多くの地域において石油製品の安定供給に支障が生じるおそれがあり、ひいては地域の衰退に繋がることが懸念されます。

SS過疎地対策は、地域住民の生活基盤の維持について責務を有する自治体のリーダーシップが期待されます。SS過疎地対策の先進事例に目を向けてみると、自治体のリーダーシップのもとで、地元住民・石油業界・国も協力しつつ、地元のプレーヤーの協力体制を構築し、地域の現場のニーズに合致した対策をコーディネートしていくアプローチが有効です。

SS過疎地問題への対処は4段階のプロセス、すなわち①課題の認知、②検討、③実践、④評価・改善が必要です。しかしながら、対策・支援の実施・検討に取り掛かられていない自治体や、担当部署すら明確になっていない自治体が散見されます。従って、課題の認知という第一ステップから取りかかる必要があります。

このため、平成27年3月に石油元売各社、全国農業協同組合連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会(各都道府県石油商業組合)及び国は、SS過疎地対策協議会を設置し、地域における燃料供給不安の解消に向け努力する自治体・地域住民等に向けて、SS過疎地対策の必要性の発信、地域における持続可能な石油製品の供給体制構築のための相談窓口の設置を行うほか、更に各主体がそれぞれの役割に応じた取組を推進しているところです。

本ハンドブックはSS過疎地対策協議会の取組の一環として、SS過疎地の現状、先進事例及び共通して見られる「3つのアプローチ」、SS過疎地対策に取り組むための「4段階のプロセス」を紹介するとともに、SS設備更新に必要なコストや国による支援策等のビジネスプラン検討に必要な基礎情報・支援ツールを整理しています。SS過疎地において地域が一体となって課題解決に取り組む一助となれば幸いです。

SS過疎地対策協議会

目次

1. SS過疎地の現状

(1) 石油製品販売業を取り巻く現状(P3～6)

(2) SS過疎地について(P7)

(3) SS過疎市町村一覧(P8～11)

2. 先進事例の紹介と共通して見られる「3つのアプローチ」(P12～22)

3. 3つのアプローチを実行に移すための「4段階のプロセス」(P23～26)

4. ビジネスプランの策定に必要な基礎情報・支援ツール

(1) SS運営に係る想定されるコストの試算(P27～31)

(2) 自治体・政府によるSS過疎地関連施策(P32～36)

(3)「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針」の概要(P33,34)

(4) 国による地方創生を巡る動き(P39,40)

(5) 石油業界関係者による支援措置(P41,42)

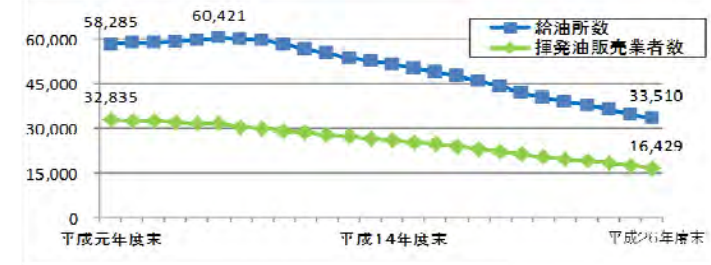
(6) 各種相談窓口(P43)

1. SS過疎地の現状

(1) 石油製品販売業を取り巻く現状

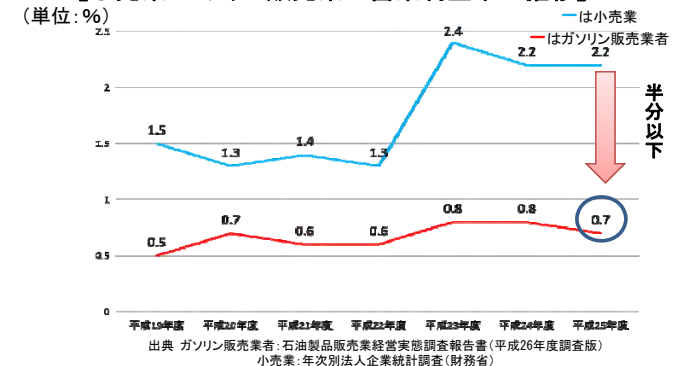
- 全国のSS数は平成6年度末をピークにその後減少傾向で推移。(平成26年度末時点で33,510件)
- ガソリン販売量は、少子高齢化や自動車の燃費向上等といった構造的な要因により、今後も減少傾向(年▲1.8%)が続く見込み。
- また、商品の差別化が困難であることから、価格競争が激化。特に人口減少が激しい地域ではSSの収益率が低下。

【SS数及び石油販売事業者数の推移】



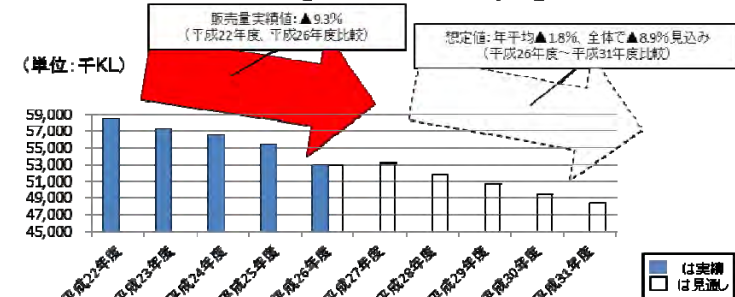
(出典)・資源エネルギー庁調べ

【小売業・ガソリン販売業の営業利益率の推移】



出典 ガソリン販売業者: 石油製品販売業経営実態調査報告書(平成26年度調査版)
小売業: 年次別法人企業統計調査(財務省)

【ガソリン販売量の推移】



(出典)・平成22年度～平成26年度実績値:「資源エネルギー統計」資源エネルギー庁
・平成27年度～平成31年度推定値:「石油製品需要見通し」(平成27年4月)石油製品需要見通し検討会

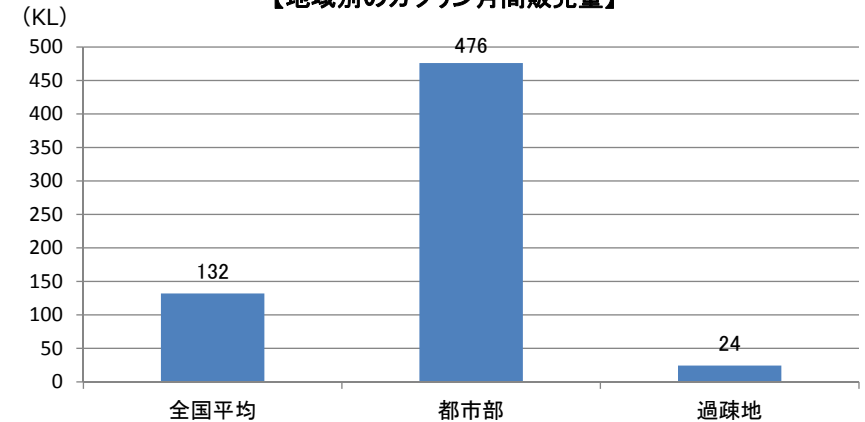
【都道府県(所在地)別給油所数の推移】

- 首都や中京・阪神などの都市部はSSの減少率が大いことが分かります。これは地域の需要が大いいためセルフ化による設備大型化に係る投資が進みやすく、コンビニ等への転業も容易であるためSSの集約・統合が進んでいるためと考えられます。
- 他方で、相対的にSS過疎地の多いその他地域の方が、SSの転廃業が進みにくい傾向にあり、設備更新投資が進んでいない傾向にあります。こうした地域では、設備の寿命や経営者の高齢化に伴い、同時期にSSの閉鎖・共倒れが相次ぎ、突如としてSS過疎地問題に直面するリスクがあります。

	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	10年間の減少率
北海道	2,427	2,346	2,282	2,193	2,115	2,081	2,023	1,979	1,944	1,872	22.9%
北海	2,427	2,346	2,282	2,193	2,115	2,081	2,023	1,979	1,944	1,872	22.9%
青森県	820	795	771	743	716	682	688	658	621	596	27.3%
岩手県	801	764	727	699	667	645	602	582	557	545	32.0%
宮城県	1,004	946	908	859	816	783	743	727	677	665	33.8%
秋田県	675	659	632	614	596	582	578	553	502	498	26.2%
山形県	709	683	649	617	575	555	539	521	490	485	31.6%
福島県	1,247	1,210	1,153	1,122	1,049	1,008	987	961	897	891	28.5%
東北	5,256	5,057	4,840	4,654	4,419	4,255	4,137	4,002	3,744	3,680	30.0%
茨城県	1,783	1,751	1,676	1,608	1,541	1,496	1,449	1,404	1,301	1,256	29.6%
栃木県	1,158	1,122	1,041	1,002	971	934	897	868	794	756	34.7%
群馬県	1,115	1,083	1,039	996	948	912	906	875	808	768	31.1%
埼玉県	1,652	1,606	1,551	1,510	1,447	1,387	1,351	1,302	1,225	1,156	30.0%
千葉県	1,945	1,876	1,798	1,717	1,666	1,599	1,557	1,500	1,391	1,318	32.2%
東京都	1,899	1,807	1,701	1,581	1,502	1,439	1,385	1,340	1,275	1,180	37.9%
神奈川県	1,543	1,460	1,374	1,310	1,262	1,207	1,175	1,129	1,072	1,003	35.0%
新潟県	1,328	1,302	1,262	1,220	1,181	1,148	1,132	1,099	1,024	1,002	24.5%
山梨県	598	587	569	530	513	500	489	461	441	431	27.9%
長野県	1,319	1,289	1,252	1,210	1,155	1,114	1,078	1,033	963	928	29.6%
静岡県	1,603	1,566	1,524	1,458	1,382	1,343	1,302	1,265	1,200	1,144	28.6%
関東	15,943	15,449	14,787	14,142	13,568	13,079	12,721	12,275	11,494	10,942	31.4%
富山県	528	519	506	469	460	440	428	419	412	405	23.3%
石川県	526	515	496	477	455	425	422	411	390	373	29.1%
岐阜県	1,091	1,054	1,002	950	927	888	867	835	798	781	28.4%
愛知県	2,281	2,183	2,110	1,990	1,901	1,809	1,770	1,649	1,618	1,572	31.1%
三重県	927	888	855	820	781	763	733	699	668	653	29.6%
中部	5,353	5,159	4,969	4,706	4,524	4,325	4,220	4,013	3,886	3,784	29.3%
福井県	426	414	401	386	361	343	324	318	304	297	30.3%
滋賀県	502	477	463	447	418	404	383	359	357	342	31.9%
京都府	666	635	604	582	560	530	514	488	468	452	32.1%
大阪府	1,643	1,565	1,474	1,397	1,327	1,247	1,199	1,158	1,089	1,034	37.1%
兵庫県	1,475	1,438	1,401	1,347	1,294	1,255	1,223	1,170	1,120	1,096	25.7%
奈良県	447	431	401	376	366	347	337	331	321	303	32.2%
和歌山県	588	564	537	521	497	477	462	432	423	412	29.9%
近畿	5,747	5,524	5,281	5,056	4,823	4,603	4,442	4,256	4,082	3,936	31.5%
鳥取県	331	325	310	301	285	270	267	255	252	239	27.8%
島根県	492	470	460	445	421	404	398	380	371	361	26.6%
岡山県	919	896	876	826	795	756	729	688	669	647	29.6%
広島県	1,120	1,083	1,043	984	944	898	871	835	822	797	28.8%
山口県	692	666	654	606	591	560	542	509	501	483	30.2%
中国	3,554	3,440	3,343	3,162	3,036	2,888	2,807	2,667	2,615	2,527	28.9%
徳島県	565	550	526	505	491	465	449	420	405	381	32.6%
香川県	528	494	480	465	443	425	416	398	386	377	28.6%
愛媛県	813	788	766	741	718	697	674	635	622	609	25.1%
高知県	506	487	469	446	437	427	411	400	390	374	26.1%
四国	2,412	2,319	2,241	2,157	2,089	2,014	1,950	1,853	1,803	1,741	27.8%
福岡県	1,465	1,369	1,330	1,255	1,188	1,125	1,120	1,102	1,069	1,035	29.4%
佐賀県	485	464	443	421	410	391	379	370	360	347	28.5%
長崎県	706	677	663	632	598	571	569	556	543	538	23.8%
熊本県	1,110	1,049	1,016	958	929	888	873	843	809	798	28.1%
大分県	707	685	673	642	612	582	566	539	526	518	26.7%
宮崎県	753	698	678	643	617	596	581	566	551	537	28.7%
鹿児島県	1,248	1,165	1,127	1,094	1,057	1,009	990	964	923	903	27.6%
九州	6,474	6,107	5,930	5,645	5,411	5,162	5,078	4,940	4,781	4,676	27.8%
沖縄県	418	391	384	375	372	370	365	363	357	352	15.8%
沖縄	418	391	384	375	372	370	365	363	357	352	15.8%
全国合計	47,584	45,792	44,057	42,090	40,357	38,777	37,743	36,349	34,706	33,510	29.6%

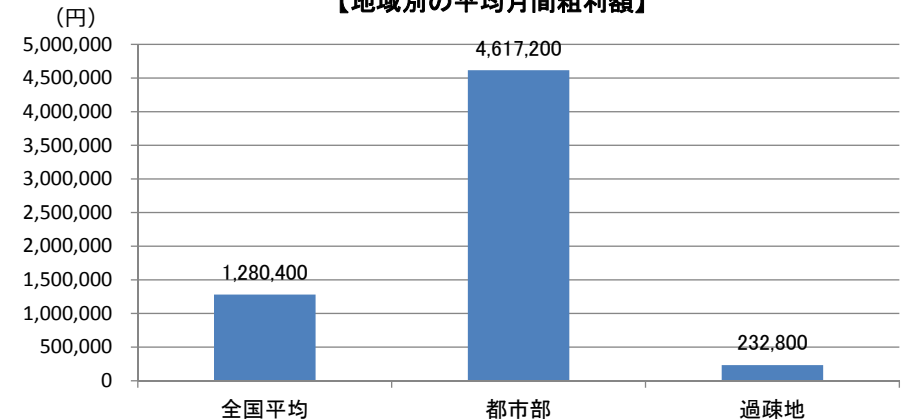
- 都市部と過疎地では月間のガソリン販売量が大幅に異なります。全国的に見ても、販売量が少ないほど営業利益が赤字となりやすい傾向にあることから、SS過疎地においては燃料油販売に特化しては、将来の更新投資に必要な内部留保が十分に進まないことは明かです。
- 中長期的に燃料の安定供給の役割を果たすためにも、地域のニーズに応える総合生活サービス拠点として、ビジネスの多角化に取り組むことが不可欠です。全国的に見てもSS専門の事業者よりも兼業の事業者の方が営業利益率が高い傾向が見られます。

【地域別のガソリン月間販売量】



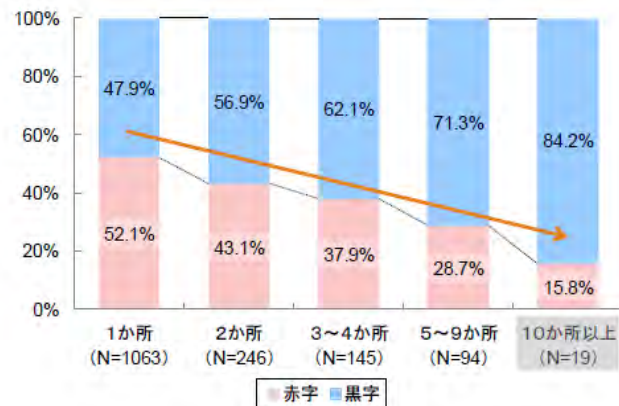
全国平均:「資源・エネルギー統計」(資源エネルギー庁)における国内向け販売量及び全国の給油所数から推計
 都市部:都道府県別石油製品販売量(石油連盟)における東京都の販売量及び東京都の給油所数から推計
 (平成26年度)
 過疎地:石油製品販売業経営実態調査報告書(平成26年度調査版)におけるSS過疎市町村に所在するSSの平均販売量(N=29)

【地域別の平均月間粗利額】



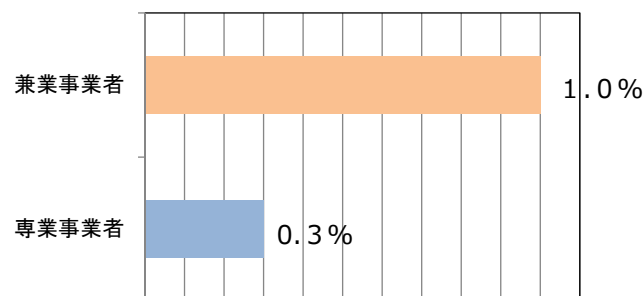
上記の販売数量にレギュラーガソリンの1リットル当たりの平均粗利単価を乗じて算出。
 平均粗利単価:一般社団法人全国石油協会「石油製品業経営実態調査」(平成27年度調査版)

【給油所数別の赤字・黒字比率(営業利益ベース)】



注) 給油所総仕入額/給油所総販売数量で算出。
出所) 全国石油協会「石油販売業経営実態調査」(平成26年度調査)

【SS専業・兼業事業者 平均営業利益率】



出所: 一般社団法人全国石油協会「石油製品販売業経営実態調査」(平成27年度調査版)

(2) SS過疎地について

SS過疎地の数

SS過疎地は、市町村内のSS数が3か所以下の自治体として定義し、平成25年から公表しています。なお、平成27年度末のSS過疎地は288市町村(一覧は8ページ参照)となっています(平成24年度末は257市町村、平成25年度末は265市町村、平成26年度末は283市町村)。

一方、同一市町村内にSSが少ない場合であっても隣接自治体で営業するSSが相当数に上り、そこで給油を行うこと等により、実際の生活上、燃料供給に関する支障が生じていない地域も存在します。住民基点、個別住民の実生活上の利便性の視点からは、居住地から一定距離圏内にSSが存在しない地域における実態把握も重要です。このため、参考として、居住地から最寄りSSまでの道路距離を分析・評価した地域情報について、自治体との共有を図りつつ、さらに今後のSS過疎地対策の検討を進めます。

SS立地情報把握システムの構築

GISを活用したSS過疎地の実態把握や災害時のオペレーション対応など幅広い活用が期待できるSS立地情報把握システムを構築しています。

本システムにより、人口分布や道路距離に応じたSS過疎地の抽出を行ったところ、「最寄りSSまでの道路距離が15km以上離れている住民が所在する市町村」は、257か所となっています(一覧は9ページ参照)。

SS過疎地を抱える自治体における取組の推進

市町村内のSSが3か所以下、または最寄りSSまでの距離が15km以上ある住民を抱える自治体においては、持続可能な地域づくりを進める上で、地域住民への安定したエネルギー供給網の整備・維持が不可欠です。

また、こうした取組は地域における他の重要インフラ(医療施設、教育施設、郵便局、金融機関、商業施設等)の整備・維持と並行して整理・検討することが持続可能な地域づくりにおいて、重要であると認識しています。

(3)SS過疎地市町村一覽

市町村別に見るSS遺跡の状況

資料：平成28年3月31日時点SS登録件数一覧(市町村別)
平成28年3月31日時点市町村別：1,218(東京都内を除く)

<SS数が0箇所：11市町村>

※3箇所以下 計288

SS数が0箇所：11市町村

1 青森県 中津軽西田原村
2 新潟県 津波町
3 北海道 新井町舟橋村
4 北海道 豊能町豊能
5 奈良県 磯城郡三宅町
6 奈良県 大田原町上中村
7 奈良県 吉野郡天志村
8 和歌山県 東牟婁郡北山村
9 山口県 玖珂町木戸町
10 鹿児島県 鹿児島郡三木村
11 鹿児島県 鹿児島郡十津村

SS数が1箇所：71市町村

1 北海道 上磯郡木古内町
2 北海道 古平町神内内村
3 北海道 糸市町糸井川村
4 北海道 釧路市
5 北海道 樺戸町月形町
6 北海道 南竜郡秋別支庁
7 北海道 南竜郡北竜町
8 北海道 吉野町和山山村
9 青森県 津軽町延福寺村
10 青森県 大田原町関戸村
11 秋田県 南秋田郡大湯村
12 山形県 最上郡金田村
13 福島県 南会津郡桂枝村
14 福島県 河沼郡西川村
15 福島県 大田原郡三島町
16 福島県 大田原郡和村
17 福島県 西白河郡中島村
18 群馬県 多野郡上野村
19 埼玉県 秩父郡長瀬町
20 東京都 利島島
21 東京都 御蔵島
22 東京都 曾根島村
23 神奈川県 川崎市二宮
24 神奈川県 足柄上郡松田町
25 神奈川県 足柄上郡間宮町
26 神奈川県 足柄上郡真鶴町
27 神奈川県 平塚市藤川村
28 神奈川県 三浦市川村
29 山梨県 南都賀郡西沢村
30 山梨県 北都賀郡小菅村
31 長野県 南佐久郡北相木村
32 長野県 下伊那郡平谷村
33 長野県 下伊那郡横沢村
34 長野県 下伊那郡高森村
35 長野県 下伊那郡天龍村
36 長野県 下伊那郡藤島村
37 長野県 木曾郡王滝村
38 長野県 東筑摩郡麻績村
39 長野県 上高井郡森川村
40 長野県 下高井郡木下平井村
41 京都府 熊野郡平手町
42 京都府 熊野郡南山城村
43 兵庫県 加古郡播磨町
44 奈良県 生駒郡三郷町
45 奈良県 生駒郡高市村
46 奈良県 平谷郡御成村
47 奈良県 高市郡高市町
48 奈良県 北葛城郡寺町
49 奈良県 吉野郡御川村
50 奈良県 吉野郡北上山村
51 奈良県 吉野郡上山村
52 和歌山県 三好郡高野町
53 和歌山県 東牟婁郡太田村
54 鳥取県 陸奥郡知夫村
55 岡山県 真庭郡新庄村
56 岡山県 英田郡西栗倉村
57 山口県 阿武郡阿武町
58 高知県 安芸郡高岡町
59 高知県 安芸郡高土村
60 高知県 土佐郡大川村
61 高知県 幡豆郡三原村
62 福岡県 鞍手郡小竹町
63 熊本県 埴原郡上村
64 沖縄県 国頭郡大宜味村
65 沖縄県 中国語郡平手町
66 沖縄県 島尻郡渡嘉敷村
67 沖縄県 島尻郡渡名喜村
68 沖縄県 島尻郡那大東村
69 沖縄県 島尻郡那大東村
70 沖縄県 島尻郡伊保村
71 沖縄県 島尻郡伊保村

SS数が2箇所：100市町村

1 北海道 石狩郡新井津村
2 北海道 島牧支庁北村
3 北海道 寿都郡寿都町
4 北海道 紋別郡ニセウチ
5 北海道 紋別郡真村
6 北海道 紋別郡西沢村
7 北海道 紋別郡真村
8 北海道 古平町古平町
9 北海道 古平町古平町
10 北海道 樺戸郡三浦口
11 北海道 南竜郡南竜町
12 北海道 南竜郡延福寺村
13 北海道 上川郡美瑛町
14 北海道 上川郡北布村
15 北海道 美幌町占冠村
16 北海道 川中郡曾根子府村
17 北海道 天竜峡町
18 北海道 網走郡津町
19 北海道 常呂郡津町
20 北海道 紋別郡北上町
21 北海道 紋別郡西沢村
22 北海道 足寄郡足寄町
23 北海道 阿寒郡阿寒町
24 北海道 津軽郡津軽町
25 青森県 津軽郡田舎倉村
26 青森県 下北郡北井村
27 宮城県 刈田郡七宿町
28 山形県 刈田郡西川村
29 山形県 最上郡舟形町
30 山形県 寒河江市
31 福島県 双葉郡双葉町
32 群馬県 甘楽郡南村
33 群馬県 利根郡川場村
34 群馬県 邑楽郡明和町
35 埼玉県 入間郡越生町
36 埼玉県 秩父郡横沢村
37 埼玉県 秩父郡東沢村
38 埼玉県 南埼玉郡志代町
39 千葉県 長生郡睦沢村
40 東京都 西多摩郡柳井村
41 東京都 神津島村
42 石川県 河北内郡内子町
43 石川県 南宝島郡宝島町
44 和歌山県 南都賀郡沢沢村
45 山梨県 北都賀郡丹波山村
46 長野県 南佐久郡南相木村
47 長野県 下伊那郡飯島町
48 長野県 下伊那郡下郷村
49 長野県 下伊那郡大井町
50 長野県 下伊那郡大井町
51 長野県 木曾郡上生村
52 長野県 東筑摩郡生村
53 長野県 東筑摩郡山形村
54 長野県 北安曇郡小谷村
55 長野県 上水内郡小川村
56 長野県 上水内郡飯綱町
57 岐阜県 本巣郡北方町
58 岐阜県 加茂郡富加町
59 岐阜県 加茂郡美山山村
60 岐阜県 海津郡大井町
61 三重県 桑名郡小川村
62 三重県 大上郡甲良町
63 京都府 綴喜郡宇治田原町
64 京都府 相模郡笠置町
65 大阪府 三島郡木町
66 大阪府 泉佐野市
67 大阪府 泉佐野市
68 大阪府 南河内郡南河内町
69 奈良県 生駒郡平井町
70 奈良県 生駒郡瑞穂町
71 奈良県 生駒郡安堵町
72 奈良県 吉野郡下市町
73 奈良県 吉野郡大蔵村
74 和歌山県 伊都郡九上村
75 和歌山県 伊都郡高野町
76 和歌山県 東牟婁郡古座川町
77 鳥取県 日野郡日吉町
78 岡山県 勝田町倉敷町
79 岡山県 備前毛土川町
80 広島県 勝浦郡勝浦町
81 広島県 勝浦郡勝浦町
82 高知県 安芸郡奈半利町
83 高知県 安芸郡安芸町
84 高知県 安芸郡高橋村
85 福岡県 遠賀郡遠賀町
86 福岡県 東田川郡東田町
87 福岡

(参考)居住地から一定道路距離圏内にSSが存在しない地域を含む市町村一覧

平成27年度石油産業体制等調査研究(石油製品サプライチェーン実態調査)において、各人口メッシュから最寄りSSまでの道路距離を算出し、最寄りSSまでの距離が15km以上の人口メッシュが所在している市町村一覧(257市町村)

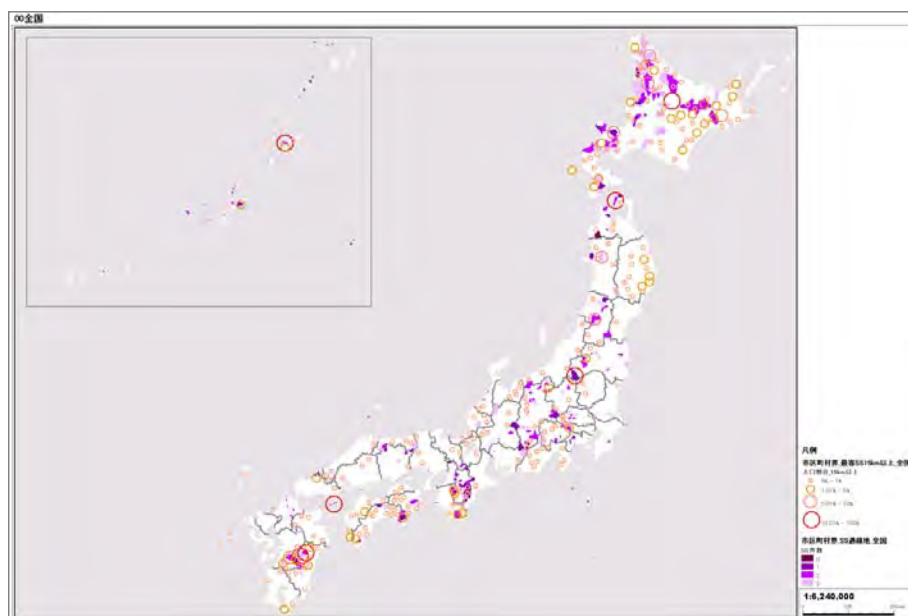
[illegible]

※赤字はSS過疎市町村と重複している自治体(49町村)

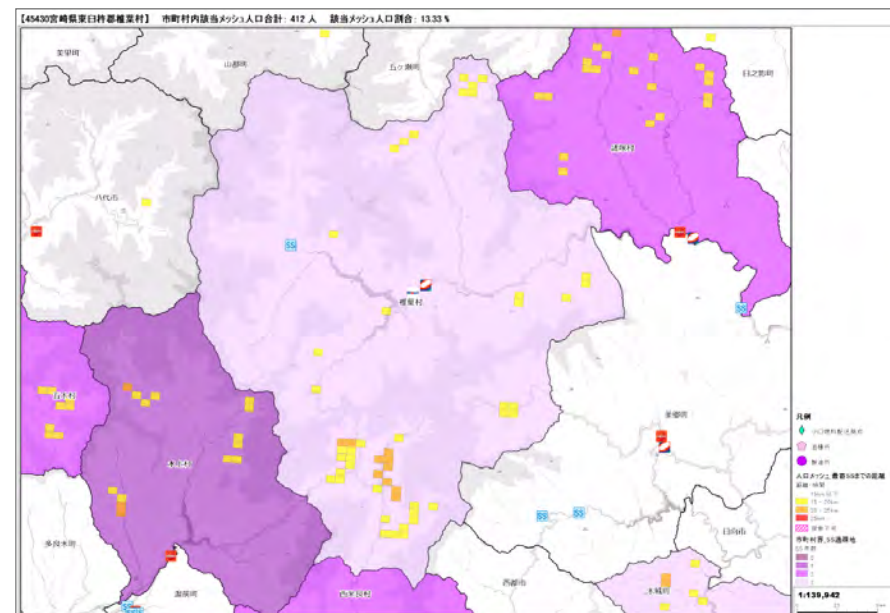
算出条件

1. 平成27年7月8日時点における揮発油等の品質の確保に関する法律に基づき登録があったSS。
2. 平成22年国勢調査に基づく人口(500メートルメッシュ)。
3. 道路距離算出の起点は、各メッシュの重心住所(重心が海上に位置する場合はメッシュが存在する市町村とし、複数の市町村が存在する場合は、重複面積が最大の市町村を代表住所とした)。なお、海上に位置するメッシュは分析対象外。
4. SSが所在しない離島や車両通行可能な道路が周囲に存在しない人口メッシュは分析対象外。
5. 道路距離の算出対象とした道路は、都道府県道以上(高速道路、国道、都道府県道)及びそれ以外の道路で幅員5.5m以上のもの。ただし、出発地・目的地周辺において上記条件の道路が存在しない場合、幅員5.5m未満の道路も利用。

(4)道路距離に応じたSS過疎地一覧:調査時点のデータに基づく分析結果



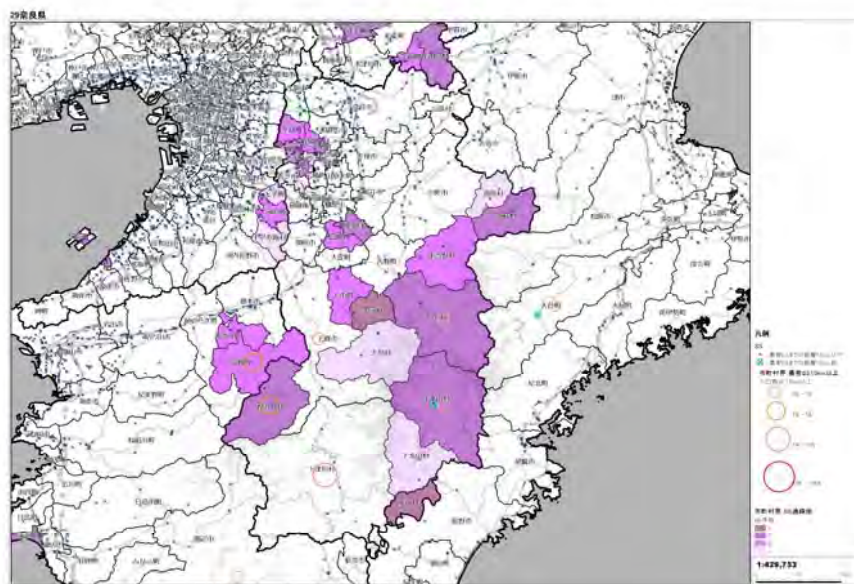
平成27年度石油産業体制等調査研究(石油製品サプライチェーン実態調査)において、最寄りSSまでの道路距離が15km以上の人口を有している市町村のうち、最も該当の人口割合が高かった市町村は宮崎県東臼杵郡椎葉村の13.33%であった。



本システムにおいて、最寄りSSまでの道路距離が15km以上の人口を有している市町村の分析マップについては、経済産業省のホームページ上で掲載しています。

調査結果掲載URL:
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000948.zip

なお、平成28年度中に本格運用を開始する予定です。本調査結果等へのお問合せは、巻末の石油流通課へご連絡ください。



想定されるコストの試算: 主要メーカー3社の平均見積額

①SSの新設(補助率: 1/4~10/10※、補助対象経費の上限額: 20, 000千円)

補助金については、地域住民にとって必要なインフラを確保する観点から、自治体の理解と協力を前提に、事業者間の統合を含むSSの集約、それらを契機として地域住民の生活により資する場所への移転を伴う際に、地下タンク設備関連の工事費に要する経費を対象として支援を行う。

条件: 月あたりの販売量が30~40KLのSSを想定

	ケース1	ケース2
敷地の面積	100.04㎡	148.84㎡
事務棟面積、キャノピー面積	2.70㎡、26㎡	2.70㎡、45.5㎡
タンク容量(本数)	20KL(1本)	30KL(1本)
タンク内訳 (レギュラー、ハイオク、軽油、灯油)	8KL、4KL、4KL、4KL	12KL、6KL、6KL、6KL
マルチ計量機	1基	1基
灯油計量機	1基	1基

ケース1

補助対象経費: 30, 060千円

補助金の額: 5, 000千円~20, 000千円

$$(20, 000 \text{千円 (補助対象経費の上限額)}) \times 1/4 \sim 10/10 (\text{補助率}) = 5, 000 \text{千円} \sim 20, 000 \text{千円 (補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は24, 281千円~39, 281千円となる。

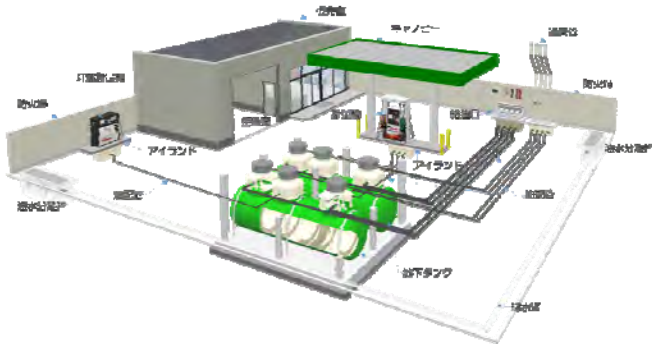
ケース2

補助対象経費: 37, 207千円

補助金の額: 5, 000千円~20, 000千円

$$(20, 000 \text{千円 (補助対象経費)}) \times 1/4 \sim 10/10 (\text{補助率}) = 5, 000 \text{千円} \sim 20, 000 \text{千円 (補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は32, 408千円~47, 408千円となる。



※補助率

企業規模	給油所所在地	補助率
中小企業等	過疎地域①	3/4
	過疎地域②	2/3
非中小企業	過疎地域①	1/4
	過疎地域②	1/4
市町村	過疎地域①	10/10

過疎地域①: 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域若しくは1市町村内の給油所数が3力以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって市町村が策定する総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域。

過疎地域②: 過疎法に基づく過疎地域であって過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられていない地域若しくは1市町村内の給油所数が3力以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって市町村が策定する総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられていない地域。

②老朽化した地下タンクの設備更新(任意)

条件: 月あたりの販売量が30~40KLのSSを想定

	ケース1	ケース2
タンク容量	20KL	30KL
タンク本数	1本	1本
レギュラー	8KL	12KL
ハイオク	4KL	6KL
軽油	4KL	6KL
灯油	4KL	6KL

(i) 地下タンクの撤去(補助率: 2/3、補助対象経費の上限額: 10, 000千円)

ケース1

補助対象経費: 6, 610千円

補助金の額: 4, 407千円

$$(6, 610 \text{千円 (補助対象経費)}) \times 2/3 (\text{補助率}) = 4, 407 \text{千円 (補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は2, 851千円となる。

ケース2

補助対象経費: 8, 165千円

補助金の額: 5, 443千円

$$(8, 165 \text{千円 (補助対象経費)}) \times 2/3 (\text{補助率}) = 5, 443 \text{千円 (補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は3, 586千円となる。

(ii) 地下タンクの入換(補助率: 1/4~10/10※、補助対象経費の上限額: 20, 000千円)

ケース1

補助対象経費: 19, 118千円

補助金の額: 4, 779千円~19, 118千円

$$(19, 118 \text{千円 (補助対象経費)}) \times 1/4 \sim 10/10 (\text{補助率}) = 4, 779 \text{千円} \sim 19, 118 \text{千円 (補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は10, 331千円~24, 669千円となる。

ケース2

補助対象経費: 22, 802千円

補助金の額: 5, 000千円~20, 000千円

$$(20, 000 \text{千円 (補助対象経費の上限額)}) \times 1/4 \sim 10/10 (\text{補助率}) = 5, 000 \text{千円} \sim 20, 000 \text{千円 (補助金額)}$$

※ 総工事費から補助金を除いた費用(事業者負担分)は14, 131千円~29, 131千円となる。

※補助率

企業規模	給油所所在地	補助率
中小企業等	過疎地域※	3/4
	過疎地域※以外	2/3
非中小企業	全ての地域	1/4
市町村	過疎地域※	10/10

※過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって過疎地域自立促進市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域若しくは1市町村内の給油所数が3力以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって市町村が策定する総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域。

③危険物の漏えい早期発見・未然防止への対応（消防法に基づく義務）

（i）精密油面計設置（補助率：2／3、補助対象経費の上限額：3,000千円）

ケース1：4室（10KLタンク2本、各2室）

補助対象経費：4,147千円

補助金の額：2,000千円

（3,000千円（補助対象経費の上限額）×2／3（補助率）＝2,000千円（補助金額））

※ 総工事費から補助金を除いた費用（事業者負担分）は2,518千円となる。

ケース2：5室（10KLタンク2本、2室、3室）

補助対象経費：4,771千円

補助金の額：2,000千円

（3,000千円（補助対象経費の上限額）×2／3（補助率）＝2,000千円（補助金額））

※ 総工事費から補助金を除いた費用（事業者負担分）は3,185千円となる。

（ii）電気防食システム設置（補助率：2／3、補助対象経費の上限額：5,000千円）

ケース1：10KLタンク2本

補助対象経費：4,169千円

補助金の額：2,780千円

（4,169千円（補助対象経費）×2／3（補助率）＝2,780千円（補助金額））

※ 総工事費から補助金を除いた費用（事業者負担分）は1,699千円となる。

ケース2：10KLタンク3本

補助対象経費：5,089千円

補助金の額：3,333千円

（5,000千円（補助対象経費の上限額）×2／3（補助率）＝3,333千円（補助金額））

※ 総工事費から補助金を除いた費用（事業者負担分）は2,080千円となる。

（iii）FRP内面ライニング施工（補助率：2／3、補助対象経費の上限額：10,000千円）

ケース1：10KLタンク2本

補助対象経費：5,762千円

補助金の額：3,841千円

（5,762千円（補助対象経費）×2／3（補助率）＝3,841千円（補助金額））

※ 総工事費から補助金を除いた費用（事業者負担分）は3,011千円となる。

ケース2：10KLタンク3本

補助対象経費：8,604千円

補助金の額：5,736千円

（8,604千円（補助対象経費）×2／3（補助率）＝5,736千円（補助金額））

※ 総工事費から補助金を除いた費用（事業者負担分）は4,296千円となる。

④土壌汚染の早期発見及び早期対策（保守）

（i）計量機定期点検（1回／1年）（消防法による義務）

49,333円

（ii）計量機計量検定（1回／7年）（計量法による義務）

50,000円

（iii）地下タンク・地下埋設配管機密点検（1回／1年※）（消防法による義務）

41,667円

※一定の条件を満たすものは1回／3年

（iv）地下タンク（二重殻）漏えい検知装置定期点検（1回／1年）（消防法による義務）

50,000円

（v）電気防食システム定期点検（1回／1年）（消防法による義務）

58,333円

⑤設備更新

（i）計量機交換工事（マルチ計量機1基、灯油計量機1基）（任意）

3,285,333円

（ii）簡易計量機

1,146,360円

(2) 自治体・政府によるSS過疎地関連施策

地域エネルギー供給拠点整備事業 平成28年度予算額 30.5億円

事業目的・概要

石油製品の安定供給を確保するため、以下の事業について支援します。

①災害時を含む安定供給の維持・確保

災害時を含む安定供給を確保するため、(i)地下タンクの大型化に伴う入換や、(ii)入換に伴う自家発電機導入に係る費用を支援します。また、過疎地での需要減少が見られる中で石油製品の供給拠点を維持すべく、(iii)経営基盤強化のために複数事業者等が行うのSSの統合、集約、移転の際の地下タンクの設置や、(iv)簡易計量機の設置等に係る費用について支援します。

②環境・安全対策に係る中小石油販売業者の支援

(v)地下タンクからの危険物漏えい防止対策、(vi)危険物の漏れの点検に係る検知検査、(vii)地下タンク等の撤去に係る費用について支援します。

条件（補助率）

- (i)地下タンク入換 【非過疎地】中小企業※1 2/3、非中小企業 1/4
【過疎地】 中小企業※1 3/4※2 または2/3、
非中小企業 1/4、自治体所有のSS 10/10※2
- (ii)自家発電機導入 【全国】 1/2※3
- (iii)SSの統合、集約、移転の際の地下タンク設置
【過疎地】 中小企業※1 3/4※2 または2/3、
非中小企業 1/4、自治体所有のSS 10/10※2
- (iv)簡易計量器設置等【過疎地】 中小企業※1 3/4※2 または2/3
自治体所有のSS 10/10※2
- (v)地下タンク漏えい防止対策【全国】 中小企業2/3
- (vi)危険物の漏れの点検に係る検知検査【全国】 中小企業1/3
- (vii)地下タンク撤去 【全国】 中小企業2/3
- ※1 中小企業基本法に基づく中小企業(会社及び個人)
- ※2 ①過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であって、同法に基づく過疎地域自立促進市町村計画、若しくは②1市町村あたりのSS数が3か所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域であって、地方自治法に基づく総合計画(実施計画)等に、SSの整備・維持が位置づけられた場合
- ※3 地下タンク入換と同時にする場合のみ補助対象

お問合せ先: 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
TEL: 03-3501-1320

石油製品流通網維持強化事業(のうち石油製品流通網再構築実証事業) 平成28年度予算額 1.6億円

事業目的・概要

地域の実情や外部環境の変化を踏まえた石油製品の効率的かつ安定的な供給に向け、具体的な燃料供給システム、コスト削減に係る方策、安全性に係る技術開発などの実証事業を支援します。

①石油製品の安定供給に係る実証事業

石油製品の安定供給に支障を来している地域において、自治体が自らの問題として捉え、地域内のSSや他業種と自治体が連携※して実施する新たなビジネスモデルとなる実証事業を支援します。

※申請主体はコンソーシアムとし、自治体がコンソーシアムに参画していることが要件となります。

②安全性の確保を前提としたSSのコスト削減に資する技術開発

石油製品の安定供給を可能とするため、安全性を担保したSSのコスト削減に資する技術開発に係る実証事業を支援します。

事業スキーム



事業イメージ

(i) 他業種との連携によるSSの多機能化

自治体や商工会の主導により、地域内の商店やホームセンター等の他業種とSSが業務提携し、SS内に食料品や生活雑貨、農業資材等の販売スペースを設けることでSSへの集客効果を挙げるとともに、地域におけるコミュニティの集約化を図る。

(必要とされる経費例: 関係者による検討会費、地域内の実態調査費、店舗改装費等)

(ii) サテライトエネルギー供給拠点の設置

地域のデイサービスセンターにポータブル計量器を設置し、サテライトエネルギー供給拠点とする。デイサービス送迎車を活用し、利用者の送迎時に合わせて灯油の配送を行う。具体的には、迎えの際には灯油が入ったポリタンクを積載し、利用者を乗車させる際に空のポリタンクと交換することで、利用者の送迎車を活用した灯油配送を行う。

また、自治体の主導により、デイサービスセンターに商店や地域コミュニティに不可欠なATMや郵便局のほか、JAの直売所等を併設することで「小さな拠点」化を図る。

(必要とされる経費例: 自治体によるニーズ調査費、送迎車のリース料、ポータブル計量機設置費等)

お問合せ先: 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
TEL: 03-3501-1320

(6) 各種相談窓口

揮発油等の品質の確保に関する法律に係る受付窓口

北海道経済産業局	資源・燃料課	011-709-1788
東北局経済産業局	資源・燃料課	022-221-4934
関東経済産業局	資源・燃料課	048-600-0371
中部経済産業局	石油課	052-951-2781
近畿経済産業局	資源・燃料課	06-6966-6044
中国経済産業局	資源・燃料課	082-224-5715
四国経済産業局	資源・燃料課	087-811-8536
九州経済産業局	石油課	092-482-5476
沖縄総合事務局	石油・ガス課	098-866-1756

各都道府県石油商業組合連絡先

北海道石油商業組合	011-822-8111	札幌地方石油業協同組合	011-822-8114
小樽地方石油業協同組合	0134-23-7151	函館地方石油業協同組合	0138-23-4426
旭川地方石油販売業協同組合	0166-22-0444	胆振地方石油販売業協同組合	0143-46-2352
帯広地方石油業協同組合	0155-22-1255	釧根地方石油業協同組合	0154-41-6818
宗谷地方石油業協同組合	0162-23-2767	北見地方石油業協同組合	0157-23-4582
空知地方石油業協同組合	0125-24-6768	南空知地方石油業協同組合	0126-22-5293
留萌地方石油業協同組合	0164-42-7315	日高地方石油業協同組合	0146-22-2366
上川北部石油業協同組合	01654-2-3966	苫小牧地方石油業協同組合	0144-33-8515
富良野地方石油業協同組合	0167-23-2412	紋別地方石油業協同組合	0158-4-2061
千歳地方石油業協同組合	0123-22-2887	青森県石油商業組合	017-722-1400
岩手県石油商業組合	019-622-9528	宮城県石油商業組合	022-265-1501
福島県石油商業組合	024-546-6252	秋田県石油商業組合	018-862-6981
山形県石油商業組合	023-664-2821	新潟県石油商業組合	025-267-1321
長野県石油商業組合	026-254-5600	群馬県石油商業組合	027-251-1888
栃木県石油商業組合	028-622-0435	茨城県石油商業組合	029-224-2421
千葉県石油商業組合	043-246-5225	埼玉県石油商業組合	049-235-5111
東京都石油商業組合	03-3593-1421	神奈川県石油商業組合	045-641-1351
静岡県石油商業組合	054-282-4337	山梨県石油商業組合	055-233-5850
愛知県石油商業組合	052-322-1550	三重県石油商業組合	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	058-271-2903	富山県石油商業組合	076-429-8811
石川県石油商業組合	076-256-5330	福井県石油商業組合	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	077-522-7369	京都府石油商業組合	075-642-9733
大阪府石油商業組合	06-6362-2910	奈良県石油商業組合	0742-26-1800
和歌山県石油商業組合	073-431-6251	兵庫県石油商業組合	078-321-5611
岡山県石油商業組合	086-246-2040	広島県石油商業組合	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	0859-21-1400	島根県石油商業組合	0852-25-4488
山口県石油商業組合	083-973-4400	徳島県石油商業組合	088-622-6406
高知県石油商業組合	088-831-0439	愛媛県石油商業組合	089-924-3856
香川県石油商業組合	087-833-9665	福岡県石油商業組合	092-272-4564
大分県石油商業組合	097-533-0235	佐賀県石油商業組合	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	095-826-4181	熊本県石油商業組合	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	0985-24-7775	鹿児島県石油商業組合	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	098-998-1871		

SS過疎地対策ハンドブック

発行

SS過疎地対策協議会事務局
経済産業省
資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課

平成28年5月

初版

【問い合わせ先】

SS過疎地対策相談窓口

石油流通課

03-3501-1320



未来のために、いま選ぼう。



未来のために、いま選ぼう。

エネルギー特別会計 環境省予算要求の概要

平成28年 9 月
環境省

エネルギー対策特別会計を活用した環境省の温室効果ガス削減施策

パリ協定を踏まえた日本の2030年26%削減目標達成等に向け、国民各界各層が当たり前のこととして主体的にCOOL CHOICE(賢い選択)を実践できる環境を整備。併せて、地域の自然資源や循環資源を有効活用し、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な循環共生型社会を実現。

環境省の役割

「民生・需要サイドから社会変革する事業」及び「世界的な削減を主導する事業」を各省との連携の下で総合調整役となって推進

平成29年度「エネルギー対策特別会計」要求額 **1,885億円** (平成28年度予算額 1,564億円)

第一の柱 【COOL CHOICEによるCO2削減加速化】家庭・オフィス・地域で丸ごと再エネ・省エネ普及

- 民生部門(家庭・業務)は40%という大幅削減が必要。
- 省エネ家電等の低炭素マーケットの創出・拡大を目指した国民運動(COOL CHOICE)の実施や業務・家庭部門を含む地域(住宅、業務ビル、自治体施設、物流・交通システムなど)の再エネ・省エネ推進を各省と連携し実現することで大幅削減を主導。

国内展開

第二の柱 【未来のCOOL CHOICEを担う技術】世界を変える先導的技術の開発・実証と社会実装

- 日本の2030年26%削減、2050年80%削減、世界全体の大幅削減・脱炭素化を見据え、不断の技術革新が不可欠。
- 革新技術(GaN、CNF、洋上風力等)の開発・実証、行動科学やIoTの高度化を踏まえた社会実装を推進。

第三の柱 【COOL CHOICEを後押しする社会システム】金融、社会システムの低炭素化

- 世界全体の大幅削減・脱炭素化を見据え、技術革新と共に社会システムを転換していくイノベーションが必要。
- 金融を活用した低炭素投融資の普及促進を図るとともに、更にその先の世界経済の脱炭素化を見据えた「長期低排出発展戦略」の策定に向けた検討を実施。併せて、民間の低炭素投資を引き出すため、制度設計を視野に入れ「カーボンプライシング」、「エネルギー転換部門低炭素化方策」等を検討。

海外展開

第四の柱 JCM、我が国の技術等により世界を低炭素・脱炭素化

- 世界全体の排出削減を進めていくためには、我が国の優れた低炭素・脱炭素技術の海外展開が不可欠。
- 二国間クレジット制度(JCM)の推進、国際機関との連携等により、世界全体の排出削減に貢献することで主導的役割を果たすとともに、優れた低炭素・脱炭素技術を持つ民間企業の海外展開を支援。

「地方公共団体実行計画」の概要

地方公共団体実行計画

【事務事業編】

全ての地方公共団体に策定を義務づけ
 内容：地方公共団体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の措置
 （例）庁舎・地方公共団体が管理する施設の省エネ対策 等

【区域施策編】

都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市に策定を義務づけ。

内容：区域の自然的社会的条件に応じ温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項（以下の4項目）

- ・再生可能エネルギー導入の促進
- ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- ・都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
- ・循環型社会の形成

その他：都市計画等温室効果ガスの排出抑制と関係のある施策と実行計画の連携

地方公共団体実行計画の策定率（平成27年10月調査時点）

団体区分	合計	事務事業編	区域施策編
都道府県	47	47(100%)	47(100%)
指定都市	20	20(100%)	18(90.0%)
中核市	45	43(100%)	45(100%)
特例市	39	39(100%)	37(94.9%)
その他	1,637	1,323 (80.8%)	277(16.9%)
合計	1,788	1,474 (82.4%)	424 (23.7%)

区域施策編の策定率の向上





背景・目的

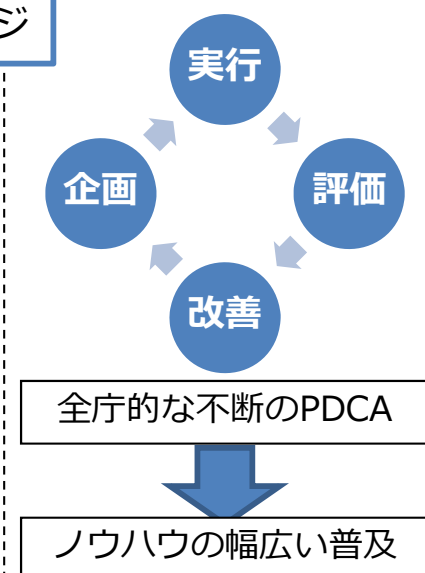
- 平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、2030年度に2013年度比で26.0%削減するとの中期目標が掲げられ、このうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2030年度に2013年度比で約40%減が目標とされており、全部門で最も厳しいものとなっている。
- その達成方策の一つである「地方公共団体の率先的取組と国による促進」として、地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「地方公共団体実行計画事務事業編（以下「事務事業編」という。）」を策定し、PDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めるとしているものの、現行の事務事業編において、上記のような高い目標が掲げられている例は少ない。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、取組の企画・実行・評価・改善（以下「カーボン・マネジメント」という。）を組織を挙げて不断に実施するよう促す必要がある。

事業概要

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業
地球温暖化対策計画を踏まえた事務事業編の改定等、事務事業編に基づく取組の大幅な強化・拡充、及びカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討（施設の管理・運転状況の確認、省エネ診断、ESCOの設計等）に係る費用を補助。
2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業
先進的な取組を行おうとする地方公共団体に対して、下記①及び②の提出を条件として、庁舎等への設備導入を補助。
条件①：カーボン・マネジメント体制の整備計画
※エネルギー起源CO₂排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的に実施するもの。
条件②：カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

カーボン・マネジメントのイメージ

企画：組織全体のエネルギー起源CO₂排出量を算定・分析し、全体及び個々の部局等の単位ごとに排出削減量及び対策目標を設定。
実行：排出抑制等指針を参酌しつつ、先進的な低炭素設備を導入・運用し、エネルギー起源CO₂排出量やエネルギーの使用状況等を算定・把握。
評価：目標と実績を比較して継続的な改善が図られているかを評価し、改善余地を模索。
改善：評価結果を基に組織を挙げて更なる改善を検討・実施。



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

1. 補助対象：地方公共団体（間接補助）
補助割合：都道府県・政令市：1/2、
政令市未満市町村・特別区及び一部事務組合等：定額（ただし、いずれも上限額1,000万円）
実施期間：3年間（平成28～30年度）
2. 補助対象：地方公共団体（間接補助）
補助割合：都道府県・政令市：1/3、財政力指数が全国平均以上の政令市未満市町村・特別区及び一部事務組合等：1/2、財政力指数が全国平均未満の政令市未満市町村・特別区：2/3
実施期間：5年間（平成28～32年度）

期待される効果

- 「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で累計240件形成し、全国に展開することを目指す。



再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）

平成29年度要求額
7,500百万円（6,000百万円）
（うち要望額1,500百万円）

背景・目的

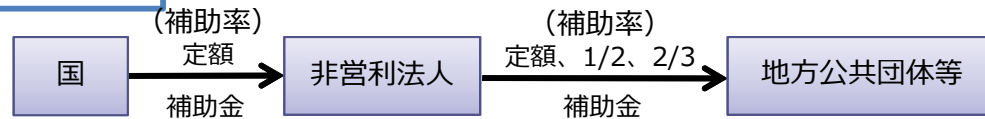
平成28年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（最大5年間）



※民間事業者への補助は経済産業省（資源エネルギー庁）が実施。
（系統連系されていない離島における民間事業者への補助は環境省が実施）

事業概要

再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いものに限定する。

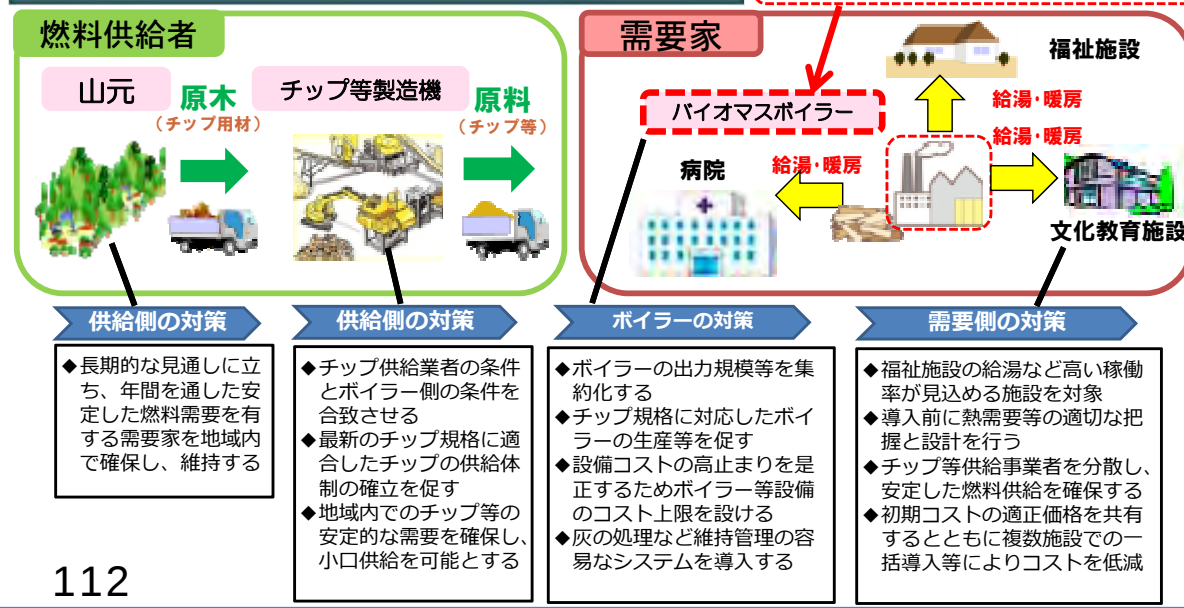
期待される効果

再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。
（本事業によるCO₂排出削減見込量は800,090t-CO₂）

導入拡大への課題と地方公共団体による対応の例

課題と具体例	課題対応の例
持続可能かつ効率的な需給体制の構築	バイオマス、小水力、地熱・温泉熱等の持続可能な調達・利用、需要施設とのマッチング
事業コストの低減	事業適地の減少、土地賃借料の上昇
社会的受容性の確保	周辺住民の理解の醸成、農林水産業者や温泉事業者等との調整
自然環境との調和	太陽光発電、風力発電、地熱発電の導入に伴う景観の保全
	地域協議会の設置・運営を通じた関係者の理解・協力の増進、離島の自然環境や地理的制約を考慮した適切な導入

事業イメージ（木質バイオマスの例）





防災・減災、国土強靱化及び地域の低炭素化に資する 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

平成28年度補正予算第2号要求額
1,993百万円

背景・目的

- 地震・集中豪雨を始めとする自然災害が多発する我が国においては、大規模集中型の系統に依存しない自立・分散型のエネルギーシステム構築が喫緊の課題。
- 本年4月の熊本地震においては、防災拠点等の公共施設に予め設置された太陽光発電設備と蓄電池等のほぼ全てが想定どおりの機能を発揮し、避難民の生活支援、復旧に向けた早期の活動開始に寄与。
- また、国の地球温暖化対策計画に基づく温室効果ガス排出削減の中長期目標を達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入と徹底した省エネルギーの推進を通じた地域の低炭素化が必要不可欠。
- 「経済対策の策定について（平成28年7月12日内閣総理大臣指示）」において防災対応の強化が対策の柱の一つに掲げられていることも踏まえ、今後発生が想定される大地震や集中豪雨等の自然災害に事前に対応するため、地方公共団体において、平時における地域の低炭素化を実現しつつ、防災・減災や国土強靱化にも資する自立・分散型エネルギーの導入をできるだけ早期に、かつ、広く普及させていくための強力な支援が重要。

事業概要等

地域防災計画に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等に対して、防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、コジェネレーションシステム、未利用エネルギー活用設備、省エネルギー設備、蓄電池等を導入する事業を支援。

事業スキーム

国 → 非営利法人 → 地方公共団体、公立大学・病院その他の民間団体
(定額補助) (補助率3/4～1/2)

<参考> 本年4月の熊本地震における再生可能エネルギー設備等の活用例

○各地の消防本部や避難所が停電。車中泊する市民も発生。

⇒ 太陽光発電及び蓄電池等による再生可能エネルギー電気が供給され、

- 消防本部では緊急出動の迅速な発令や災害情報の収集・整理に効果。
- 避難所での携帯電話・ラジオの利用や、高効率照明を活用して車中泊者を防災拠点に安全に誘導することが可能に。

環境省(又は非営利法人)

事業計画又は地域計画

補助金等

事業実績報告

交付対象:
地方公共団体等

対象機器(例)

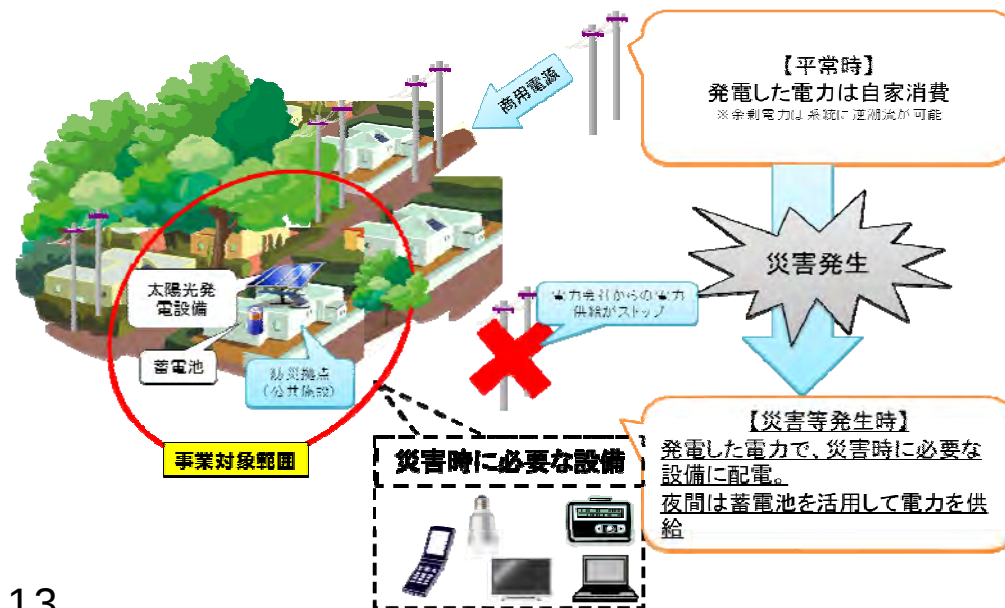


防災拠点への
太陽光発電の導入



避難所施設への高効率ガスコジェネの導入

(防災拠点への再エネ導入事業の例)



イメージ